

記 録 集

多摩地域の変容と地域資料の保存・活用

—地域持続のために—

中央大学大学院文学研究科・中央大学政策文化総合研究所共催シンポジウム

2021年3月

中央大学

記 録 集

多摩地域の変容と地域資料の保存・活用

—地域持続のために—

中央大学大学院文学研究科・中央大学政策文化総合研究所共催シンポジウム

2021年3月

中央大学

目 次

はしがき	1 頁
凡例	2 頁
1. 発表・討論	3 頁
趣旨説明 多摩の地域持続と地域資料 宮間純一（中央大学文学部准教授）	5 頁
講演 1 自治体史編纂と地域資料の保存・活用 ―新八王子市史の活動を中心に― 鈴木直樹（日本学術振興会特別研究員 P D）	10 頁
講演 2 地域資料としての埋蔵文化財 合田恵美子（東京都埋蔵文化財センター副主任調査研究員）	18 頁
講演 3 地域資料の可能性は無限大 ―デジタルアーカイブで地域活性― 宮坂勝利（瑞穂町企画部企画課長、前瑞穂町図書館長）	30 頁
コメント 1 小林謙一（中央大学文学部教授）	44 頁
コメント 2 小山憲司（中央大学文学部教授）	55 頁
討論	59 頁
2. 配付資料・発表資料	69 頁

はしがき

本書は、2020年11月14日（土）に開催されたシンポジウム「多摩地域の変容と地域資料の保存・活用―地域持続のために―」（中央大学大学院文学研究科・中央大学政策文化総合研究所「地域社会の持続と歴史的資源の保存・活用」チーム共催）の記録集である。本シンポジウムは、地域に伝わった資料を地域持続のためにいかに保存・活用するか、という近年図書館・博物館・文書館の専門職や関連分野の研究者、自治体の職員が突きつけられているまったなしの課題を、多摩地域をフィールドに考えようと企画したものである。

当日の次第は以下のとおり。

趣旨説明 多摩の地域持続と地域資料 宮間純一（中央大学文学部准教授）

講演 1 自治体史編纂と地域資料の保存・活用 ―新八王子市史の活動を中心に―

鈴木直樹（日本学術振興会特別研究員PD）

講演 2 地域資料としての埋蔵文化財

合田恵美子（東京都埋蔵文化財センター副主任調査研究員）

講演 3 地域資料の可能性は無量大―デジタルアーカイブで地域活性―

宮坂勝利（瑞穂町企画部企画課長、前瑞穂町図書館長）

コメント 1

小林謙一（中央大学文学部教授）

コメント 2

小山憲司（中央大学文学部教授）

討論

コロナ禍の中、オンライン会議システムでの開催を余儀なくされたが、約50名の方々にご参加いただき、活発な意見交換ができた。参加者は、多摩地域を中心とした図書館・博物館・文書館の職員や自治体史編纂室・文化財担当職員のほか、地域史研究を営む研究者、当該分野に関心をもつ大学院生・大学生などであり、分野や立場の垣根を越えた議論がなされた。ご参加・ご協力いただいたみなさまに感謝申し上げます。

シンポジウムで取り上げたテーマは、戦後以来私たちの先輩も取り組んできた課題であり、すぐに特効薬が処方できるものではない。だが、繰り返し考え続けていかなければならない問題である。本記録集を手にとられた方からの忌憚ないご意見・ご批判を期待したい。

2021年1月5日

宮間純一

凡 例

- ・本書には、口頭発表（趣旨説明・講演・コメント）と討論を文字起こしした原稿、配布資料（レジユメ）、発表資料（発表にあたって使用したスライド）を収録した。
- ・口頭発表・討論の原稿は、文字起こしした上で当日の論旨・趣旨を損なわない範囲で文章を一部整えた。
- ・配付資料や発表資料は、記録集への掲載にあたって若干改編・改変した。なお、配付資料と発表資料が同一の発表は、発表資料のみ収録した。
- ・本記録集の編集作業は、宮間純一が担当した。
- ・口頭発表・討論の文字起こしは、大江達彦・赤羽陽介（中央大学大学院生）が担当した。

1

発表・討論

趣旨説明 多摩の地域持続と地域資料

宮間 純一

本シンポジウムは、タイトルに示したとおり、多摩地域をフィールドに地域資料の保存・活用のあり方を考える機会として準備したものです。ここでいう地域資料とは、古文書や歴史的な公文書といったアーカイブズから、図書館が収蔵する文献・刊行物あるいは文化財などの地域に伝わった知的・文化的資源全般を指す幅の広い概念です。こうした地域資料の保存と活用は、改めていうまでもなく博物館・図書館・文書館などに関わる複数の領域・分野において、理論と実践の往復の中で長らく検討されてきたテーマです。

私は、歴史学と、古文書や公文書などを扱うアーカイブズ学が専門なので、まずはじめに、趣旨説明にかえて文字資料を中心に多摩地域における史料の保存・活用の軌跡を簡単に振り返ってみたいと思います。

日本は世界的にみても珍しい、大量の古文書が民間に散在している地域ですが、それらはこれまでに何度か消失の危機に瀕してきました。最初は、1945年の敗戦後、地主制の解体による旧家の没落などが原因で各地の〈イエ〉が所蔵していた民間所在資料が散逸してゆきます。文部省の調査によればその数は約250万点にもものぼったとされますが、これを食い止めようとした歴史研究者たちの活動は、歴史資料保存運動の端緒となりました。この運動は、1951年の文部省史料館の設置につながってゆきます。

その後、高度経済成長期の後半、とくに1970年代には地域社会が弱体化したことを背景に地域資料はふたたび危機に直面しました。この時期から地域社会において古文書を保存してきた、有力な〈イエ〉の存続が危ぶまれ、資料を保有し続けることができなくなっていくます。そして、その受け皿となるはずの文書館・博物館や図書館といった施設が十分でない地域、もしくは資料収蔵施設があっても専門の職員がおらず、収蔵スペースが確保できない場合には、文書の行き場がなくなってしまうわけです。ご存じのように、その後地域社会の衰退はさらに加速してゆき、21世紀に入ると地方消滅すら現実のものとなって今日ではより状況が深刻化してきています。また、相次いで発生している大規模災害によって、民間で保存されてきた地域資料が被災するという物理的な損害も生じてきました。とくに、1995年の阪神・淡路大震災以降は被災資料を救出するための体制づくりが各地で進んでいます。

このように、いま地域資料は保存の観点からはかつてない危機的局面にあるわけですが、一方で活用の面からは地域資料への期待はむしろ高まってきています。人口減少・住民の高齢化が進み、地域持続が社会における喫緊の課題となる中で、地域再生・地域振興を実現するための一手段として人びとの足取りが記録されたアーカイブズを活用する方法が模索されています。もう少し踏み込んでいえば、地域資料の活用によって地域固有の「歴史」をひもとき、それを地域アイデンティティの精神的支柱として地域社会を存立させようとする指向が、アーカイブズ学・歴史学等の学問領域から政治・行政のレベルでも叫ばれています。

また、2011年の東日本大震災の被災地などにおいては、災害から救済された地域資料を活用して、「郷土史」を描き、復興に役立てようとする動きもみえます。今日の日本社会では、地域持続のための処方箋としての「郷土史」や「郷土史家」の価値が見直され、その源泉となる地域資料への関心が高まっているのです。これと一見同じ方向を向いているかにみえるのが、文化財保護法の改正に象徴される「観光資源」として地域資料を利用しようとする政策です。しかしながら、こうした動きに対しては、地域資料の保存よりも、地域資料を「観光資源」として消費することを優先する政策だと警戒して、歴史系の学界は懐疑的な態度を取っています。両者の間で、保存と活用の両方を考えなくてはならない学芸員やアーキビストなど歴史資料を扱う専門職は難しい立場に立たされています。

つづけて、今お話したことを念頭におきつつ、多摩地域に目を向けてみたいと思います。三多摩地域における地域資料の総合的な文化財調査は、1950年代から始まった東京都の所在調査が端緒となりますが、市町村レベルで史料の発掘や保存が本格化したのは、1950年代以降開始した戦後はじめての自治体史編纂にともなう史料調査と、1960年代から各自治体で設立された図書館における「郷土資料」の収集だといえます。1975年には、それぞれの図書館の取り組みを結びつけるための連絡・協議機関として三多摩郷土資料研究会が発足し、多摩地域における地域資料の保存と活用に今日まで多大な貢献をしてきました。1976年時点で多摩地域の30の自治体のうち、21の自治体で図書館が開館しています。図書館から古文書を含む地域の文献資料の収集・整理・保存・公開が出発したことは、多摩地域の特徴の一つだといえます。

そこからわずかに遅れて、博物館も各市町村で設置され、1978年に東京都三多摩公

立博物館協議会が発足しました。博物館は、アーカイブズに限らない地域資料を収集・保存・活用するための拠点となるわけですが、地域資料が危機を迎えつつあった1970年代後半の多摩地域は、図書館と博物館が両輪となって地域に残る歴史資料を保存する体制が芽生えた段階、とってよいかと思います。

つづいて最近の動向で注目されるのは、新しい自治体史の編纂が八王子や府中、立川、羽村などで開始・完了していることです。自治体史の編纂にあたっては、行政区ごとに地域資料が網羅的に収集されますが、この事業で集められた複製物やデータは死蔵せず、公開することが今日では当たり前求められるようになりました。八王子市では、公文書管理法の施行や『八王子市史』の編纂事業を受けて現在公文書館の設置が準備されています。公文書館に関しては、府中市や武蔵野市では八王子市に先行してアーカイブズ機能を有する施設が置かれています。市町村立の文書館は日本ではまだまだ少ない状況ですが、こうした動向が多摩地域の地域資料の将来にどのような影響を与えるのか、見守って行く必要があります。

行政だけではなく、民間の組織が地域資料の保存・活用の担い手となってきたことも多摩地域の特色です。ここですべてを網羅することはできませんが、いくつか事例をあげると、多摩中央信用金庫（現・多摩信用金庫）が1975年に創刊した『多摩のあゆみ』がまず思い浮かびます。『多摩のあゆみ』では数多くの地域資料が紹介され、地域の歴史研究を推進し、地域資料の価値を市民に訴えてきました。また、多摩中央信用金庫の多摩文化資料室を母胎として設立された公益財団法人たましん地域文化財団歴史資料室は地域資料の収集・公開を進めてきています。ほかにも、図書館関係では2006年にNPO共同保存図書館・多摩として組織された通称多摩デポは、廃棄されゆく運命にある図書館資料を救い、アーカイブズ関連では市民アーカイブ多摩が市民活動の記録を保存・公開するために発足しています。行政の仕事からはこぼれ落ちてしまうような地域資料の保存・活用をめざして、民間の団体が重要な役割を担ってきたことも多摩の資料保存を語る上で欠かせない要素です。

以上のように、多摩地域では地域資料の保存と活用が全国と比較しても早い時期から試行錯誤されてきましたが現在画期を迎えています。東京都の試算によれば、2020年、つまり今年を境として多摩地域全体が本格的な少子高齢社会に突入するとされています。また、奥多摩町や檜原村は以前から過疎地域に指定されていましたが、地域再生のための「過疎地域自立促進計画」の中で有形・無形の文化財の保存・活用計画が記載されています。東

京都下にある多摩地域でも、とりわけ西多摩地域において地域持続はまったなしの課題となっているのであり、地域資料への期待も増大しているといつてよいかと考えます。災害に関しても、わたしたちの記憶に新しいところでは、2019年に発生した大型台風の影響で多摩川が氾濫し、少なくない地域資料が被災しました。災害から資料を守るために情報の把握・共有と被災した資料のレスキュー体制の構築も今後の大きな課題です。

こうした昨今の情勢をみつ多摩地域で地域史の研究に微力ながらも取り組み、地域資料の恩恵にあずかってきた者として、ここ数年のことですが私もささやかながら地域資料の保存・活用のための模索をしてきました。2017年度から2019年度にかけては、とうきゅう環境財団（現東急財団）の学術研究助成を受けて多摩地域の民間資料の所在状況の把握およびデータの集約を不完全ながら行いました。古文書は、先ほどもふれたように現在も民間で保存されていることが少なくありませんが、これらを把握しておくことは災害などから資料を守る前提となりますし、活用のための基本的なデータにもなります。しかしながら、2014年の国文学研究資料館の調査でも指摘されているところですが、こうした調査活動を実施する中で、多摩地域にはまだ十分把握されていない、もしくは把握されていても整理・活用されていない地域資料が数多くあることを改めて知りました。2019年3月には、多摩信用金庫・たましん地域文化財団の協力を得て立川市で「多摩の地域持続をめざした地域資料の保存と活用」と題するシンポジウムを開催しましたが、本日のシンポジウムはその継続的な取り組みの一環ということでもあります。

このような活動をしてゆく中で大変幸いなことに、青梅市の津雲家に伝来した政治家津雲国利が収集した歴史資料や、日の出町の羽生家に伝来した地方の文書群など、貴重な資料に出会うことができました。先輩・後輩、研究者仲間、大学院生、学生に声をかけて資料調査をさせていただいています。こうした文書群の調査・研究は、非常に時間も手間もかかる地味な作業ではありますが、地域資料保全のための重要な第一歩であり、同時に活用のための基盤整備ともなります。古文書は目録をまず作成せねば、保存も活用もままなりません。さらには、未整理の文書群の調査・研究の過程に大学院生や学部生に関わってもらうことで後身を育てようとする教育的なねらいもあります。かつて地域資料の保存・活用を支えていた「郷土史家」が減少していることも歴史学の界限では深刻な問題だと認識されていますが、将来の担い手を養成していくことも私たちの使命だと思っています。

ここまでお話したように多摩地域の現在は、難しい課題を抱えています。これらを解消してゆくためには、行政ごと、学問領域ごと、団体ごとに、それぞれで行われてきた取り

組みを足場としながらも、その枠組みを乗り越え、ブレークスルーを起こすことが必要だと考えています。各市町村が集積している地域資料のデータが共有されれば、活用にも、災害対策にも大いに役に立つはずです。

そこで本シンポジウムでは、八王子市史の編纂に携わってきた鈴木直樹さんに、まず、自治体史編纂と地域資料の収集、およびその後の保存・公開についてお話いただきます。先ほどもふれたように八王子市では最近市史編纂事業が完結し、現在公文書館の設置に向けた計画が進んでいるところです。

続いて、合田恵美子さんからは、発掘調査によって認識される埋蔵文化財の保存と、それらの活用に向けた話題を提供していただきます。埋蔵文化財がもつ地域資料としての可能性に言及していただける予定です。

また、宮坂勝利さんからは瑞穂町における図書館の取り組み、特にデジタル・アーカイブズの事例から実践的な地域資料の活用例をご報告いただける予定です。

その後、三本のご講演に対して、考古学が専門の小林謙一さん、図書館情報学が専門の小山憲司さんにコメントをいただきます。全体を通じて、多様な視点から多摩の地域資料の保存・活用に関する論点が浮かび上がることを期待しています。

以上を通して、本シンポジウムが分野や立場をつらぬいて多摩における地域資料保存・活用のこれまでを振り返り、そしてこれからを考える機会の一つになれば幸いです。趣旨説明は以上になります。

講演 1 自治体史編纂と地域資料の保存・活用 —新八王子市史の活動を中心に—

鈴木 直樹

皆さんこんにちは。ただいまご紹介に預かりました、日本学術振興会の鈴木直樹と申します。どうぞよろしくお願いいたします。本日は「自治体史編纂と地域資料の保存・活用」というテーマでお話をさせていただきます。

まず、はじめにですが、レジュメをご覧ください。今回のシンポジウムの趣旨は、多摩地域をフィールドとして「地域維持」と「地域資料」について、図書館情報学、博物館学、アーカイブズ学を横断して検討し、現状の到達点と課題を共有・検討し、今後を展望するというものです。それを地域資料の保存と活用を軸に考えていきます。報告者に与えられた課題は、報告者が携わった新八王子市史の経験を基に、自治体史編纂事業による地域資料の保存・活用の成果と課題を示すことです。なお、私は近世・江戸時代を中心に研究しておりますので、その知見の限りとなります。自治体史編纂事業は、地域資料の発掘につながる一大事業ですので、こちらを取り上げ、地域資料の保存・活用を考えていきたいと思えます。

報告者は、2009年10月から2018年3月まで八王子市役所市史編さん室の近世部会で、専門調査員を務めておりました。この専門調査員というのは、大学院の博士課程の学生を中心とし、資料調査や基礎的な文献調査を行う調査員です。私はその中でも、最終的に通史の執筆にも携わらせていただきました。また2013年4月から2016年3月にかけて、近世部会担当の専門員・嘱託職員として原稿執筆者との連絡・調整業務や専門調査員らへの作業依頼などの仕事をしておりました。

まず、東京都八王子市の概要を述べますと、地理的特徴は西高東低と言われるように、西側は関東山地の東縁にあたり、陣馬山や高尾山などの山々がそびえています。一方、東側は開けた場所が多くなっています。中央部は盆地状になっています。市の中心部には浅川が流れていて、北部には多摩川が八王子市に少しだけ接して流れています。南の方にはニュータウン開発で大きく姿を変えた大栗川が流れています。市内の川に共通する特徴は、丘陵の間に沿って多くの川が流れているため、川の流れが急であることです。また、八王子は江戸時代以来の交通の要衝で、甲州道中の八王子宿が設置されていたり、幕末維新期に横浜が開港すると、八王子周辺から絹を運ぶための「絹の道」が整備されたりしました。

次に八王子市の成り立ちを簡単に見ていきます。明治 22 年(1889)の市制町村制により、八王子町が設置され、それ以降 2 町 7 村、まとめて 9 町村が合併して現在の八王子市の形となりました。最初に北部にある小宮町を合併し、最後に柚木村(中央大学が所在する)を合併して、現在の八王子市となりました。八王子の概要は以上の通りです。

次に、新八王子市史の編纂経緯と目的をお話したいと思います。新八王子市史は市政 100 周年記念事業として編纂が始まったものです。宮間さんの報告の中にもあったように、第 2 次編纂グループに『八王子市史』(旧市史)が刊行され、『新八王子市史』は戦後 2 度目の市史編纂事業により刊行されました。編纂の経緯は、2 つの大きな流れに分けられます。1 つ目は、旧市史の課題が浮き彫りになったことです。

1 度目の市史編纂は、市政 40 周年記念事業の一環として実施され、『八王子市史』が作られました。こちらは新八王子市史に対して旧市史と呼んでいます。上巻・下巻・附編の 3 巻で構成されています。上巻は行政編で、編纂当時の八王子市政についての現状が記載されています。下巻では古代から明治までの八王子市の歩みや、八王子市の宗教や民俗に関する記述がなされています。附編では行政資料、例えば人口動態資料または災害について記載されています。特に下巻は約 3 年間という、かなり短い期間ながら、八王子市を大規模に調査した先駆的な事業でした。

しかしながら、刊行から 50 年近く経っており様々な問題が指摘されるようになりました。まず 1 つ目は、市史編纂にあたって使用した資料を掲載した資料編が刊行されなかったことです。さらに 2 点目は、内容が学術的な用語が多く難しいことです。3 点目は、庶民の生活に重点を置く民俗に関する記述が手薄であったことです。このような課題が挙げられて、構成面、内容面で新たな市史編纂が望まれました。これが編纂に至った流れの 1 つです。

もう 1 つが、八王子市役所内で公文書に関する議論が進んでいたことにあります。2005 年 10 月、庁内横断的組織である、情報マネジメント検討会が発足し、その中で次のような提言が行われました。「過去の行政情報は、今日の八王子市政形成の証として、また、地方分権時代の自治体にふさわしい個性あるまちづくりを進めていくために不可欠な政策立案の基礎資料として、市民共有の知的財産である。その歴史的、文化的価値についての市民の関心と理解を喚起し、これらの情報を体系的に編集して市民が活用できるよう資料を公開・提供することが必要である」。このような考えに基づいて市政 100 周年記念事業として、市史編纂を市長に提言しました。さらに同時期に、八王子市議会からも公文書の保存と活用の観点から、新しい八王子市史の編纂や公文書館について一般質問が出されました。

以上のように、八王子に関する情報収集・活用・公開の観点から、新たな市史編纂の必要性が

提起されました。こうした動きに至る社会的背景ですが、2000年頃は行政機関の情報公開が問題となっておりました。さらには、地方分権一括法の施行を受けて、各自治体が独自判断で地方自治を実施していく必要性が出てきました。その時に、材料となる様々な市に関する情報を収集しているということ、こういった流れができてきました。以上のような2つの動向を受けて、2007年4月に八王子市では市史編さん室を設置し、編纂活動を開始しました。そして、八王子市制施行100周年にあたる2017年に市史編纂が完結し、2018年3月に市史編さん室は閉室しました。

次に『新八王子市史』の基本的な考え方を確認しますので、添付した資料をご覧ください。最初に「八王子市史編さんの基本的な考え方」という資料を見ていきます。

まず、市史編纂の目的ですが、3点ありまして、1点目は「八王子市政100周年記念事業として行い、広い視野から八王子市の歴史的な位置を明らかにするとともに、市民の地域に対する理解を深め、市民自らが行うまちづくりに役立てる」こと。2点目は「八王子の自然や歴史、伝統文化を改めて見直すことにより、八王子市の発展と文化の向上に資する」ことです。今回のシンポジウムのテーマにおいては、次の3点目がポイントになるかと思います。つまり「八王子に関する有形、無形の歴史資料を整理、保存、管理し、後世に伝えるとともに、現在および将来の活用を図る」ことです。

次に、「3. 市史編さんの基本方針」のいくつかをご紹介します。まず1点目、「昭和38年から43年にかけて刊行された既刊の『八王子市史』をはじめ、これまでの市内外の諸研究を参考とするとともに、各学問分野における最新の成果を盛り込み、生活する市民の視点から、改めて編さんする」、中でも「生活する市民の視点から」、ここが重要です。そして4番目のところですが、「各分野の専門家の執筆による、質の高い学問レベルに耐えうる内容を保ちながら、平易な文章で読みやすい市史を編さんする」、9番目の、「編さんの過程で調査、収集した資料は、将来に向けて公文書館などの施設整備を図り、適切に保存、管理し、広く市民に公開して活用につとめる」といった箇所もポイントになります。

合わせて、市史の内容も紹介していきたいと思います。『新八王子市史』は本編8冊・資料編6冊の計14冊で、レジュメに記載通りの構成で刊行されました。そして「八王子市史編さんの基本的な考え方」の3ページ目に「9. 編さん組織」がありますが、これについても簡単に見ていきたいと思っています。「市史編さんに伴う組織は、以下のとおりとする」というところです。市史編さん審議会、こちらは市長の諮問に応じ市史編纂の基本的な事項について、調査審議し答申するものです。市史編集委員会は「市史編さん審議会を代表する者及び専門部会を代表する者で構成し、市史の内容や具体的な編集方針等、市史の編纂に関する重要で専門的な事項について協議する」と定め

られています。専門部会は「分野別、時代別に設置し、本編及び資料編に関する資料調査並びに執筆等を行う」組織です。専門部会の構成ですが、原始・古代部会、中世部会、近世部会、近現代部会、自然部会、民俗部会、という形で専門分野ごとに部会が設置され、専門員が配置されました。基本的にはご紹介した3つの組織を置いて、市史編纂が行われました。

以上のように、市史編纂活動を通じて資料を収集・調査・整理し、将来的に保存・公開・活用することを念頭において、「八王子市史編さんの基本的な考え方」が制定されました。

それでは、これまで見てきた市史編纂の基本方針や目的はどの程度達成されたのか、を次に見ていきます。その前に、新市史編纂が開始されるまでの状況を見ていきます。先程の宮間さんの報告と被るところがあると思いますが、具体的に振り返ります。

新市史の編纂開始までに、八王子市では順次資料調査を行ってきました。郷土資料館が調査を主導し、古文書目録が7冊刊行されています。その中で、『八王子千人同心史』の編纂が1つの大きな画期になっています。千人同心とは、近世初頭に甲武国境の警備や八王子地域の治安維持のために設置された、武士集団のことです。『八王子千人同心史』は、1980年代後半から90年代前半にかけて、八王子千人同心史編集委員会(八王子市教育委員会や郷土資料館所管)によって編纂されました。内容は資料編2冊、通史編1冊、さらに資料集などが刊行されました。郷土資料館による古文書目録7冊が刊行されたと申しましたが、このうち3冊、22件7,745点が、この事業の付帯刊行物として刊行されました。

さらに、時代は前後しますが、東京都教育委員会も八王子市域の資料調査を行っていました。1959、60年度に実施した文化財調査の成果をまとめた報告書、東京都教育委員会編『南多摩文化財総合調査報告』が3冊刊行されています。この中で、八王子市域の資料をカウントすると、古文書資料は111件載っており、合わせると資料点数は18,887点となります。

さらに大学や郷土史団体なども八王子市域の調査を行っていました。高尾山の薬王院文書に関しては、『南多摩文化財総合調査報告』にも2,053点の概要報告がなされています。その後、法政大学の村上直教授のゼミナールによって、調査が行われて最終的には2,573点の資料目録が作成されました。このほかに、千人同心に関係する文書目録として、多摩文化研究会が機関紙『多摩文化』第8号・第10号にそれぞれ、千人同心の「河野家文書目録」、「千人同心関連所在目録資料集成」を掲載しています。これら全部を合計すると、17件2機関3,730点の資料が目録としてまとめられ、見ることができます。

旧市史では、編纂に際して作成された目録や、撮影された写真が公開されませんでした。旧市史編纂時に作成された目録や写真の所在が不明であり、どこにあるか分からない状態になってい

ました。その後、新市史を編纂する過程で、色々調査する中でその一部が発見されました。現在まで、旧市史の成果が引き継がれていない問題が、このことから見て取れます。更にこれまでの目録の大半は、八王子千人同心関連資料に偏りが見られている、という状況があります。こういった状況を踏まえて『新八王子市史』では地域の資料調査を行いました。

レジュメの「新八王子市史による地域資料の調査活動」のところですが、まず市史編さん室の資料整理・保存について確認します。八王子市史編さん室は、廃校になった旧稲荷山小学校の跡地に置かれていました。廃校ですから広いスペースがありますが、開放的で資料保存には向いていない場所でした。市史編纂では、古文書や公文書の文献資料はもちろんのこと、遺構・遺物など考古資料、動植物標本などの自然資料、写真資料や美術資料、石造物、建造物、芸能民間伝承など、多様な資料を収集しました。古文書整理の体制ですが、当初は近世、近現代の専門調査員らを中心に担当していましたが、2013年になると資料整理担当の専門員を採用し、更に地域の古文書サークルである「古文書を探る会」のメンバーらによる臨時職員によって、文書目録の作成が行われました。中性紙封筒に文書の目録を書き込んでまとめ、それを全体としての目録にしていく、といった流れです。適宜それらを古文書箱に入れました。

資料整理の流れは、所蔵者の土蔵や倉庫から資料を運び出すわけですが、その時に元々どういう状況で資料が置かれていたのか、ということを実況記録として写真撮影するなどしてから、調査を開始します。運び出した資料を市史編さん室にて、まずはほこり等にまみれていますから清掃作業を行います。清掃したものを中性紙封筒に収納し、目録を作成していきます。やはり、こういった古い資料には古文書を食べてしまう虫なども付いていることがあるので、資料を燻蒸し、更に温湿度管理を徹底したうえで保管します。最終的には写真撮影をしてマイクロフィルムやデジタルデータとして複製物を作ります。そして資料を所蔵者に返却します。これが一連の整理の流れです。

市史編さん室立ち上げ当初の目標は、旧市史刊行後に合併した由木地区(旧由木村)を中心に、資料収集・調査をしていくこと、なるべく幅広く各村の名主文書を悉皆調査していくことでした。

近世部会の調査について、以下のような方法で調査を実施しました。A「郷土資料館や、そこで活動している「古文書を探る会」の調査情報を基に、資料所蔵者を特定していく」。B「紳士録(地域有力者の名簿)や『南多摩文化財総合報告』等の報告書といった文献から、分析して資料所蔵者を特定していく」。C「聞き取り調査先から資料所蔵者を紹介してもらう」。D「古文書のありそうなお宅を探して訪問する」というものです。事前に連絡をしていくこともあれば、目についたものがあれば適宜訪問していく、といった手法をとりました。様々な方法を駆使して調査を行っていましたが、AやCの成功率は高かったです。一方で、Dは空振りが多かったです。

市史編纂事業の調査の成果についてですが、市史編さん室では資料を、借用や寄贈によって収集していきました。主な寄贈資料は郷土史家が収集した古文書、家や風景の映像や写真、八王子に関する書籍など 50 件 7,935 点集まりました。古文書等を中心とする市内外で収集した資料については 253 件 99,735 点集まりました。旧役場文書は合併した 9 町村の資料ですが、18,000 点強が収集されました。こちらを合計すると、120,000 点余りの現存資料を収集することができたこととなりますが、その数は八王子の郷土資料館にある資料を含みません。そこで、現在八王子市に現存する資料の数を 2015 年段階で分かる範囲でまとめたところ、個人所蔵資料が約 100,000 点ありました。それ以外に郷土資料館が所蔵しているものが約 26,000 点、寄託されているものが約 37,000 点でした。更に市史編纂作業中に寄贈を受けたものが約 4,000 点で、その他を含めて総点数約 190,000 点もの資料が八王子に存在することを確認することができました。

地域別に、元の町村ごとに分けてみると、八王子町であった旧市内に関係のあるものは 14 件 4,800 点、由井地区は 8 件で 17,000 点ありました。由井地区については、小比企町の磯沼家文書が 14,000 点あるので、ほとんどがこちらの資料群でした。このように見ていくと、各地区に万遍なく約 12,000 点前後の資料が存在するように示されていますが、旧市内については戦災の影響の大きさが見て取れます。由井地区では、多摩ニュータウン開発により古文書がかなり少なくなっており、開発後は古文書を持つ家がかなり少なくなっていました。こういった資料の中で初めて発見されたものとして、17 世紀末に八王子の代官が江戸へ撤退したときの資料などがありました。八王子宿で活躍した秤屋、鋳物師屋などの資料も見つかり、今まで知られていなかったことも資料を通じて明らかにすることができました。

最後に「おわりに」に移りたいと思います。「地域資料の保存・活用に向けた課題」というところからです。新市史の成果は、通史編 8 冊・資料編 6 冊、さらには『資料叢書』という資料集 5 冊など付帯刊行物も 17 冊刊行され、全部で 31 冊出版できたことです。市民の皆さんに見やすい形でお届けすることができた、これが大きい成果かと思います。旧市史で課題であった民俗の取り扱いについて、新市史では民俗編単体で 1 冊を刊行し、また調査報告書を 5 冊出すことができました。更には旧市史でほとんど取り上げられなかった自然編を単独で 1 冊刊行でき、『八王子市動植物目録』も出すこともできました。そして原始・古代編では、多摩ニュータウン開発に伴う調査の成果を反映させることができ、中世では市域所在の中世石塔の悉皆調査結果を反映することができました。近現代編では平成までの八王子市の展開を示すことができました。

近世部会の成果は、刊行物として通史編 2 冊、資料編 2 冊、さらには『資料叢書』として資料集を 3 冊刊行できました。2012 年から 16 年まで毎年資料集を出すといった厳しいスケジュールでしたが、

刊行していくことができました。資料叢書は、1冊目は『村明細帳集成』といって「村政要覧」のようなものです。2冊目が『検地帳集成』という土地台帳の資料集です。3冊目は『宗門人別帳集成』という江戸時代の戸籍簿のようなものです。それぞれの資料叢書では該当資料の悉皆調査をして、八王子にそれぞれ資料が何冊(点)あるのか、わかる範囲でまとめました。特に『検地帳集成』では、市域に存在する資料 275 点を一覧表にし、そのうち 17 点を翻刻化、データ化しました。近世史研究者が名主家文書を研究するときは、その家の事はわかりますが、その周辺にある村のこと、あるいは 1 つの地域全体はどうなっているかは、わからないことが多いです。市史編纂事業のように地域の資料を幅広く、全体を見渡すことはなかなかありません。例えば『検地帳集成』では、17 世紀に全国で行われた土地調査である、寛文検地というものがありますが、八王子市内に伝存する寛文検地帳をまとめて見ると、どのような順番で市域の検地が行われたか、分かるようになりました。こういった点も重要な成果であると言えます。更に八王子地域の宿や街に住む人々の日常的な生活、編さんの目的にある、地域の人々の視点にまで踏み込んで調べて、記述する事ができたと思います。

以上のように、市史を通じて大量の地域資料を調査・収集することができました。これまでの課題であった資料編を刊行し、更には民俗編、自然編を単独でまとめるなど、構成や内容面の旧市史の課題を解消することができたと考えております。

そして市史編さん室のその後について、市史編纂事業の後継組織ですが、市史編さん室は 2018 年 3 月をもって閉室し、組織は解散となりました。刊行物の販売や寄託資料の整理や保管は、生涯学習スポーツ部の文化財課郷土資料館へ引き渡されました。旧村役場文書の整理や保管については総務部総務課、編纂事業そのものは総合経営部計画第二課が引き継ぐことになりました。市史編纂の嘱託職員のうち、一部は同系組織に所属するも、正規職員は皆異動してしまいました。これにより、事業そのものがバラバラに引き継がれ、事業が円滑に継承されず資料公開など多くの課題を残しました。

地域資料の保存というところですが、先ほど見ていただいたように市史編纂で集めた資料の半分以上は個人からの借用資料でした。個人所蔵の資料は複製を作成後、所蔵者に返しています。これは資料の現地保存が良いだろう、ということで返しています。しかし、編纂期間中から、資料を管理しきれないので寄贈したい旨の連絡が多く寄せられました。また、資料所蔵者の代替わりや、家の新築、地域開発に伴い、地域資料は危機的な状況に晒されると言えます。現在、こうした返却した資料のアフターフォローがどうなっているか、保管状況がどうなっているのか、把握できていない状況にあると思います。継続的な資料状況の確認作業が必要なわけですが、こちらは資料が存

在する限り、かなり長い期間、定期的に見ていかないといけないわけで、個人では難しいです。しかしながら現在、地域資料は所蔵者の個人的努力によって保存される状況が多くなりつつあります。地域資料を安定的に保存していくためには自治体や大学等と協力して、保存場所を確保していく必要があるのだと思います。

それに宮間さんの報告にもありました通り、歴史資料を調査・保存するためのネットワーク(ボランティア組織)なども必要ではないかと感じているところです。多摩地域には大量に未調査資料が眠っていて、保存・活用のためにも調査が必要な状況です。全国各地の歴史資料ネットワークでは自然災害の発生時に資料レスキューをしていて、それが資料の散逸や消失を防ぐ役割を果たしています。大規模災害が発生する前に、多摩地域を中心とした資料の調査・保存ネットワークを作っておく必要があります。

資料の活用については、まず市史編纂事業で収集した資料の公開が必要だと考えています。現在、収集資料の郷土資料館への引き継ぎはされていますが、公開には至っていません。マイクロフィルムへの撮影は終わっているので、撮影した資料、特に個人所蔵の資料の公開が待たれるところです。

一方、市史編纂の目的に掲げた公文書館に向けては、具体的な動きも見えてきています。2016年の2月には「自治体の公文書館を考える」というシンポジウムが開かれて、当時の編さん室の主幹が参加し、報告がなされています。さらに今年の4月から「八王子市公文書の管理に関する条例」が施行され、歴史的に価値のある公文書として、旧役場文書のうち八王子市合併以前の公文書が公開されています。総務部に公文書管理課が新設され、歴史的に価値のある公文書の目録の公開がなされています。更には公文書館の設立を公約に掲げた、石森孝志氏が市長に当選するなど、公文書館設立に向けた動きが見えてきているところです。

以上が私の報告になります。ご清聴ありがとうございました。

講演 2 地域資料としての埋蔵文化財

合田恵美子

東京都埋蔵文化財センターの合田と申します。本日は「地域資料としての埋蔵文化財」という題でお話をさせていただきます。

今日の発表をわかりやすくするために、まず私がどういう仕事をしているのか、というお話から始めます。私は、東京都埋蔵文化財センターの調査研究員という仕事をしておりますが、簡単に言えば遺跡の発掘調査で陣頭指揮を取る、といった仕事です。1年のほとんどは、遺跡の現地に立って作業員さんと一緒に汗を流すという仕事をしています。ですので、自分は研究員というよりはどちらかと言えば、技術者に近い職種かな、と思っているのですが、今回こういったお話をいただきまして、今まで遺跡の仕事以外にも、この中央大学で学芸員を養成する課程の一つ、博物館展示論の講義を受け持たせていただいたりとか、先ほどの鈴木さんの発表にもありましたように自治体史の執筆にも声をかけていただいたりとか、そういった本業以外の仕事させていただく機会が多くなりまして、その中で自然と、自分の「遺跡を掘る」という仕事を文化財保護あるいは文化財調査という全体の枠組みの中でどう位置付けるべきか、ということを考える時間が多くなってきました。そこで本日は、私が自分の「遺跡を調査する」という立場で考える、地域資料としての埋蔵文化財をいかにして保存活用していくか、というお話をしてみたいと思います。具体的に何か実践しているとか、あるいは立場的に、このあとちょっと詳しくお話をしますが遺跡の調査を専門的に行う組織に所属しておりますので、「こうできたらいいな」という願望だけのお話になってしまうかもしれませんが、どうぞお許しいただければと思います。

まずお詫びになるのですが、事前配布資料が著作権とファイルサイズの問題から文字だけになっております。画面を共有して少しわかりやすく画像や図面なども使ってお話を進めたいと思いますので、画面の方を合わせてご覧になりながらお話を聞いていただければと思います。

今日お聞きいただいている方の多くは、埋蔵文化財にかかわる仕事以外に携わっている方が多いとお見受けしましたので、まず前提として「埋蔵文化財ってなんですか」、ということからお話を始めたいと思います。配布資料の最初に記したとおり、「埋蔵文化財」とは一般的にイメージするところでは、おそらく皆さんがイメージする「遺跡」とほぼ同じです。配布資料にも書いてありますが、埋蔵文化財というのは土地に埋蔵されている文化財、主に遺跡と呼ばれている場所のことです、

とこのように文化庁のホームページにも書いてあります(スライド 2)。遺跡というと、例えば昔の竪穴住居、家の跡ですとか、あるいはお墓、あるいはちょっと違うイメージだと貝塚などといった、いわゆる我々が専門用語で「遺構」と呼んでいるような不動産的なものが思い浮かびますが、土器、石器、縄文土器とか縄文の石器とか弥生土器とか、もっと新しいと近世の陶磁器とか、そういった「遺物」も総称して埋蔵文化財と呼んでいます。

埋蔵文化財とは読んで字のごとく「土地に埋蔵されている」という特徴を持つために、資料にも示しているとおり、地表からはその存在が分かりづらい。埋まっていますので、例えば地表面に遺物が落ちている、そういったわずかな痕跡でしか見つけられない。そして地表面からは存在が分かりづらいので、実際に掘らないと、その遺跡の詳細、例えば遺跡の時代、遺跡の種類、ムラの跡なのかあるいはお墓の跡なのか、といったような詳細が分からない。しかし、掘ってしまうと遺跡は基本的にその現地から消滅してしまう、という非常に厄介な性質を持っています。なので、埋蔵文化財の調査は考古学の知識と技術に基づいて地面を掘る、土地を掘るといった掘削行為とその記録、すなわちそれが「発掘調査」と我々が呼んでいるものですが、そういった専門的な技術と知識を持った人間が(遺跡を)調査する、ということが必要になってきます。

先ほど改正文化財保護法といったような話題も出しましたが、文化財保護法においては、埋蔵文化財は寺社仏閣などの歴史的な建造物ですとか、あるいは美術工芸品といった他の文化財と同じく、国民共有の財産として保存し活用することが義務付けられています(スライド 3)。国と地方公共団体は文化財の保存を適切に行う、ということも義務付けられています。(このことは)文化財保護法の第1条と第3条に書かれています。しかし、埋蔵文化財は先ほどから言っているとおり、地下に埋まっている、土地に埋蔵されているために、土地と非常に分かちがたい状態になっている。そのために、いわゆる開発行為、家を建てたりビルを建てたりもっと大規模な工事を行ったり、といった開発行為の影響を逃れることができません。文化財保護法の理念に原理主義的に従うならば、全ての遺跡は保護され保存されるべきなのですが、例えば特に東京都のような都市において、すべての開発行為を止めて遺跡を完全に保存したら、現代に生きる私たちの生活は完全に破綻してしまう。そのために、現代の生活とその地下の埋蔵文化財との重要性とを天秤にかけたうえで、現状保存することがどうしても難しいとなった場合の次善の策として、行政行為として発掘調査を行い、その遺跡が消滅してしまう前に全てを記録として残す、「記録として文化財を保存する」ということを行います。(これが)資料にも書いてあるとおり、記録保存調査と呼ばれる発掘調査の1つの形態です。

この記録保存調査は先ほど申しましたとおり、行政措置、行政の行為として行いますので、それ

を適切に行うために地方公共団体に、考古学の知識と技術を持っている職員を配置する必要がある。ということで、ご存じの方も多いと思いますが、全国の地方公共団体、私の場合は公共団体の外郭団体になりますけれども、そういったところに埋蔵文化財の専門職と呼ばれる人が配置されている、というわけです。なので、先ほどの鈴木さんの文書資料の収集の話とはちょっと違って、行政措置として資料が収集されて保存される、というスキームができていているということになります。

具体的にその記録保存調査というものの例を挙げてみたいと思います。この発表の終わりの方でも話をしますが、中央大学の南側に広がっている多摩ニュータウン、四市にまたがる広大なニュータウンですが、そちらの開発は昭和 30 年代に始まっているのですが、その開発によって失われる遺跡もちろん、宅地開発の前に発掘調査が行われています。今回資料の方には多摩境駅の駅前の写真を出しましたが、(スライド 4 の)左側の写真では、まだ駅を作っている途中ですね。その駅前に広大な土が露出した部分が広がっていますが、この黄色と緑で囲った部分が遺跡の記録保存調査が行われた場所です。No.248 遺跡、No.245 遺跡、多摩ニュータウンの中にある遺跡は基本的にこういうふうにナンバリングで遺跡名がつけられているのですが、こういったような遺跡があったと。で、その遺跡は調査後消滅して、ちょっと(スライド 4 の)右の写真だとわかりづらくなりますけれども、大きな建物が建ったり個人住宅が建ったり、といったような状況になっているということですね。

今現在、私が所属している東京都埋蔵文化財センターでは、多摩地域では八王子南バイパスあるいは日野バイパスといったような、これから建設されていく道路の予定地内で、建設に先立って発掘調査をしたり、福生消防署の建て替えに伴ってその敷地内の調査を行ったりしています。以上のように、発掘調査、言いかえれば埋蔵文化財の資料収集とも言えますけれども、それが行政措置としてはっきりと文化財保護法の中に位置づけられているということが、文書資料とか、あるいは民俗資料といった他の文化財とは少し異なる、というふうに言えると思います。

続いて、東京都内で行われている発掘調査の状況について簡単に見てみたいと思います(スライド 5)。文化庁では毎年埋蔵文化財調査に関わる統計資料を公表しておりまして、全国的にどれぐらいの数の調査が行われているか、といったような資料が公表されています。その統計の中で発掘調査は大きく行政目的調査と学術目的調査に分けられておりまして、行政目的調査はさらに先ほどお話した、開発事業に伴う記録保存調査(緊急発掘調査)と、遺跡の保存の目的に行われるもの、とに分けられています。

まず開発事業に伴う緊急発掘調査、これは令和元年度の都内では 948 件行われました。これは東京都内で行われた発掘調査の約 98%になります。ほとんどは開発に伴って発掘調査が行われて

いるということですね。その98%の記録保存調査の7割は、私のような都の埋蔵文化財センターや、民間で発掘調査を専門的に行う会社、そういった調査専門に組織された法人や会社が担っています。

保存目的に行う調査のうち2つ資料に並べてありますが、保存目的に伴う範囲内容確認の調査が18件。遺跡整備事業に伴う調査が1件。詳しい内容は省きますが、これは遺跡を史跡として保存するとか、あるいは、都や市区町村で遺跡を保護する対象として保存する場合に、その範囲を確認したり、その中にガイダンス施設を建てる、といった場合にその部分だけ埋蔵文化財がないかどうかといったような調査を行ったり、そういった目的で行われるものです。これは合わせて19件です。なので、全体の2%にしかすぎません。

また、昨年度東京都内では、学術目的の調査は行われておりません。遺跡の発掘調査というのは一般的に学術目的で行われるというイメージで語られているのかな、と思うのですが、私も実際に遺跡の調査の現場に立っていると、ご近所の方から「偉い先生ですか？」と勘違いされることがよくあります。これはやっぱり世間的に、発掘調査＝学術目的の調査だと、純粋に学術的な欲求に基づいて行われている、というイメージが定着していることの現れなのかな、とも思っております。

しかし実際は、東京都内では開発行為に伴って行政措置として行われる発掘調査が9割以上を占めておりまして、このように開発行為と引き換えに失われる遺跡が特に都市部では圧倒的に多いというのが実情です。これは開発行為のせいで遺跡が失われる、それが悪いことだ、と言っているわけではなくて、日本のように人々が暮らすのに適した土地というものが非常に狭い以上、現代に生きる私たちが先人と同じ場所で暮らすことになるのはもう致し方ないことであると。だからといって現代の私たちが豊かに暮らすために、あらゆる遺跡を記録してしまえば掘ってしまってもいい、というのも非常に極論であるので、お互いがよりよく共存する方策を協議して調整する、といった仕事を、全国の地方公共団体にいる埋蔵文化財担当者が担っていく、ということになります。

さらに、東京都内で行われた発掘調査で出土した遺物量を見ても、去年(令和元年度)だけで6,375箱、(スライド5の)右側に写真を出しましたが、我々が一般的に遺物収納に使う60×40×15cmのコンテナに換算して6,300箱以上の遺物が出ていると。今までの累計の遺物量が378,361箱。なかなかイメージしづらいと思いますが、一般的な学校のプール約6杯分です。かえってイメージしづらいかもしれないですけども、そのように多くの遺物が東京都内で収集されて、保管されているということです。

続きまして、こういった発掘調査が開発行為と引き換えによって行われている東京都内の現状を

見たところで、遺跡の発掘調査に地域住民の皆さんが触れる機会というものはどういうものがあるか、ということについて見てみたいと思います。

一般的に、遺跡の調査成果を公開する方法としては遺跡発表会、東京都ではスライド 6 に出しましたように、都の教育委員会が主催する調査研究発表会が年 1 回、そして、私ども東京都埋蔵文化財センターが主催して、東京都埋蔵文化財センターが調査をしている遺跡の成果発表をする発表会が年 1 回それぞれ行われています。あとは、各市区町村でも独自に発表会をされているところもあると思います。

東京都埋蔵文化財センターの例で説明すると、あとは不定期になってしまいますけれども、調査中の遺跡で現地の見学会をしたりもします。これ(スライド 7)は、今年の 1 月に行った東久留米市の川岸遺跡という発掘現場の見学会ですね。この日は非常に寒い日でしたが、午前・午後で 700 人以上の方々が集まってくださって、非常に盛況な見学会になりました。こういったものを、条件が整えば行ったりもします。あと、東京都埋蔵文化財センターのホームページの方で、発掘トピックスというコーナーを設けて、各遺跡の調査の状況を適宜お知らせしたりもしています。これ(スライド 8)は、さきほどの川岸遺跡の最新の発掘トピックスですね。

あとは、東京都埋蔵文化財センターが指定管理で管理運営している東京都立埋蔵文化財調査センターという、多摩センター駅前にある「縄文の村」という展示施設と遺物の管理施設で、今月の逸品といったような小さなコーナーを作って、調査の速報展のようなことをやっていたりします。これ(スライド 9)は今現在展示されているのですが、私が昨年度調査して、つい最近報告書を刊行した世田谷の大蔵遺跡の遺物ですね。ちょっとマニアックな展示で触れると長くなってしまいますので、絵だけで失礼します。

このように、いろいろとなるべく発掘調査の成果を一般に公開するということをやっているのですが、先ほどちょっと触れましたように、私どもはやはり調査を専門に行っている組織で、現地の調査が終わって調査成果をまとめた発掘調査報告書が刊行されるまでの仕事を請け負っているわけですね。なので、調査の報告書が刊行されるまでの限定された期間で行える調査成果の公開、といったものをやる、ということに限定されてしまう。遺跡の調査が終わった後も、長い時間、その後何年先までも調査の成果を公開し続ける、ということがなかなか難しい状況になっています。よって、どうしても短い期間の中で情報公開をしていかなければならないので、その内容が、新発見だったり、こんな珍しいものが見つかりました、であったり、あるいは速報性ですね、遺跡速報みたいな形で、どうしてもそういった短いスパンでわかりやすく成果を公開する、ということに偏りがちです。

資料(スライド 10)の二つめに書いてあるように、記録保存調査の主体は、遺跡の調査を専門的

に行う組織が 7 割を占めている、と先ほど言いましたけれども、そういった状況ですので、なかなか恒久的に、調査が終わってからもずっとその遺跡調査の成果の保存・活用といったことに、職務として直接かかわることが少ないということです。もちろん、遺跡が所在する区や市や町から、遺跡調査の講演会をやりたいのでお話をしてください、とか、あるいは先ほどみたいに自治体史を編纂するので遺跡の調査成果を文章でまとめてください、とか、そういったお仕事は来るわけですが、持続的に公開の事業を主体的に行っていくのはなかなか難しいので、担当者自身が関わっている遺跡単体の公開・活用といったものに限定されやすい。あともう一つ、今の説明とは若干話がそれますが、記録保存調査というのは、なくなってしまう遺跡の内容を全て記録するというのが求められる。よって遺跡の全てを掘り尽くす、我々は(このことを)「完掘」と呼びますがけれども、その完掘(記録保存調査では)前提となっているのですが、保存目的調査、遺跡・史跡として残る遺跡を保存するという目的の調査は、遺跡を保存すること(自体)が目的ですので、その目的によってやはり遺跡を少しでも多く掘り残す、といったことが求められます。なので、考古学的な情報量としては記録保存調査の方が圧倒的に量的には多いのですが、やはり活用の中心は、目に見えて今保存されている遺跡であったり、あるいは残りが良くて一般的にわかりやすい遺物であったり、といったものが多く利用される、という状況にあると思われまます。

こういった東京都の現状のなかで、昨年 4 月に文化財保護法が改正され、施行されました(スライド 11)。報道でご覧になっている方も多いと思うのですが、今回の文化財保護法改正が文化財の活用重視、先ほど観光資源として(文化財を)利用する、といったお話もありましたけれども、そういったように路線変更というかそちらの方へ舵を切った、と一般的には理解されています。具体的にはどういったところが変わったのかというと、(スライド 12 は)文化庁のホームページから引用した新しい文化財保護のスキームといった資料になりますが、今までは、古民家や遺跡、民謡、舞踊、仏像、社寺仏閣、祭りといった文化財ごとに個別に重要文化財などに指定・選定して、それらを個別に保護していくといった方向であったのを、今度はそれらを全て地域の文化財として総合的に保存・活用していきましょう、といったような方向性に変わった、というように文化庁の方では説明されています。このような改正が行われた背景には、宮間先生の最初のお話にもありましたけれども、少子高齢化であったり、過疎化であったり、地域経済の停滞であったり、あるいは大規模災害の増加、といった近年の社会問題が大きく影響しております。

このような社会情勢の変化によって、今まで個別に保護されてきた文化財の継承が難しくなって、それはすなわち地域文化の存続を危機的状況に追いこむ、ということが危惧されているわけです。埋蔵文化財は行政手続きの中で保存されているので、先に挙げたような社会問題とは関係ないの

ではないか、と思われる向きもあるかもしれませんが、例えば地方経済の停滞で税収が落ち込めば文化財保護の予算が減ってしまって十分に保護ができない、というような状況に陥る可能性もありますし、少子高齢化によって行政職員が減ってしまえば文化財保護に携われる職員もいなくなってしまう、といったことが起こります。

実際に私が(埋蔵文化財に関わる)仕事を始めたのがバブル崩壊直後の1998年なのですが、それから15年間新規採用がないまま一番年下の職員として過ごしてきたので、少子高齢化や地方経済の停滞、といった理由で職員がいなくなってしまう、という状況を実際に経験しました。なので、やっぱりそういうことが実際に起こりうるのだ、という危機的な状況に直面しているということです。文化財保護に係る実務を執り行う職員がいなくなるということは、遺跡の調査ができなくなってしまうということ以上に、地域の文化財保護の考え方や理念といったものを受け継ぐ人がいなくなってしまう、ということです。このような社会情勢の変化は埋蔵文化財保護にも非常に大きな影響を与える、ということですね。それに対して今、何らかの対策を打ち出していかなければならないだろう、と考えられるわけです。

なので、今のうちに、こういった危機的状況の中で総合的に文化財保護のあり方を地域社会の中できちんと確立して、その中に埋蔵文化財、今日の話でいえば記録保存調査の成果といったものを位置付けていく必要があると言えます。総合的な文化財保護のあり方というのは、具体的には都道府県レベルでは、文化財保存活用大綱といったもので方向性を示して、市区町村レベルではより具体的な計画としての文化財保存活用計画を策定するよう義務付けられています(発表者註:発表後に参加者から「義務ではない」というご指摘がありました。正しくは「文化財保護法の中に位置づけられた」です)。この文化財保存活用計画の先行的な取り組みとして、歴史文化基本構想という、国の文化審議会による定義に基づく施策がありました。東京都内では世田谷区、西東京市、日の出町、八王子市の一区二市一町で策定されています。

(歴史文化基本構想は)文化庁のホームページや各市区町村のホームページでも公開されていますが、こういったような歴史文化を守っていくための自治体の取り組みといったものが形作られたのですけれども、策定の法的根拠は実はなくて、そういった問題点を解消するために、今回改正文化財保護法の中で、(歴史文化基本構想を)文化財の保存活用地域計画に発展させて法律の中に位置づけた、ということです。こういったような新しい文化財保護の枠組みの中で、記録保存調査の成果も地域資料の基盤として位置づける必要があるだろう、と考えます。

これから、記録保存調査を新しい文化財保護の枠組みの中で実際にはどのように位置づけていけばいいのか、ということを具体的な多摩地域の事例を挙げながら考えていきたいと思います。

まず、遺跡と記録保存調査の関係性を見ていきたいと思います。先ほどの東京都内の昨年度の調査で、遺跡保存に関わる調査がおよそ2%、残りの98%は記録保存調査というお話をしましたけれども、この数字だけを見てもやはり史跡だけを相手にした埋蔵文化財保護というものは全然成り立たない、ということがわかります。その例として、武蔵国府周辺の現況を見ながら、話を進めたいと思います。

スライド13は国土地理院の空中写真です。府中の市街地の真ん中に武蔵国府が存在しますが、赤の点で囲った範囲が、国指定史跡として指定されている範囲となります。その外枠の赤で大きく囲った範囲が、「武蔵国府関連遺跡」として埋蔵文化財包蔵地とされている範囲です。史跡に指定されている範囲というのは国府の中でも中心となる国衙地区ですが、官庁街と言いましょか、今で言えば都庁の建物とその周りがある関連施設、といった部分だけが史跡として保存されています。ですが武蔵国府というのは、今で言えば新宿副都心一帯を含めた範囲になりますので、そこまでを全体的に史跡として保護していくのが本来的な文化財保護のあり方なのかもしれませんが、ご覧になるとおりすでに府中は市街地化されており、これを史跡として保護し開発を制限する事はほとんど不可能であると考えられます。

似たような史跡として下野国の下野国府の状況ですけれども(スライド14)、黄色の範囲が武蔵国府で史跡として保護されている範囲にあたる、と思ってください。(武蔵国府とは)全く状況が違うというか、今水田として利用されていて、市街地に比べればほとんど開発もされるような恐れは無い、とは言い切れないですけども、そのような下野国府の状況と武蔵国府の状況は全く異なります。都市型の史跡として武蔵国府は考えていくべき状況にある、ということです。

先ほど言ったように、埋蔵文化財は掘らないと内容がわからないという特徴がありますので、下野国府は保存のための調査が行われているものの、全体として明らかになっているところは限定的です。一方で武蔵国府は、開発によって発掘調査が非常に多く行われているため、失われる部分は多いですけども、新たに国府全体としての知見がどんどん得られている、といったことも事実です。よって、研究対象としての情報量が多いのは武蔵国府なのではないか、と思われまます。非常にジレンマを感じるような状況ではありますが、それが史跡保存を目的とした調査と、記録保存を目的とした調査の二律背反的なあり方、ということになります。

このような状況下で、府中市では「ふちゅう地下マップ」という、武蔵国府関連遺跡の調査成果を広く地域の人達に公開するための地図を作って配布しています(スライド15)。地図の黄色い部分は、今までに記録保存調査が行われた範囲になりまます。このように現在の府中の地図に武蔵国府関連遺跡の調査成果を重ねて、現在の自分の生活の中に武蔵国府を具体的にイメージしてもらおう、

といったことを狙いに作られているものだと思います。最初から「埋蔵文化財は土地と分かち難い状態で存在している」とお話していますが、埋蔵文化財は土地と結びついているがために、自分が今住んでいる土地の下に、この場合は国府ですけれども、遺跡があるということを知ることによって、今の自分を歴史につながる存在である、というふうに視覚的に認識してもらい、という非常に有効的な(遺跡の)活用の方法かと思います。史跡では、当時の状況を VR で可視化して、遺跡(の現地)に立ってスクリーンで見ることができる、といった体験も盛んに行われていますが、この府中の地下マップはそれよりもっと手軽に、もっと身近に武蔵国府を感じることができる、非常に効果的な方法かと思います。

そして、この「ふちゅう地下マップ」は武蔵国府の範囲を徹底的に記録保存するという、行政としての姿勢があつてこそ実現した、ということも非常に重要だと思います。この地図で黄色く塗られている範囲、武蔵国府関連遺跡の範囲を全て埋蔵文化財包蔵地として囲うということ、おそらくそれを決めた当時は、まだ文化財保護や記録保存調査といったものに対する開発側の理解も進んでいない時代でしたし、相当の反発を受けたのではないかと、思います。ですが、その中で武蔵国府関連遺跡を府中市の歴史資料、おそらく府中市の市民のアイデンティティーの中核を成すような歴史資料として守り続ける、という意志を持っておそらく(府中市教育委員会が)対応し、歴史資料を守り続けてきたのだろう、と。

どれぐらい(細かく記録保存調査を)やっているのかを見てもみますと、(スライド 15 の)右側の写真は私が調査を担当した場所ですが、150 平米という非常に狭いところです。私も「調査を担当しろ」と言われた時に、こんなに狭い範囲で何か良い成果が出るのかな、と正直思ったりもしたのですが、ここで国府の一つの施設である「区画施設」と呼んでいる土地を区画する溝の一部が出てきて、この溝が出てくることによって区画施設の規模が確定した、ということがあり、たった 150 平米ですけれども非常に重要な調査になりました。こういうことを見越して武蔵国府関連遺跡を守り続けてきた府中市教育委員会の皆さんには、本当に深い尊敬の念を覚えます。

次は、多摩ニュータウン開発に伴って、記録保存調査の後にほぼ全て現地から消滅してしまった「多摩ニュータウン遺跡」と呼ばれている遺跡群を見ていきたいと思います。(スライド 16 は)相当昔の衛星写真で非常に分かりづらいと思いますので、わかりやすい地形図の方(スライド 17)で見ます。多摩ニュータウンの遺跡調査について、多摩ニュータウンの開発が発表されたのは昭和 39 年(1964 年)ですが、そこで発表された多摩ニュータウン計画は、日本最大級の団地開発でした。それに伴ってほぼ丘陵全部を掘りつくし、日本最大級の広域調査とも言われています。調査は 1969 年、それよりも前から確認調査などはしているのですけれども、そこから 2005 年までの約 40

年にわたって、964 箇所の遺跡を調査しました。遺跡の総面積は 3,790,000 平米という、非常に想像もしづらいようなエリアですね。収蔵資料は先ほどのコンテナ換算で 37,000 箱、発掘調査報告書に図面が掲載された遺物だけでも約 22 万点を数えています。先ほど東京都内の収蔵遺物量は 378,000 箱と言いましたが、実にその 1 割を多摩ニュータウン遺跡から出土したものが占めている、という状況です。

多摩ニュータウン遺跡の調査成果を公開する、また出土資料を収蔵して保管するために、まだ調査が続いている昭和 60 年 4 月に、東京都立埋蔵文化財調査センターが設立されました(スライド 18)。それが多摩センター駅前にある、「縄文の村」と呼ばれている展示施設ですね。こちらは今、私が所属しております東京都埋蔵文化財センターが指定管理者として、運営を受託し、展示や隣に保存されている No.57 遺跡の公開や管理、あとは(多摩ニュータウン遺跡の)出土資料や記録類の収蔵保管を行っています。実際にここの展示ホールで公開されている多摩ニュータウン資料はほんの一部で、先ほど申し上げたとおり図面として報告書に掲載されただけでも 22 万点の遺物がありますから、遺跡群の全体像を公開していくのは、これだけの広域調査になるとなかなか難しいというのが現状でもあります。ですが、何と言っても丘陵一帯を調査したという全国的にも非常に珍しく、さらに旧石器時代から近世に至るまでの調査を通史的に、俯瞰的に見ることができる非常に良好な地域資料であると言えますので、これをどうやって今後活用していくか、そしてこれをどうやって後世まで保存していくか、ということを考えることが非常に重要であると言えます。

しかし、例えば武蔵国府と同じように地下マップを作って歴史的な景観をイメージさせる、といったようなことを多摩ニュータウン遺跡でやろうと考えた時に大きなネックとなるのは、非常に大きく地形が改変されているということです。(当時の地形が失われているため)非常に歴史的な景観をイメージしづらいです。スライド 19 に例をあげましたけれども、先ほどの No.57 遺跡の調査時の状況と、2005 年の状況を比較すると、丘陵は削られて、谷戸には家が建っており、昔の景観をほとんどイメージできないような状態になってしまっています。これが、土地に結びついた埋蔵文化財を使って地域の歴史をイメージする、ということが非常に難しくなっている理由です。

もうひとつは、先ほどからもお話が出ている居住者の断絶、少子高齢化によって断絶の危機に直面しているという話がありますけれども、それよりも前に、多摩ニュータウンの場合はニュータウン開発によって居住者が入れ替わってしまっている、既に一回断絶が起こっている中で再び断絶の危機に直面している、といったことがあります。

そして先ほど(多摩ニュータウンは)4 市にまたがる範囲と言いましたが、市域をまたぐ遺跡群ですので、現在記録の保管管理は東京都が行っています。このため、各市それぞれが資料を利用し

ていくことに対しては、非常に手間がかかる状況です。例を挙げると(スライド 20)、先ほどお話しした八王子市歴史文化基本構想に「八王子の原始古代を理解するための主な構成文化財」が挙げられていますが、ここでは八王子市が自身で管理されているものが中心になっています。この写真の中に多摩ニュータウン遺跡の資料は実は入っておらず、市町村単位で活用していこうとすると、(東京都が管理している)多摩ニュータウン遺跡の資料というのはちょっと難しいのかな、という気がします。改正文化財保護法の中で示された文化財保存活用計画を作るのは市区町村なのですが、そこで活用していくのはちょっと難しいのかな、と考えるわけです。

それでも多摩ニュータウン遺跡の資料というのは、やはり東京都が主体的に保管・活用することが必要だろう、ということが結論なのですが、その前に、先ほど挙げた多摩ニュータウン遺跡の資料が利用しづらいといったところを解決するために、すぐできることって何だろう、と私が考えたところをお話したいと思います。

まず 1 つは土地が大きく改変されているために(歴史的な)景観がイメージしづらいといったことがあります。あともう 1 つは、遺跡の名前がすべて番号で管理されているため、その遺跡がどこにあるのかちょっとわかりづらいということです。なので、まずは遺跡の場所をわかりやすくする努力が必要かなと思います。(スライド 21 に)例として挙げたのは、多摩ニュータウン No.107 遺跡という遺跡ですが、これは大石氏という室町時代から戦国時代の有力氏族の館跡という伝承が元々あった土地から実際に中世城館跡が出てきた、という非常に面白い遺跡です。遺跡の西半分は緑地帯として保存されておりまして、実際にまだ遺跡が残っているような状態なので、ここは中世の有力氏族の館跡ですよ、と場所がちゃんとわかるようになれば、こういったような資料をこの地域の八王子市、しかも松木地区の地域的なアイデンティティーの核となり得るような遺跡として使うこともできるのかな、と思います。

また、(スライド 22 に)遺跡の中身を分かりやすくと書きましたが、多摩ニュータウン No.72 遺跡、八王子市堀之内にある遺跡ですが、縄文時代中期の研究者にとっては著名な遺跡です。内容的にも、縄文時代中期の大集落で研究上も非常に重要な遺跡ですが、地元の人にはなかなか伝わりにくいのかな、と。今回航空写真を見て気づいたのですが、遺跡は失われてしまったのですけれども、一部が公園となっていて、何か縄文土器をイメージさせるような植栽が行われているらしいと。ここにこういった遺跡がありましたよ、と現地に表示されてはいないのですが、ここに遺跡がありました、こういった重要な遺跡です、といったことが現地で分かるような状況にできればいいかな、と思います。

あと最後に駆け足になってしまいますけれども、発掘(出土)資料の保管についてお話しします。

多摩ニュータウン遺跡の資料については、都立埋蔵文化財調査センターの中で一括して管理されています(スライド23)。これらは平成17年に、調査に直接携わった調査員でなくても管理が出来るようにと、出土遺物の1点1点にバーコードをつけて、このバーコードから検索して管理することができるようなシステムが整えられました。このシステムは1人の職員が発案して構築していったものなのですが、その職員が言うには、文化財としてやはり出土資料は健全に保護され、かつ維持されているということが大前提であると。この「資料の健全な保存と維持」ということが行われていない状況では、活用といったものもできなくなってしまいます。なので、まずはきちんとした資料の健全な保存を目指すといったことで、このようなシステムを作ったわけです。しかし、実際には遺物の保管は埋蔵文化財センターの中でほとんど1人が担っているような状況ですので、なかなか健全な保存とは言えない状態です。先ほどから言っておりますが、記録保存調査は現地調査が終了してしまうと、なかなか先のことを調査した本人が考えづらい、という状況にはあるのですけれども、これからの文化財保護のあり方の中では、記録保存調査であっても「掘ったら掘りっぱなし」ではなくて、調査終了後の保存と活用を念頭に置いた調査体制といったものを常に考えて行く必要があるのかな、と思います。そういった(資料の)保存と維持、といったことがなされて初めて、その地域の歴史とその研究を支え続ける地域資料として活用ができるようになっていくのかな、と考えているところです(スライド25)。

なかなか分かりづらい発表で申し訳ありませんでしたが、最後に「資料の健全な保存と維持」というスローガンをひとつ掲げて、私の発表は終わりにしたいと思います。ご清聴いただき、ありがとうございました。

講演 3 地域資料の可能性は無限大—デジタルアーカイブで地域活性—

宮坂勝利

瑞穂町から参りました企画課長の宮坂と申します。今日は地域資料を使ったデジタル化ということでちょっと面白可笑しくお話できればいいのかなと思っております。

まず私の紹介ですけど、図書館司書でも学芸員でも何でもない一般事務の職員でございます。運良くと言いましょか、図書館の方に勤務になって、そこから地域資料にドハマリしてしまったという話をできれば良いのかなと思っております。

パワーポイント中心にいきたいと思うのですが、先日皆様の所にお届けしたパワーポイントは画像を軽くするためにちょっと粗くてすいませんでした。今日はその画像のちょっと良いバージョンと言いましょか、それを見ながらそれに付属資料をいっぱいくっつけましたので、画像を楽しんでいただければ良いのかなと思います。また終わった後で、この画像を欲しいよと言っただけであれば、お送りしますので言ってください。

画像の方を中心に話をさせていただきたいと思います。まずこれが瑞穂町でございます。瑞穂町、人口約 32600 人。実は今週の火曜日（令和 2 年 11 月 10 日）に町制施行 80 周年でした。80 年間町であり続けています。市になるわけでもなく、どこかと合併するわけでもなく、ずっと 80 年間町であるという珍しい町でございます。尚且つこの町には、あと 10 年後くらいですかね、多摩都市モノレールがやってくるという町になっております。先ほど鈴木先生のお話がありました八王子千人同心、こちらが実は私たち瑞穂町のど真ん中を走っております日光街道、こちらの方を千人同心が歩いて日光に行っていた。その方々が泊まっていた宿、箱根ヶ崎宿が瑞穂町にある、これが瑞穂町の発展の最初のキーポイントであります。

この画像江戸末期からそれぐらい古い年代不明なのですが、この画像がありましたので添付しました。

次に行きます。瑞穂町は貴重な動植物がいっぱいいます。先ほどの地図、こちらの町の東側に、狭山丘陵がございます。南側に横田基地があるという位置づけになっております。この狭山丘陵のなかには貴重な動植物がいっぱいいます。大鷹、フクロウ、カワセミ、あと蛭もいますし、トウキョウサンショウウオなんかもあります。

あともうひとつ、今お話をしました横田基地です。こちら基地は町の隣にあります以上、

退けと言っても退かないというところもありまして、なら共存していきましようということも、実は今回のデジタル化のきっかけとなった一つでございます。後ほど紹介したいと思います。日々こんな飛行機たちが空を飛んでいます。これは横田基地の常駐機ですね。こんなのが日々飛んでおりまして、最近はおスプレイも飛んでおります。

実は、これは全然関係ない写真なのですけれども、私ここにいるのですが、私自治体職員ですけど、防衛省に自治体から初めて派遣で行った日本で初の人間でございます、そんなことも実はこの先のデジタル化に関わってくるということを頭のどこかに置いていただければ。これは富士山の麓の滝ヶ原駐屯地というところで3泊4日の部隊研修をやったところで、匍匐前進とか飲まず食わずの山歩きなどやらせていただきました。いい経験でした。

それではここから話に入っていきたいと思います。私、今は企画課長なのですが、前職が瑞穂町の図書館長でした。図書館長をやりつつ、実は郷土資料館のけやき館という名の平成26年に出来たのですが、こちらの方の管理者もしていました。いろいろんなところの建物を所管するような館長をやらせていただきました。

というのも、昭和48年の古い図書館と新しい資料館というものを所管するものですが、おかげ様でこのけやき館は毎年来館者数が増えるという珍しい施設でございます、たぶん東京都の公立博物館でも5本の指に入るんじゃないかと思います。あと、リピーターの率が高いというのも他の館とは違うところと思っております。

今回の話なのですが、このような①②③④⑤⑥⑦という話を中心にさせていただきたいと思っております。

最初でございます。地域資料のデジタル化に踏み切ったきっかけでございます。先ほど話をしましたが私郷土資料館の館長をやりつつ、図書館の館長もやっていました。というのがこの建物の1階が図書館、2階が図書館、3階が郷土資料館だったのです。同じ建物のなかに全てがいたので、じゃあお前が館長をやれという。これは順当な話でございます。

ただこの昭和48年の建物でございますので、まず3階部分に行くエレベーターがない。あと展示資料が老朽化、展示の環境がボロボロであった。あと収蔵倉庫がないという、最悪の資料収集状態でございました。唯一の利点は図書館と郷土資料館が近いということですね。下の図書館にきたお客さんが、「こんな町の資料がありませんか」「それは3階にありますよ」と3階を案内できる。3階にきたお客さんが、「他の日本のこういうのはどうなのだろうね」「下の1階にいけば図書があります」ということで、行き来することが出来ま

した。しかし、もうこの郷土資料館は収蔵品もいっぱいでしたので、移転の決断をいたしました。

移転の決断をするのに伴いまして、場所が離れてしまいます。こうなった時にどうしたら資料が共有できるのだろうか、という風に思ったところで、デジタルしかないなど。これで資料を共有して、双方で見られるようにしたら、お客さんのためにもなるのではないか。あっち行ってくれこっち行ってくれとならないのではないかということが、デジタル化の切っ掛けでした。

ただ行政のこれがサガと言いましょか、こんなことを私が言うのもなんなのですが、図書館という位置づけが低く、行政職の中でやっぱり福祉だとか教育だとかそういうのが一番上の方に行くのは当たり前でございます。図書館ははっきり言って順番が一番下の方でございました。予算など付くはずがございません。デジタル化したい、何ふざけるなど。館をやっていけばいいじゃないかという感じでした。

それを打破するために何か出来ないかということで、図書館振興財団というところの補助金を見つけまして、じゃあうちで補助金を獲得してくるからこの事業をやらせてくれということで、9/10 ぐらいの補助を貰いました。そんな形で、地域資料のデジタル化に踏み切りました。

まずはここに書いてあります町の観光物、これらをデジタル化しましてテキスト化しました。テキスト化することによって検索性を高めました。あとこれを英語翻訳化しました。というのも、私たちすぐそばに横田基地がございますので、横田の軍人の人たちにも見せたいなというのと、横田の軍人さんたちは日本に赴任するとジャパントアラーと言いまして、日本国内を見て回らないといけない、あとカウンターパートと言いまして一番近い自治体と仲良くしなさいという命令がありまして、瑞穂町は横田基地でも整備軍という 600 人ぐらいの部隊ですかね。こちらと仲良くするというので、こちらの人たちに瑞穂町を知ってもらいたいというのもありまして、英語翻訳するというのを前面に押し出しましてデジタル化の予算を貰おうと思ったら、見事貰うことが出来まして、テキスト化と翻訳化をさせていただきました。もちろん横田基地の方々もこちらを見ながら、瑞穂町を遊びに来てくれています。

あともう一つは瑞穂町が姉妹都市を結んでおりますアメリカのモーガンヒルという所なのですが、姉妹都市の方々が瑞穂を勉強するためにこの翻訳されたデータを見ていると話しています。

それでは次にいきます。

ただ最初デジタル化したときの導入当初はただデジタル化して翻訳化したのを添付しているだけのつまらない画像、つまらないホームページ、公開の内容でした。これでは見に来ないよねと、ただ単にやっただけの自己満足だよねというのが私たちの感想でした。

このままじゃこの先は無いなと思いましたので、次に何かやろうというのを考えました。ということで、郷土資料館には「バーズアイ瑞穂」というものがありまして。先ほど言いました郷土資料館、床面に 10m×19mのこんなでっかい瑞穂町を俯瞰した航空写真があります。これを来館者の方は皆こんな形で這いつくばって見ている。自分の家はどこだ、親戚の家はどこだ、何とかさんの家だという形で皆こうやって見ているわけです。この光景を見ているうちに発想が出てきて、資料館の良い所もあり、悪い所もあるんですけど、皆入ってくるんですけど、入り口にこれがあるものですから、奥にある展示室の方に行ってくれなくて、ちょっとそれも困ったなという話もありました。だったらここで歴史資料を見せちゃおうよ、ということを出発しました。それがこれでございます。この資料にアプリをインストールしましたタブレットをかざすことで、これは被写体認証サービスと言いますが、日本で初の導入だったのです。本来であればこの場所にQRコードだとか、あとはICチップを埋め込めば、QRを読み取って何か出てくるということが出来るかなと思っていたのですが、せっきくの写真があるのにQRコードで潰しちゃうのは勿体ないよねという話を考えている中で、たまたま図書のシステムの売り込みに来ていた業者さんがですね、うちこんなのあるよという話をしてくれました。要はパソコンで蓋を開くと自分の顔を認証してくれて、自分のIDとかパスワードがいらなくても、自分を認証してくれるというやつ応用ですけど、それを使った被写体認証サービスというのを、全国の資料館で初めてだと思えます。瑞穂町で導入してみました。こうやって町の唯一の駅なんですけど、箱根ヶ崎駅という駅なんですけど、こちらをアプリを入れた端末をバーズアイ瑞穂に照らして右下を押すと、その場所の昔の写真が出てきます。今の写真と昔の写真が出てくるという形でございます。尚且つ、写真だけじゃつまらないよねということで、やっぱりいろいろな人と話をすると出てくるものですね。八高線の昔のディーゼル車が走っていた時の音を持っていた人がいました。この音を公開しました。今度はそれを見た人がですね、うちにSLあるよということで、SLの音まで出てきました。これをあのバーズアイ瑞穂の上でタブレットをかざすと、選択肢の中でこの音が聞こえてくるというサービスを始めてみました。まさにこういうことで、これでSLの写真を見ながら、当時のSLの

音が聞けるということですね。目で見て音で聞いてということにチャレンジしてみました。これは本当にうまく皆さん遊んでくれています。文字や音声で分かるというのはこういうことでございます。

今の資料を写真だけじゃなく、ちゃんと文献の方にもアクセスすることが出来まして、先ほどお話ししました一番最初にやった地域資料のあのページに飛ぶことが出来ます。データベースが一個で済んでいます。同じデータベースを使って見せ方を変えらるということにたどり着くことが出来ました。

そうしましたら、これは2年目のチャレンジだったのですが、また欲が出てきました。何か出来ないかなということで、よし被写体認証、形を認証するのだったら外にある建物とか銅像とかをそんなものを認証しないのだろうかと思ったら、出来ますよと話になったので、これを町歩きにしようという方に発展をしました。これが3年目の話でございます。

要は、先ほどは館内の専用端末だったのですが、今度は瑞穂町探検アプリというのを開発しまして、これを皆さんのタブレット、スマートフォンにダウンロードすることによってですね、実は瑞穂町、「きらめき回廊」と言いまして、こうやって町の中を歩く経路がございまして、これの箇所に色んな見どころがありまして、そんな所について、使い方は同じです。このアプリを入れてありますタブレット、スマホをかざすだけでその場所の古い写真が出てくるという形になっています。これが一連の流れでございまして、例えばこの天狗の物語がある公園で天狗をパシャッとやりますと、まずスタンプラリー機能がついていまして、そこが達成となるのです。次にこの場所が昔どんな場所だったということで、これは先ほど10m×10mの画面から飛ぶデータベースに飛んでいるだけです。データの元はひとつです、お金は掛かっていません。その文献に飛ぶのもすべて同じデータベースに飛びますので、こちら全然お金は掛かっていません。ということで歩きながら、この場所は昔こんなだったという話になる。この公園の先に中学校があるのですが、実はこの中学校の校歌が流れるような形になっています。でその他は何だったのだろうかということで写真をクリックしますと、旧日本陸軍の射撃場だったのだよということで、歴史に繋がると。そうすると瑞穂の戦争遺産は何だろうかということでこれを見に来る人たちが来る。そういった効果が生まれてきました。

要は、キラーコンテンツと私は言っているのですが、瑞穂町が誇れる地域資料の収集。これは絶対に他の自治体との差別化になると思っています。と言うのが、図書館の本って

どこに行っても同じ本が置いてある。ただ地域資料だけは、その町にしかないもの、その町が誇れるものがその図書館にあるわけで、それを公開しない手はないだろうということ、そこで地域資料の重要性ということに気が付きました。これが差別化だろう。やっばり見てもらって、来てもらってなんぼというのが行政なのですね。公共施設、ただ箱があって管理しているだけでは、はっきり言って議会でやられてしまいます。どれだけ人が来て、どれだけ町に足を運んでくれて、どれだけ楽しんでくれたか、どれだけ見せたということが地域資料なんじゃないかなと思っております。その中に例えば自然であったり、みなさんご存じかどうかと思いますが、ミュージシャンの大滝詠一さんが住んでいた町でございます。そして先ほどお話しした横田基地もでございます。これらが私たちのキラコンテンツだと思っております。他の自治体には無いものでございます。

プリントの方にもありますが詳しくやりますと、瑞穂町は狸がけっこう出ますよね。また狐も出たりします。こんな画像をやると皆喜びます。カワセミが棲み、川があります、池もあります。こういう貴重な動植物がいます。富士山も奇麗です。瑞穂町富士見百景にも選ばれております。雪の冬景色、建物の冬景色を見たことない人は大勢いるかもしれせん。こんな写真もありますよというのを公開しても、それもひとつの地域の資料だと思っております。

これは大滝詠一さんに関する資料です。瑞穂町の今、古い建物の二階にも、こういうコーナーがあります。このコーナーを見るために、ほんの小さなコーナーなんですけど、未だに夏とか冬休みを利用して、九州とか北海道からこのコーナーを見に来ましたというお客さんは大勢います。これもひとつの瑞穂町の地域資料だと思っております。瑞穂町の活躍した偉人という意味でございます。こうやってその大滝詠一さんの資料を見に来た人たちがきっかけで、こうやって大滝詠一さんを語る会というのを図書館が主管して月1回、今はコロナでやっておりませんが、月1回こんな集会をやって、全国から人が集まってきます。瑞穂町に来て、瑞穂町でご飯を食べて、瑞穂町に泊まって、そして帰る。瑞穂町にお金が落ちるじゃないですか。これぞ地域活性でございます。

図書館の他に、さきほどの資料館で2年に1回、大滝詠一さんに関する展示を行っております。それを展示することによって2ヶ月くらいですけど1万人以上の方が瑞穂町に訪れます。こんな形で集まってそしてミーティングをやる。そうするとまたいろんな資料が集まってくる。そういうものを展示に使えないかということを日々考えているところでございます。

もうひとつ、さきほど横田基地のことをお話ししました。隣にある以上友好関係を持つて行こうじゃないかということで、友好関係を築いております。そうすると、昔、横田基地でこんな写真撮っていた、というおじさんたちが写真を提供してくれたりします。そんなものを次の展示に使えると私は思っております。こんな古い写真、懐かしい写真が出てきます。

あとは米軍ハウス。米軍ハウスも町のひとつの文化遺産だと思っております。そういうものを住んでいた人たちの記録資料を資料館で展示する計画もございます。

地域資料は宝の山でございまして、それをどうやって見せようかという話をしまして、今度はホームページ上の話でございます。図書館から入り込んでいきますと、調べるといふ所から入り込んでいきます。そうするとこんな形でずっと行くのですけれども、ダルマを例にさせていただきます。「あなたの知らない世界」というページを作りましてですね、実は東京都に8軒、ダルマ屋さんがあるのですが、5軒が瑞穂町にありますので、ダルマの聖地と言っていいと思います。それをダルマの聖地というならば、もっと面白い見せ方があるのではないかとということで、ダルマの作り方から始まりまして、実はここにありますのは、5軒のダルマ屋さんのダルマなのですが、皆ちよつとずつ顔が違います。この1軒1軒のダルマを、360度カメラで撮りまして、こちらの画面をグルングルン回すことが出来る。そうすると、ダルマの裏側はどうなっているのだろう、ダルマの木型の後ろどうなっているのだろうとか、ここの細かい模様はどうなっているのだろう、というのを皆が見に来ることになる。これでまた相乗効果が生まれまして、高崎ダルマさんの組合がこのページに気が付きましてですね。東京にダルマ屋があるのということで、高崎と瑞穂町は八高線で一本じゃんという話から始まりまして、ダルマの連携がこれから生まれつつあるという話がありました。このダルマが、グルングルン回ります。これ図書館のホームページから入り込んでやってみてください。けっこう楽しいです。

もうひとつです。先ほど音で聞くという話をしました。画像だけでなく、音で聞くということで、実は瑞穂の方言という冊子があるのですが、それを言葉だけ見ただけだと、発音が分からない。ネイティブ発音が分からない。それは知りたいということで、じゃあ、それもデジタル音源で出しちゃいましょうということで、同じくホームページ上に載っております。要は言葉だけだと分からない。それを瑞穂町のおばあちゃんに話してもらいまして、それを収録しまして公開しております。それがこのページの上の所でございます。

下が二つの紙芝居がございます。蛇喰い次右衛門という紙芝居と、ざくざくお婆婆という紙芝居です。蛇喰い次右衛門というのは残堀川という川がございまして、その上流に狭山池というのがございます。こちらの池の伝説の話でございまして、町史に載っております。一応伝承として伝えられているお話しでございます。蛇喰い次右衛門のほうは絡みついた蛇をがぶっと齧ったらその血が七日間流れ続けて血の川がそのまま川になって残堀川になったと。蛇堀川が残堀川になったという伝説のお話でございます。

ざくざくお婆の話でございます。こちらは瑞穂町史にあるのですが、ここにざくざくお婆あ川というすごい川が、今でも流れています。実は地域資料をデジタル化したことによって、これを小学生が気が付きました。「うわ、ざくざくお婆あだって」なんて話になってから、なんとそのクラスではざくざくお婆あが盛り上がりすぎてしましまして、紙芝居作ろうよという話になりました。そんなことで、子供たちにも広がるということでデジタルの可能性で見えてきたということです。また後でこんな話が出てきます。

もうひとつ「あなたが知らない世界」でございまして、実は映像なのです。これ全て。こちらの地点に行って、今度は見えないところ、東京都の管理している土地だとか、横田基地の中だとかですね、色んなものを見せてやろうというのが「あなたの知らない世界」でございます。これも実は振興財団の助成金をいただいてやったものなのですが、ドローン飛ばしてみたり暗視カメラ仕掛けてみたり色んな普段見ることが出来ない姿というものを、こちらで動画をアップしております。こちらの方も後で図書館のホームページから入ってみていただければと思います。

これも貴重な今の画像となっております、とても映像が綺麗です。中途半端な画像、映像だと皆飽きてしまう。やっぱりこれから4K、8K、5Gの時代です。そんなものに対応できる高品位な画像であって良いのではないかなと思っております。ただ色々公開するにあたっては、やっぱり圧縮して軽くしておかないとすぐに止まってしまうので、そこら辺の使い分けが必要かなと思っております。

今、ざくざくお婆あのお話をさせていただきましたが、瑞穂町はこういうデジタル資料とか地域資料を使って、ふるさと学習みずほ学を立ち上げようというのが、教育委員会で始まりました。これ学習指導要領にも則っております。これを見ていただきたいのですが、これがふるさと学習みずほ学なのですが、知る、関わる、する、でございます。これは地域のいい所とか歴史とか自然、景色、伝統文化、お年寄りの話とかそういうものを再認識して、皆に興味を持ってもらいまして、そして自ら学ぶという方にもっていかうと

いうものでございます。所謂これが新学習指導要領の深い学びに繋がる所でございます。こちらに地域資料がすごい関わっております。どうしてこうなったのか自分でも未だに分らないくらい関わっているのです話させていただきたいと思います。

これは一例ですけど、ニホンカモシカが突然瑞穂町に現れました。どっかから出てきた。そしたら、このカモシカは何だろうという話から始まりまして、学校が、いきなりこれを授業に使っちゃおうということで、学校図書室にこういう「W a n t e d」の画像を作りまして。今度はそこから派生しまして学校図書室の司書さんが、資料館に行くときこういう鹿の落とし穴があって、昔瑞穂に住んでいた縄文時代の人が、こうやって鹿を狩っていたというきっかけの話から始まりまして、こういう鹿だとか猪の落とし穴を発掘した画像が資料館に展示されているよと。そうしたものに誘う様にしています。こうやって昔の人は狩りをしていたということを学校発信でもらってたりします。

これは縄文土器の話でございます。六年生になると縄文土器を勉強するのですが、瑞穂町は包蔵地がいっぱいあります。この中のこの辺が瑞穂第五小学校ですけど、こちらも包蔵地になっておりまして、こういうものがいっぱい出てくるわけですよ。そうすると、君たちの足元からこんな石鏃やら矢じりやらが出てくるということで、これをクラスに実物を持っていきまして、これを出土した土器ですけど、エラーになった土器なので触って大丈夫なので、子供たちに触らせていました。そしたら、喜ぶ喜ぶ。「これうちの足元？」「え一隣の家の下から出てきたの？」ということで、そこで縄文土器とはなんぞやということで皆興味を示すということです。そしたら今度はこのクラスが派生していきましてですね。縄文時代はどうやって飯を炊いていたのかということで、「よし、皆で火をおこそう」とうことになり、これが火起こし体験の授業に繋がっていきました。こんな風に学校が土器から派生して色んなことを考える授業に進んでおります。

この学校の裏にどんな動植物がいるのかということで、野鳥の授業なんかをしますと、現地歩いてみようということで現地を歩きます。そうするとこの子たちが歩いた道の花とかを持って帰ってきて図書館から図鑑を持って来てこの花は何だろうと調べるわけです。これもまた一つのふるさと学習みずほ学の醍醐味でございます。

はいこれは、川でございます。自分たちの住んでいる町に流れる川は、どんな川なのだろう。さきほど残堀川のお話しをしましたね。これがその川です。夏になると枯れてるのですが、この川、あの蛇喰い次右衛門の川って何だろうということで皆で川に降りていく。こうやって授業で川に降りてきて、普段は静かな川なのだけど、昔は整備する前は暴

れ川だったんだよという過去を知るということも授業に繋がっております。これの上流は昔はこんな池でしたという写真もあると、こんな池だったのかと皆喜んでいきます。これは学校の先生たちです。先生たちも教えるためには、自分たちも知らなきゃいけないということで、先生たちも一緒になってこの川を学びました。

これは狭山丘陵の動植物が知りたいということで、こういう画像をどんどん提供してですね、剥製、リアルでございます、アナグマの剥製ですね。こういうのも提供して、授業に持って行って、君たちの学校の裏山とか夜になると出てくる、という授業をさせていただいております。

この経験が今も生きております。私、今は図書館から離れて企画課長やっております。企画課長で、小中学生議会というのをやっているのですが、小中学生に議員になってもらって、議場で喋ってもらうのですが、その当時のみずほ学の授業を今回、各学校に仕掛けてきました。実は過去にこのふるさと学習みずほ学で仕掛けた子供たちがそのまま大きくなってその子たちが今も同じように私と関わる事が出来ています。将来どんな町になりたいのだろう、どんな町にしたい、という授業なのですが、そこにおいて皆が「こんな自然がたくさんある町にしたい」「こんな自然を残したい」という質問を出してきます。とても嬉しい限りでございます。

地域資料のことですけど、図書館、資料館は知の拠点であるというのが私の持論でございます。その中では、地域資料が大事だよということを再認識したいと思います。

あと先ほど図書館と資料館の繋がりをお話ししましたが、図書館と資料館だけではございません。各施設もそうです、学校もそうです、いろんな人もそうです。いろんなたちが繋がる事が更なる地域資料が拡散していく要件だと思っております。あとは先ほどお話ししたデジタル化しただけで終わりでございませぬ。デジタル化したらそれをどうやって楽しく見せるか、どうやって繋げるか、ということを考えてもらいたいと思います。

あと、今は企画課長なのでこれを言うのもおかしいですけど、当時の自分が図書館長の時の思いはですね、観光課でもやらない、企画課でもやらない、図書館だから出来る地域資料があるでしょ。それを仕掛けることが、地域活性化だと思ってやっておりました。

そこから先です。色んな事に繋がってきました。ちょっともうあまり時間がないので、飛ばしていきたいと思っております。

色んな事に繋がっていったのですが、みずほ学をやり始めたものですから、皆さんすごい地域に興味を持っていただけた。そこから図書館を使った調べる学習コンクールに繋

がりました。

これは図書館内のコーナーですけど、こんな形で200、300の作品が集まってくるようになりました。皆図書館で調べてくれています。デジタル化した資料も使ってくれています。この子は大賞をとった子かな、牛について調べたと思います。

あともうひとつです。これはもうひとつの切り口でございます。地方創生総合戦略というのを各自治体が作っておりますが、瑞穂町がこれで、瑞穂検定をやって所謂「地域マイスター」を作ろうということです。この人たちを中心に瑞穂の良さを再発見してもらって、定住意識を持つということが地方創生の目標でした。それに対して図書館・資料館を使うと位置づけをさせていただきました。これは瑞穂検定をやってマイスターを育てようという、「瑞穂ふるさと大学」という大学を立ち上げました。学生として地域の方々をお呼びして、この方々が受講生でございます。瑞穂町をみずほ学という形で、子供たちが学んでいるみずほ学の大人版でございます。こうやって町歩きをしながら、だるま屋さんを訪問してみたり、生の声を聴いてみたりこんなことをしています。

このマイスターになるための試験がありますので、勉強会をやったりしてですね。こんな形で、こちらは高校生でございます。農芸高校生、瑞穂町にある高校ですけど、こちらの高校生も参加しながら、試験をやりまして見事ここにいる方々が、第1号の認定者でございます。

こんどはこの方々が町歩きとか色々なガイドとか様々なことに活躍してもらうように今教育をしているところでございます。

これはまた全然話が変わるんですけど、この瑞穂町が地域資料のデジタル化を仕掛けているということを国文学研究資料館のロバート・キャンベル館長が知り、興味を示してくれまして、こちらの方に私が呼ばれまして、国文研がやっている地域資料のデジタル化と瑞穂町のデジタル化の対談をさせていただきました。そしたらこの後話が出てきますが、面白い相乗効果が出てきました。これは後ほどお話いたします。

ロバート・キャンベル館長は本当に良い人でございます。

こちらは先ほどのふるさと学習みずほ学で、瑞穂町内にIHIの瑞穂工場がございます。こちら宇宙ロケットを作っていますけども、こちらのロケット工学と色んなものをコラボレーションさせましょうよという不思議な繋がりが出てまいりました。

こちら宇宙七夕ですけども、SDカードに皆さんの七夕の願いを込めた短冊をデータ化して、SDカードに込めまして、それを種子島から宇宙に飛ばそうというプロジェクト

でございます。そんなことも、デジタル化をしているページを見ながら、こういうデジタル化できますよねという I H I からの提案で始まったところでございます。

さきほど話をしました瑞穂農芸高校の話をしたと思います。

皆さんにはデータが言っていると思いますけれども、瑞穂農芸高校という高校が瑞穂町の中にあります。瑞穂町にある唯一の高校でございます。とても良い学校でございます。

この子たちが七色唐辛子という江戸東京野菜を使って瑞穂を活性化させたい、食品を作って販売するというプロジェクトが立ち上がりまして、その協力をさせていただきました。

この子たちはただ唐辛子を作るだけではなくて、どんなものに合うだろうかということで調査を行い、瑞穂町の古来から伝わっているものは何だろうということで、武蔵野うどんは有名ですが、瑞穂町はもうひとつ、「ずりだしうどん」というものがあります。「ずりだしうどん」を瑞穂町史の文献から引っ張ってきまして、これに唐辛子が合わないかどうかというテイस्टィングの研究を始めました。

高校生たちが資料館の調理室を使って当時のうどんを再現しています。それをテイस्टィングしてみてどうすれば合うか調査してみる。こんな形で、あとはディスカッションもしながら。

手前にいるのが文化財保護審議委員会の仲間とかおばちゃんたちです。このおばちゃんたちが、伝統料理をこの子たちに伝えたということです。

今度は自分たちで作るだけでなく町民の皆様とも一緒に作りましょうよということで、これ収穫から一緒に体験やってみましょうということで、近所の農家さんに江戸東京野菜を育ててもらいまして、その収穫から初めての体験教室を含めたうどん教室。そこにさきほど話にありました七色唐辛子を使って何か出来ないかということで実証実験をしてみました。

こんな形で子供たちが野菜から何から、一緒になってうどんをこねるということをやって楽しみました。

そして、それぞれ検証したことをちゃんと自分たちでも検証しないといけないということで、ここは図書館の3階に皆夜な夜な集まりまして、いつもディスカッションしているのです。ちゃんとこの子たち作るだけでなく、販売するだけじゃなくて、マーケティングもやっています。どこで売れるだろうという調査もしています。

そんなことをしているうちに、私が先ほど防衛省とも繋がっているという話もさせていただきました。横田基地とも繋がっています。横田基地で外人に食べさせることはできな

いかと相談がありまして、「よし分かった」、この子たちが横田基地に入るわけにもいかないので、私がたまたま呼ばれる機会がございましたので、このパーティーに私が行きました。こういうパーティーがあるので、そこで唐辛子をPRしますよ、という話を高校生たちにしたらですね、この子たちが翌日、英語版の七色唐辛子、こちらの資料を持ってきました。これをもって横田基地で売り込んできてくれという形で、私が乗り込んでいきまして、横田基地の司令官ですけど、司令官のテーブルにいて、この唐辛子を食べさせてくれという形で、ダイレクトに渡して、食べていただきました。

皆さんお喜びいただきまして、今度は逆に外人の方々から、これはピザに合うね、グラタンに合うねとか助言を頂きました。今後、横田基地とこの子たちの交流が始まるや否やという話が私の耳に届いております。

これは横田基地と交流をしているうちに、クリスマスドロップという、横田基地の輸送機がミクロネシアに行きまして、物資の投下訓練というのを兼ねながら、現地の恵まれない子供たちに洋服や色んな缶詰をあげようという作戦があるのですけれども、それを瑞穂町でやりたいという話がありました。さすがに瑞穂町に物資投下はできないという話をしたら、この司令官が絵本を持って我が図書館のクリスマス会に来てくれました。これがその時の様子ですけど、そこで洋書をいっぱい持って来てくれまして、瑞穂の図書館にあげるから皆で見てくれという話になりました。こうしたクリスマス交流を横田基地の司令官とやっているのも瑞穂町の一つの特徴でございます。

この根底には先ほどお話ししました良き隣人として横田基地の人たちと付き合いましょうというのがあります。有事の際は戦いますけれども、平常時は仲良くしましょう。そのなかで地域資料、一番最初にデジタル化して翻訳化したことも役に立っているのかなと自分では思っています。

貰った絵本はせっかくでございますので、これを何か出来ないかということで英語科の授業に各学校で使えないのかなと進めているところでございます。

さきほど話をしました国文学研究資料館、こちらの研究資料館も江戸東京野菜の研究もしております。江戸東京野菜の研究もしているということ、農芸高校に話してみました。今度は国文学研究資料館と農芸高校をマッチアップさせることになります。この江戸東京野菜を使った町おこし、国文学研究資料館は江戸時代のレシピを再現しております。それと上手くマッチアップできないかな、という構想がございます。

というのが、繋がり繋がるということでございます。この江戸東京野菜を使うことによ

りまして、実は農芸高校の生徒たちも江戸東京野菜の図鑑を作りたいとか、デジタル配信する料理レシピを作りたいという話をしまして、我が町ではそれをふるさと納税に使えるのかということをお考えしております、これからワクワクドキドキの瑞穂町になれるのかなと考えております。

是非ですね、これは最後でございます。瑞穂町なんだか面白いぞと皆が思っただければそれで結構でございます。もし行ってみたい、地域資料を見てみたいと思っただければ私が今日出た本当の役目なのかな、と思っております。

もしご連絡いただければ、私が町巡りの方をご案内いたしますのでこちらのアドレスの方にご連絡いただければと思っております。

すいません、ちょっと駆け足で話してしまいましたが、以上私が申しました地域資料のデジタル化が地域の活性化に繋がるということでした。

ご清聴ありがとうございました。

コメント1

小林謙一

私の方からコメントということで、考古学の立場から埋蔵文化財保護に対してコメントという形で20分お話しさせていただきます(スライド1)。

今、宮坂先生から公益の立場から文化財の活用例として興味深い話がありました。範囲を狭めてしまうのですけれど、合田先生が先ほどお話しされたような、埋蔵文化財の特殊性とそれに伴うような中での地域の人がそれをどのように活かしていくのか、という点を、私としては、まず考えたいと思います。公益の文化財として活かしていく前に、埋蔵文化財をどのように捉えていくか、どのように保存しつつ活かしていくか、きちんと継承していくにあたって、どのようなものが本来の形なのかということを明らかにする必要があると思います。すなわち、保存・活用のための研究がきちんとされたうえで、議論されていかなければいけないと思います。その点について、現在の文化財保護法の下にどの程度それがやっていけるのか。文化財保護法が改正されたわけですが、理念として、非常によく分かるといった部分もあるわけですが、そこに諸手を上げて賛成するわけにもいかない、といった所もまだ残っているのではないかと、思います。そういった所について、少し自分の意見を述べさせていただければと思っています。

私のレジュメとしては、紙一枚だけ載せているわけですが、この後はパワーポイントを見ながら、具体的な事例を説明させていただければと思います。またその中で示していきたいのは、地域の為の文化財という枠組みというのは、言ってみれば、大きな意味での博物館のようなものだと思うわけですね。文化財をどのように活かしていくかといえば、博物館に求められている責務で言えば、資料をどのように収集し、どのように保存して活かしていくか、ということに尽きるわけです。

その中で埋蔵文化財というものはですね、まだまだ十分な形での網がかけられていないというのが第一に大きな問題点として残っていると思っています。レジュメ(スライド2)の方では埋蔵文化財と考古史資料は違うと書いています。文化財行政の上では、埋蔵文化財としていて、普通の考古学で用いる用語である遺跡とか遺物とは言わないという点に端的に違いが表れていると思います。「埋蔵文化財」というのは、文化財の中での区分なのですが、どこまでの範囲を法律で保護するかということのために作られた言葉だと思うわけです。過去の人間活動の痕跡が残る限りにおいては、すべての空間が遺跡であり、すべて

の物質が遺物となるわけですが、それらを研究する対象にはできても、すべてを我々の生活に資する上での開発において保護する対象にすることはできないし、必ずしも必要ではない、という現実的な問題によっています。別に良いとか悪いと言う意味ではなくて、現実と理想とのバランスをとって、文化庁が保護すべき範囲を「通達」という形で担当の行政機関に指示しているわけですが、それは言うてみれば、すべての遺跡を保護するのではなくて、その地域にとって必要なものは保護してもいいよ、という構造なわけですね。

そこで私が昔からどうなのかな、と思っていたのは、埋蔵文化財について扱う範囲として、まず中世までに限るというのは、いかがなものかと思うわけです（スライド3）¹⁾。それはちょっと置いていて、近世とか新しいも時代も扱っていいよと言っているのですけれども、地域において重要なものに関しては対象とすることができる、という言い方ですね。これはちょっとあまりにも酷いと私は思うわけです。保存と言っても、記録保存も含むわけですから、最初からすべての遺跡は対象としても罰はあたらないと思うのですが、ここでは近世や近代も発掘調査の対象とできる範囲を、重要なものに限定して認めるとしています。考古学は、重要なものだから発掘するというものではないですよ。それがどのような歴史的意義をもつ文化財なのかは判断されていきますけれども、この遺跡は重要なものだからと最初に分かっている発掘するということはない。それは先ほど合田先生も仰っていたように、そもそも考古学の扱う資料の性格というのを間違えて捉えているのではないかと思います。また結果的にそれが重要かどうか、今我々が決めることなのかということですよ。結果的に保存されて、研究されて、また改めてフィードバックされていく結果、この遺跡は重要だなど、判断されることが可能となるわけです。本来的には、すべての遺跡はすべからず重要だ、ということだと思っただけですね。「重要なもの」かどうかの判断は、タイミングの問題に過ぎないだろうと思うわけですね。

そもそも一般的な社会といいますか、いわゆる庶民の普通の暮らしの復元に焦点を当ててきたのが、考古学なわけですから、「重要なものを対象とする」というような、差別化しているような枠組み自体は、解消していきたいと希望しているところです。

とは言え、まずレジュメ（スライド2）で言うと二点目になっているのですが、考古資料というものの自体は、合田さんも仰っていたのですけれども、普通の文化財資料とは少し違うところがある。遺物の中には伝世資料もあるのですが、ほとんどのものが最初は我々の目前にはないわけで、発掘されて姿を現してくる。誤解を恐れず言えば、我々考古学研究者の側が作り出しているというような面がある。また、それを壊してしまったり、保存

したりするのも、最初の決断手段が我々に託されているというのが、普通の文化財と違うところだな、と強く思っているところです。自分たちに対する反省も含めて、今我々が行っている研究というのは十分ではない、というのは常々考えてさせられているところです。

埋蔵文化財の発掘によって遺跡自体の性格が明らかになるわけです。そこから遺物というのが掘り出されてくるわけですが、合田先生の発表でもありましたように、発掘にも2種類あります。一つは学術発掘調査として学術目的のために発掘するもの、もう一つは緊急発掘調査という開発のために遺跡破壊の前に記録上で保存する目的で調査するものがあるということです。今の日本の発掘は、年間に9000件、バブルのころは1万2000件行われていたわけですが、その九十五パーセントくらいは緊急発掘調査であるということです。良いとか悪いということでは無く、そういったことが行われているわけですね（スライド4）。

学術目的の学術調査発掘が重要性が高いということでは全くないわけですね。逆に文化財、特に埋蔵文化財、遺跡というのは、発掘しないで保存されるのが一番良いわけです。今我々が掘って分かることよりは、十年後二十年後掘った方がずっと分かることが多く、なることは自明の理なわけですから、極力現状を保存していくということが最も大事だという風には考えているわけです。

もちろん、先ほど合田先生が仰っていたように、日本は狭い地域に昔から多くの人々が暮らしてきたため、身近な場所に遺跡が沢山あるわけですから、遺跡をすべて保存することは現実的に不可能なわけです。また埋蔵文化財の対象というのが、先ほど文化財保護法をはじめとして行政的に決められているところでは、時代的に枠が決められていますけれども、やっぱり考古学的に考えれば、現在も含めた我々の過去の活動の痕跡は全て遺跡、遺物なわけですから、現在も遺跡というものは作られているわけですので、考古資料はどんどん量産されているわけですね。我々自ら生活しながら遺跡を作っているわけですから、全ての遺跡を残すということは不可能といえますか、違った方向性で考えなければいけないということはあるわけです。

文化財保護法、あくまで法律的なことでありまして、そこで言われていることはあくまで手続き的なことが言われているに過ぎないのではないかと。そこで言われていることというのは、本当の意味での文化財保護になっているのかどうかということについて、まったくないという意味ではないのですが、十分なものかどうかというのは私には判断しかねるところがある、という風に思っています。

例えば今の文化財保護法の下で、残すべきと定められた遺跡が残っているか、記録保存すべきとされている遺跡がきちんと調査されているかという、されていないものも出てきてしまっているわけですね。

例えばこれは船橋市の話ですけども、海老ヶ作貝塚損壊問題というのが二〇一四年に大きな問題となりました。以下この記事は、北海道の厚沢部文化財をやっている方がすばらしいホームページを作っておられて、そここのところから拾ってきているので、下の方に参考資料として出しています。そこに詳しいことは載ってます²⁾。

この海老ヶ作貝塚というのは縄紋時代中期の大貝塚なわけで、これは当然文化財保護法の下でも、保存を図るべき対象に挙げられるわけであります（スライド6）³⁾。それは船橋市をはじめとした関係者も良く分かっていたところです。また開発業者、この場合は宅地のために開発するところだったのですけども、開発業者も無断でいきなり壊したわけではないのですね。手続きを進めていたわけなのですけども、その中で十分な擦り合わせができなかったために、結果的に重要な遺跡が、試掘まではしていた、しかし本調査する前になくなってしまった。貝層ごとどっかに持ち去られていて埋め立て地に使われたみたいなきらしいです。非常に残念な、これはもちろん考古学的に言っても非常に残念なわけですね。遺跡の歴史的な意義を探る部分が、分からなくなってしまったのですから。

これは文化財保護法、行政上も大きな問題だ、という風に考えているわけですけども、この問題がその後どうなったのか分からないというのが最大の問題ではないかと。結果的に、その業者さんはどうしたのか。またこう言うては自分の首をどんどん絞めるのですけれども、船橋市さんの方で、これはどのようになったのかということがよく分からないのが、将来に同様な問題を防ぐ上では最も危惧すべき点ではないかと思うのです。こういった大事な問題、これはもちろん船橋市が悪いとかそういうものではないと思います。問題の共有を図っていき、議論していくべき問題だと私は思っています。

海老ヶ作貝塚でなぜちゃんとできなかったかの原因一つは、費用の負担問題があるので。「原因者負担の原則」と文化財保護法の罰則規定が緩いということに関する問題点の指摘というのは、昔から変わっていないのですけれども、誰が費用を負担するのかという点は、文化財保護法で決まっているのではない。先ほど合田先生の方からお話がありました内容ですね。発掘するにはかなりお金が掛かる。けれども、国民共有の財産である遺跡について、埋蔵文化財保存をできなくても、記録保存しますよと、そういう時に掛かる莫大な額のお金、これをどうするのか。開発元が、公共のための機関とかであれば、いつの間

にか税金から払われているわけですが、それは公共のためというわけで、ある程度分かる場所もあると思います。個人住宅などの場合、営利目的でなければ国庫補助など利用できますが、宅地開発など含め営利目的の場合は、協議の結果、計画変更などで遺跡保存が不可能な場合は、原因者が負担して記録保存をおこなう必要があります。けれども民間の開発の時に、特に民間の側からしたら、発掘調査をする必要が公共のためのものだというのなら、税金でやってくれればいいのではないかと、思うのは当然出てくる意見なのですね。しかしながら、そこは国民共有の財産をあなたの都合で壊してしまう、ですから開発する側が費用負担して貰うのは当然なのです、ということを、お互いに合意形成できる場が普段から必要なわけですね。他人事のように言って無責任ですけども、そういったことは常々思います。

例えば、私も大学院生のころ、行政による緊急発掘調査の発掘とか参加していたわけです。その時、細かい事は置いて、その発掘対象の相手先はマンション開発だったわけですが、ヤクザみたいな工事担当者に、お前らの趣味のためにこちらはいくら掛かると思っているんだ、と言われるわけですよ。それに対してちゃんと説明しなきゃいけないのですけれども、逆に言うとそういった疑問というのが、発掘をしなきゃいけなくなった民間の業者さんから当然出てくることなのかもしれないということですね。

例に出しているのは府中市の方での事例です（スライド7）⁴⁾。他にも同じような訴訟はあったのですけれども、主なところで言えば、概ね緊急発掘調査の経済的負担は原因者が負担するというので、判決例として法的にはそのような形で理解されていることになるわけです。そのところに関してやはり社会全体に共有して問題点というのを理解していないといけないということは思います。

そういった中で、結局は、業者さんが掘らせてくれてもほとんどが開発のための緊急調査であって遺跡は破壊されるわけですね。そのことで私も色々と研究資料を得てきたので、発掘がなかったら研究ができないわけですが、発掘すると遺跡が壊れていく。遺跡はどんどん消費されていってしまう。我々考古学者は自分の足を食べちゃうタコみたいなことをしているわけですね。

その中で、遺跡を保存するという選択肢もあるわけです。うんと狭い道であるけれども、例えば三内丸山遺跡とか、吉野ヶ里遺跡とか今非常に有名になっている遺跡も、元々は行政調査での緊急発掘調査で破壊されることを前提として調査されたものが、非常に重要な遺跡である、重要だ・重要じゃないということ自体、私は賛成じゃないけれども、とりあ

えずその地域にとって重要であるということが合意形成された結果、遺跡として残った。遺跡公園、史跡として残ったわけですね。三内丸山遺跡や吉野ヶ里遺跡では現在でも年間二十万人の観光客が来てくれる形になっている。改正文化財法の活用の代表例と言いますか、現代の「観光考古学」というような新しい捉え方の契機となり、積極的により良い方向にもっていこうという契機にもなったわけですね。その点でももちろん重要な点があると思いますけれども、それだけでいいのかな、とってしまう点があります。その遺跡を保護するかどうか、タイミングによりますけれども、誰がいつ決めるのかと。そもそも、重要だということが序列化になってしまうし、例えば今の文化財保護に関するものは、市町村、都道府県、国それぞれの観点から保護を要する重要な遺跡について考えなさいとなっているのだけれども（スライド8・9）⁵⁾、結果的にはこれは国指定史跡が一番良くて、次に都道府県、その下に市町村があるよ、という序列化を招いてしまうのではないかと私は危惧を持っています。

例えば、これもあまり言うのを避けられてしまいますけど、国立市の緑川東遺跡、非常に重要な遺跡が最近発掘されました（スライド10）⁶⁾。遺物が出てきた写真がありますけれども、大きな石棒と呼ばれている縄文時代の遺物が、四本並んで埋蔵されている。こんな遺跡は前代未聞と言いますか、非常に重要な遺跡であるわけです。かつ、現在でも、敷石住居の中に石棒を埋蔵しているのか、この石棒を埋蔵するための特殊な遺構なのという議論が「緑川東問題」と称されていて、考古学の中で繰り返し論じられています⁷⁾。この石棒自体は重要文化財になりました。国立のホームページにも市の誇る資産というような形（スライド10）であげられているわけですが、この遺跡はどうなったのかと、現地には跡形もないわけです。これだけ重要な遺跡、保存運動くらいあったのかなと思うと、まったくないわけですね。他人事のように言って申し訳ない。私も含めて、こういったことに関してこの遺跡自体に保存の道は無かったのかと探る必要はあったのではないかと。そのことに対して、自分も含めてあまりにもおざなりだったかと、最も反省すべきことのひとつだと思っています。全く問題になっていないのが、最大の問題だと思っています。これこそが本当の緑川東問題じゃないかと私は思う次第ですね。

遺跡の保存ということも機会があれば残せるものは残していきたいと思うわけですが、全部が残せるわけじゃないというのは先にも申し上げたとおりです。そのための記録保存として、出土物すなわち埋蔵文化財としての遺物は保存し、後世に伝えていかないとはいけないわけです。その点でも、問題点はあります。先ほどの合田先生のお話にあった

ように、遺物として非常に大量なものが出てくるわけですね。端的に言って、収蔵しておく場所が足りなくなってくるということで、どのように保管していくかという「収蔵庫問題」というのがあります（スライド11）⁸⁾。東京都の埋文センターはもちろん大きいセンターですので頑張ってきちんと保存して欲しいと思いますけども、東京都全体で見ると必ずしも十分に保存・保管されているというわけではない。東京都に、過去の調査資料について、調査のために見たいと言っても見ることができないことはないとはいえないですね。こうやって他の人から石を投げられることばかりを言うのもあれですけど、それはなかなか管理ができていないということは言えます。ましてや普通の市町村のところに行きますと、収蔵庫はどうなっているのか、怖くて聞けないようなところがいっぱいあるわけですね。国民共有の財産を、国民が見たいと言ったときに見られるのかどうか、ちゃんとあるのかどうか、これ結構大きな問題じゃないですか。出土したものをちゃんと保存してあるかって一番大事なことじゃないですか。収蔵庫が足りない。これはもちろん担当者だけがなんとかできる問題じゃないわけですね。みんな頑張って廃校になった小学校とか使っていない建物とか使って収蔵している。とてもどこに何があるか分からない状態になっている、もしかしたら重要な遺物が所在不明になっているのではないかという危惧が、あるのではないのかな、ということが心配なところですよ。

これも私が昔言われたのですが、収蔵庫が足りなくなっているのは皆分かっているんで、ある市町村で私が緊急発掘をした時に、市町村の総務課の人が手伝いに来てくれるわけですけども、もう遺物いらないのではないかと言われたわけですね。同じようなものがいっぱいありますけど、これ全部いるのですかと言われて。そこでちゃんと答えなきゃいけないわけですけども、一応私としては一生懸命答えたつもりですけども、そういうことをやっぱり頑張っていかないといけないなと思っているわけです。

もう一つですね、遺物の保管問題ほどではないのかもしれないですけど、やっぱり私にとって大事だなと思うことは、報告書問題というのがあると思うのですよ。発掘して記録保存したわけなのですが、その記録というのは「発掘調査報告書」として刊行されるわけです。これは一応、行政文書という扱いらしくて、図書館とかでも入れてくれない。現実的に今、中央大学の図書館でも全国各地から毎年1万冊くらいできていますけれども、こういった報告書を収蔵してくれていません。東京都内の報告書だけ入れてくれます。他の報告書は寄贈されてきても捨てられちゃうので、うちの研究室の方に回わしてもらってですね、学生はそれを見て卒論を作っています。遺跡の発掘調査報告書が無いと

学生は卒論も書けないですし、我々も研究ができないわけなので、報告書をきちんと保存してほしいと強く思うわけですね。そうしなければ記録保存をした意味が無いのではないかと思うわけです。

最近、文化庁、奈良文化財研究所ですけども、基本的には文化庁の指針として、デジタル化ということで保管を図っていこうとしています（スライド12）⁹⁾。それはもちろん良いと思います。全国の報告書はかなりデジタル化されているわけですけども、これも結局全部がなされているわけではないので、まだまだ問題点が多いと思います。

最後に、時間が私の方も押してきたので最後の話題としますけれども、遺跡をなぜ保存しなければいけないか、そもそもなぜ考古学はお金をかけて発掘をするのですかということ、これは文化財が我々にとって必要なのかどうかという話なのですけども、そのことの大きな焦点となったのは、やっぱり2011年度にあった東日本大震災、その後ももちろん原発事故とかもあったのですけども、そういったところで遺跡と復興工事との関係が今現在でも続いているのですけれども、議論となりました。2011年3月の東日本大震災のおきたあとに出された2011年の8月、朝日新聞ですけども、被災地の土盛り工事にしても高台移転にしても、周りの高台の所に工事に入りたいけどもそこに遺跡があるから工事が進まない、復興工事の最大の邪魔者が文化財だという報道として一連のキャンペーンがされました（スライド13）。このことに関しては、復興工事がすぐにできなかったのは移転先の土地の所有者不明が多かったためと言うことが現在は分かっており、正確ではないのですが、大事なのはやっぱり、「復興の壁」と呼ばれるなど復興工事の邪魔者は文化財という図式が今もあるということに対して、我々がいかに脆弱かということの端的な事例だということだと思います。新聞には「命より文化財が大事なのか」とまで書かれてしまったわけですね。そんな命の方が大事に決まっているのですけども、そういう書かれ方をすること自体がもの凄いことだなと思います。

その中で、これは文化庁が毎年おこなっている2013年の『発掘された日本列島展』の展示ですけども（スライド14）、文化庁は災害復興に伴う埋蔵文化財の緊急発掘調査に関しては、さまざまな形でのスピードアップと全国的な支援体制、なにより調査に係わる人員の緊急雇用など地元の復興にも役立つ体制をつくるなど、復興工事と文化財保護のバランスをとって非常に頑張っていると思います。そのため、現在は、復興において文化財調査が邪魔だという声はほとんど聞かれません。

端的に言うと、最初は復興工事の邪魔者は文化財だということがあった。もちろん発掘

があったら工期が遅れるのは確かにそうかもしれませんが、色々と工夫を重ねて、発掘をしながらどんどん終わったところを工事していくという形で、調査分のタイムラグはあるかもしれないけれども、普通工事だって急にここを工事しますねと言って次の日から工事できるわけではなく、やっぱりある程度の準備期間はあるわけですね。また、普通は作業しない冬期にも工夫して発掘をしています。そういった隙間に入れて、復興工事と事前調査が両立できるように調査の関係者が頑張った。もちろん発掘の内容に関しては色々無理も出ていて、整理作業が十分にやりにくいなど、まったく問題がないとは言えないですけれども、ある程度は致し方ないところだろうと思います。ほかにも、地元積極的に公開していった、多くの人に調査に参加して貰った、特に子供たちに発掘体験させるといったことを、被災地で積極的にやってくれたということはすごく良い事だったと思うわけですね。

その一つの事例として、この桜田IV遺跡というのを取り上げたいと思います（スライド14）¹¹⁾。これは福島県の広野町、いわきの北側の町です。原発事故の時に避難があって、今は解除され、けっこう戻っているという所ですね。ここでも高台移転に伴う発掘がありまして、この町長さんは非常に埋蔵文化財に対して批判的な意見の急先鋒でした。発掘なんかする必要ないということを地元で発言したりした人ですけれども。この発掘は全国から応援を受けて発掘を進めた結果、駅家の遺構ではないかと、重要な遺跡だということが分かりました。この遺跡の内容に関して、駅家と言えるかどうかは、学問的には色々議論すべき点はありますけれども、それはここではいったん置いておきます。

この遺跡の調査を経た結果、重要性が認められてきて、地元で保存するべきだとの声が大きくなり、初めは遺跡調査なんか認めなかった町長さんが文化庁に遺跡を保存してくれと陳情してくれたのです。もちろん地元の人たちにそういった意見があったからなわけですが、そういったことは非常に重要だなと。もともと最初は発掘なんていないと言っていた人たちが、これは自分たちの郷土の文化財で守るべきだと考えてくれたというところに、我々が目指して行く答えがあるのではないかな。そういった形で遺跡を含めた文化財の重要性というのを共有するべき対象の範囲は、研究する立場の我々だけじゃなくて活用してくれる方っていうのは地域の方を含めた全国民というか、究極的には全人類ということになるかと思います。

ただ、その時にまず記録保存を含めての保存を最優先で考えるべきだという点について、先ほどの合田先生の意見に最大限賛成するのですが、その次にやっぱり研究は必要だ

と思うのですよ。研究は研究者がするという事じゃなくて、地域の人と一緒に研究してくれる、考えてくれる体制を作っていくことが、我々にとって一番肝要なところだ、という風に考えています。

雑駁ですけども、私の方のコメントとして以上とさせていただきます。

註（以下、ホームページについては、2020/12/25 現在）

1) 文化庁ホームページ「埋蔵文化財」

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/pdf/hokoku_03.pdf

日本考古学協会 2005 『第3次埋蔵文化財白書』

2) 厚沢部文化財日誌 assabu.exblog.jp

<https://assabu.exblog.jp/>

3) e-GOV 法令検索 昭和五十年政令第二百六十七号 文化財保護法施行令

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=350C00000000267>

同 昭和二十五年法律第二百十四号 文化財保護法

https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=325AC1000000214_20200610_502AC0000000

041&keyword=#Mp-At_92-Pr_1

文化庁ホームページ 文化財保護法改正の概要について

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/bunkazai/ozuna_sagyobukai/01/pdf/r1407934_03.pdf

4) 註2に同じ。

5) 文化庁ホームページ

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/pdf/hokoku_03.pdf

東京都生涯学習情報 ホームページ 遺跡地図情報

<https://www.syougai.metro.tokyo.lg.jp/iseki0/iseki/list/histsptlist.htm>

6) 国立市ホームページ

<https://www.city.kunitachi.tokyo.jp/>

国立あおやぎ会・ダイサン 2014 『東京都国立市緑川東遺跡一第27地点一』

7) 小林謙一・黒尾和久・五十嵐彰ほか 2017 「公開講演会「緑川東遺跡の大形石棒について考える」自由討論記録」『東京考古』35

8) 文化庁ホームページ 埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/hokoku/shutsudo/hajime.html>

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/pdf/hokoku_01.pdf

9) 奈良文化財研究所 全国遺跡発掘調査報告総覧

<https://sitereports.nabunken.go.jp/ja>

10) 文化庁 2012 『発掘された日本列島 2012 新発見考古速報』朝日新聞社

文化庁 2013 『発掘された日本列島 2013 新発見考古速報』朝日新聞社

11) 広野町 2013 『広報ひろの』No.502

<http://www.town.hirono.fukushima.jp/data/open/cnt/3/818/1/4-5.pdf>

広野町教育委員会 2014 『広野町文化財調査報告 5 : 桜田 IV 遺跡』

コメント2

小山憲司

私は中央大学文学部社会情報学専攻の小山憲司と申します。すでに皆さんのお話は事前の打ち合わせで伺っておりましたので、それに対しての私なりのコメントをいくつか紹介いたします。

まず、簡単に自己紹介します。私の専門は図書館情報学です。多摩地域では、八王子市の読書のまち八王子推進連絡会議の委員長、多摩市図書館協議会の会長、羽村市図書館協議会の委員を務めています。また、八王子市図書館部とは図書館にかかる共同研究も行っています。

今回のシンポジウムのサブタイトルは、「地域持続のために」でしたが、その視点に立ったとき、やはり基本に立ち戻って考えるべきと思いました。すなわち、まずは保存する、きちんと組織化する、そして公開するということです。

まず、保存です。保存の問題はすでにパネリストのみなさんがその重要性を訴えてこられてきたかと思います。ここでは地域資料を捕捉する、地域資料を集める、そして地域資料を制作するの三点を取り上げます。

保存対象としての地域資料を取り扱うにあたって、まず地域資料そのものを捕捉することが必要です。どこに何があるのかを把握しなくてははいけませんし、これまでの議論では歴史的資料が多かったと思うのですが、一方で行政資料をはじめとして現在生み出されているものもあります。そして、その多くは電子的に発信されてもいます。しかも、電子でしか発行されない資料というものも増加中であるということを私たちは視野に入れなくてはならないと思います。

二つ目に地域資料をどうやって集めていくかです。これについては私たちが積極的に働きかけるのと同時に、例えば瑞穂町の例にありましたように、こういったものもあるよという風に市民の方々から寄贈いただけることもあります。様々な入手チャネルがあると思うのですが、それらをいかに作り上げていくのが重要です。例えば、図書館から発行元に働きかけ、それを収集していることを説明し、新しく発行したら送付いただけるようになれば、こちらから働きかけなくても資料が集まるようになります。そうした自動化あるいは半自動化した仕掛けが作れないかということです。

三つ目として、ないものは作るという発想も重要であると私は考えます。地域資料を制作するという取り組みです。

収集したものを保存し活用していくためには、それが何なのか、あるいはそれがどこにあるのかを正確に検索できなくてははいけません。検索するためには、その裏返しとしての組織化が必要です。一体その名前は何か、どこから出土したのか、どこにあったのか、だれが書いたのか、といった様々なデータからなる目録が必要になります。所在を示すだけでなく、それが何ものなのかを示す目録が必要となります。

それらを活用していくためには当然ですけれども公開される必要があります。公開するという事は、皆さんがすでに仰っているように、公共財化していくということです。地域資料は元々公共財であると思うのですけれども、それをより身近な公共財にしていくということです。このとき公開するものは、地域資料そのものと地域資料の目録、別の表現をすると、メタデータの二つです。地域資料は利活用してもらうことで価値が高まり、それによって注目が集まり、さらに利用してもらうという相乗効果が生まれます。そのためには、その存在を検索でき、その所在を指し示すメタデータ、目録が欠かせません。

公開するための仕掛けとして、図書館の世界では例えば国立国会図書館が全国の公共図書館や大学図書館などが提供する資料やデジタルコンテンツのメタデータを集めて、一括して検索できるようにした国立国会図書館サーチを制作、公開しています。また、文化財をはじめとして、国内のデジタルアーカイブを検索できるジャパンサーチも先日、公開されました。これらのアプリケーション、あるいはサービスを通じて、各自治体、図書館、その他様々な組織が地域資料のメタデータを積極的にインターネットで公開していくという動きが広がりつつあります。

その方向性の一つに LOD、Linked Open Data があります。これは合田さんがお話しされたオープンデータやオープンサイエンスに通じる話題です。

Linked Open Data のイメージを表すとスライド 10 のようになります。今回は多摩地域の話でしたので、中村雨紅さんの「夕焼け小焼け」を思い出したので、それを基にスライドを作ってみました。

スライドの中央左下に「夕焼け小焼け」の絵を置きました。これをあの「夕焼け小焼け」の歌だと思ってください。図の左に矢印で表した先に、この歌のタイトルは「夕焼け小焼け」であると表現しました。これがこの歌のメタデータです。

次に、この「夕焼け小焼け」の作詞家が中村雨紅さんであることを示すために、図の上

の矢印の先に人の絵を置きました。これが中村雨紅さんを表すとしたときに、これは中村雨紅であるという名前を指し示すメタデータがあります。そう、図の左の一番上です。

中村雨紅さんには高井さんという本名があります。彼は 1867 年に生まれ、1902 年にお亡くなりになっています。この「中村雨紅」なるものの様々なデータが存在していて、これらをリンクという形でセットで扱うということです。

中村雨紅さんは、みなさんもお存知のとおり、八王子市のご出身です。八王子市にも当然八王子市に関する情報、すなわちメタデータが存在します。八王子市は八王子市という名前を持っていますし、どこにあるのかという緯度経度という情報があります。これらは地理空間を表す情報です。私が所属する中央大学は、この八王子市に所在しているということで、八王子市と繋がっています。

さらに、中村雨紅さんの師匠にあたる方がここにいらっしゃいます。この方には、野口雨情さんというお名前があります。野口雨情さんも、みなさんにはお馴染みの人物かと思えます。「赤い靴」という歌の作詞者です。この「赤い靴」という歌からも、さらに様々なものに繋がっていくであろうことは想像に難くありません。

Linked という言葉が表すように、一つひとつの物事について、一つひとつ表現するデータがあり、そのデータをそれぞれ繋いでいくことで、色々な繋がりを見せられます。この繋がりによって、新たに何かを発見することができるようになります。情報を組織化することによって、インターネットでそれぞれを繋ぎ合わせて、情報を見つけられるようにする、これと同様のことをやってこられたのが瑞穂町の事例であったのではないかと思います。

ここまで多少話題を広げてお話ししてきましたが、地域資料の保存と活性化に向けて、まずやらなくてはならないのは保存、組織化、公開の三つの観点であることを今一度、思い起こしたいと思えます。まず保存に関して大切なのは、いったい誰が地域資料を保存していくのかということがあります。先ほど鈴木さんもお話しされていましたが、個人所有のものをいったい誰が保存していけばよいのでしょうか。保存という活動をだれが主体的に担っていくのかという課題があります。また、その地域であるからこそその希少性が地域資料にあることが少なくありません。図書館で所蔵するものの多くは、世の中の複製物の一つに過ぎないのですが、先ほど宮坂さんがおっしゃったように地域資料はとても希少性が高い、キラークンテンツになり得るということです。

また、組織化に関して皆さんのお話を伺っていて思ったのは、空間と時間の二つが大切

な視点であり、共通項として利用できるということです。例えば武蔵国府の地図であれば、昔あれがあった場所の上にこれがあると表現できるのは、空間と時間を組み合わせているからです。先ほど紹介した **Linked Open Data** を用いて、こうした空間軸、時間軸で同じものを繋ぎ合わせれば、こことここでこれが繋がるといった発見を生み出せるのではないかと思います。

さらに、公開にあたって最初に考えたいのは、地域資料を誰が使うのか、私たちは誰に見せたいのか、どうやって見せるのかということです。もちろん、それを保存することは重要な活動であるに違いないのですが、地域資料が公共財であるということを考えたとき、その発信対象を想定しながら公開するというのもセットで考えるべきではないかと思えます。

これが最後のスライドです。図の一番左側に様々な文化財、あるいは地域資料があります。それぞれの地域資料は、その特性に応じて、それぞれが得意とする組織が主体的に集めたり、保存したりしています。その利用者である市民は、それぞれの組織がいったい何を集めているのか、どんなサービスをしているのかということを想像しながら、あるいは事前に調べたうえでそれぞれの所に行くわけです。それは一方で、市民に対して大きな負担を与えているとも考えられます。

私は地域資料をはじめとする資料、情報というのは等しくフラットにできるのではないかと思います。最終的な絵としましては、これら組織が皆、連携して、市民の方々はどこにアクセスしても必要な資料、必要な情報に辿り着ける、あるいは新たな発見ができるという仕組みをメタデータレベルでも、資料そのもののレベルでも実現できればよいなと考えています。

私からのコメントは以上です。

討 論

宮間純一：Webex のチャットでいただいた質問に対して、報告の順番に一問一答式で回答していきたいと思います。

まず、高野宏峰さんから鈴木直樹さんへ。自治体史の資料編や叢書目録は難解であるとされて、市の当局から刊行について理解が得られづらいという面がありますが、その辺りを八王子市ではどのように説明したのか、という質問です。

鈴木直樹：ご質問していただきありがとうございました。

八王子市史を作る際に資料集や付帯刊行物の資料叢書の位置づけをいかに市当局に説明してきたのか、というのは申し訳ないですけど、詳しくは分かりません。しかしながら、「八王子市史編さんの基本的な考え方」を見ていただくと、その「付帯事業」というところで、「市史編さんの付帯事業として、市史編さん事業の市民への普及を図るための『市史研究』『市史編さん室だより』、市史本編及び資料編を補完するための『資料目録』『調査報告書』等を刊行する」という形で、本編や資料編を補完するものとして、市史編纂の基本構想が作られた当初から位置づけられていました。目録についてはまだ刊行されてはいないので、今後八王子市でも目録は刊行してもらいたいです。

宮間：では続けて、馬場憲一さんからの質問です。途中で退席されましたが、せっかくなので共有できればと思います。

八王子市史の編さん事業について、馬場さんが最近担当した八王子市の歴史講座の受講生、市民向けということですが、八王子市史の編さん事業について知っているかどうかアンケートをされた。その結果、知っていると回答した受講生は38パーセントにしかならなかったそうです。その内、新市史を読んだことがある受講生が半分、市史の恩恵を受けていると感じている市民は2割以下であったとのこと。

馬場さんは、市史編さん事業についての市民への浸透具合如何を鈴木さんに聞いたかったのではないかなと思うのですが、その点についてお話していただけることがあればお願いします。

鈴木：はい。こちらについては、以前にも馬場憲一「村上直先生と八王子・多摩地域の歴

史研究」(『八王子市史研究』5、2015)で、八王子市の市史編纂事業に対する市民の認知度が低いのではないかということを問題提起されたことがあり、現在もなお認知度が低い状況が解決されていない、ということだと思います。

市史編纂中は、資料の調査・分析や原稿執筆などでいっぱい、広報であるとか普及活動については手を出すことが出来ませんでした。市史が刊行され、これから普及や広報をしていくところで、市史編さん室の組織が解散されて無くなってしまったところが大問題だと思います。せっかくみんなで頑張って市史を作ったけれども、それが広報・普及活動を通じて市民の知るところになっていない。それは、市史が完成した直後に編さん室が解散となり、その後継組織もバラバラに事業を引き継ぎ、特に広報・普及活動の主体が明確ではありません。

馬場さんの言われた通り、多くの市民への広報や普及活動が今なお課題だと思います。広報・普及活動を行う際に、今日のみなさんの報告を聞いて感じたのは、小中学校と連携しつつ実施していくことの重要性です。「八王子市史編さんの基本的な考え方」に記載されているように、平易で分かりやすい通史編の執筆を心がけましたが、小中学生でも読みやすいのかと言われると、そこは難しいところもあるでしょう。今後、市内の小中学生に向けて、広報・普及などを進めていくことが出来れば良いですね。また、市史のどのような内容が面白いのかというのは、執筆者が一番よく知っています。八王子市には、もう一度執筆者と協力して、市史の面白みとか、売りを把握して新八王子市史を活かす方向を探ってもらいたいなと思っていますところです。

宮間：ありがとうございます。私もいくつかの自治体史に関わっていますが、これほどの自治体史にも共通してある課題なのかなと思います。

では、次に行きたいと思います。

瀧桂子さんから質問をいただいております。

瀧桂子：私は和光大学図書・情報館という所で司書をしております。まだ資料として公開はしていませんが、本学で戦後の社会教育関係の資料を持っています。それを今後どうしていくかということを考えるにあたって今回このシンポジウムがあったので参加させていただきました。

鈴木さんのお話を聞いていた時に、資料をそれぞれの行政区分で今後どうしていくか、

ということにふれられていたと思うのですが、これ以降（市史編さん終了後）に収集された資料というのが今後どのように扱われていくのかということと、それぞれの行政区分、例えば八王子市で、きちんと今後資料を集めていくという方針を検討されているのかどうか、ということをお願いして質問しました。よろしくお願いします。

鈴木：はい。ありがとうございました。市史編さん事業を開始する時に、庁内各所に古い公文書が保存されていないか調査しました。その際に、八王子の各地区に事務所がありまして、その事務所から古い公文書（旧村役場文書）が見つかりました。それを市史編さん室が預かり整理して、資料編や本編執筆に利用しました。その後、市史編さん室が閉室されると総務部総務課へ引き継がれ、公開されることになったという経緯があります。

総務部総務課は、今年の四月から公文書管理課という部署に衣替えして、歴史的価値のある公文書に関してはそちらの方で公開等が進んでいるという形です。今後の資料収集方針などは分かりませんが、各地区の事務所などで作成される公文書等については、公文書管理課が保存・管理していくと思われま

瀧：ありがとうございます。確か生涯スポーツ部の文化財共同資料館というものもあって、そちらの方でも整理、保管等されているかと思ったのですが、また、今後デジタルアーカイブ化することは計画されているのでしょうか。

鈴木：はい。個人の家に所蔵されていた古文書については郷土資料館の方で管理していて、そうではない旧村役場文書は公文書の扱いで、公文書管理課が管理しています。つまり、公文書かそれとも個別の家の古文書なのかで、管理の母体が違うということになっています。デジタルアーカイブに関する事業などについては、申し訳ありませんが存じ上げません。

瀧：はい。ありがとうございました。

宮間：どこの課で何を所蔵するのかということのも自治体によって違うので難しいところなのかもしれません。

時間も押しているので先に進みます。

次に武田剛朗さんから合田さんへの質問です。

「文化財地域保存活用計画」の策定を武田さんの所属している大網白里市で目指しているそうです。これは、法によって義務付けられたもの、と解釈できると進めやすいのだが、そういう認識で良いのでしょうか、という実務的な質問ですがどうでしょうか。

合田恵美子：はい、合田です。この質問についてはすでにチャットの方で馬場（憲一）先生の方から「義務ではない」とのお答えを頂いているので、義務ではないというお答えになりますけども、私もちょっと法律の詳しいところには不勉強で分からないのですが、文化庁のホームページに、平成31年3月4日付の「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱、文化財保存活用地域計画、活用計画の策定等に関する指針」という形で公開されております。そちらの方から確認していただければ、と思います。

あと、馬場先生の方から、12月5日の午後に日本文化政策学会のフォーラム（「文化財保護法改定に伴う現状と課題－文化財保存活用地域計画と住民参加を話題に－」）がオンラインで開催されるというご案内を（チャットで）頂いていますので、そちらできちんとしたお話がいただけるのではないかなと思います。

大変申し訳ありませんが、以上でお答えとさせていただきます。

武田剛朗：はい。わかりました。どうもありがとうございます。

宮間：次に馬場憲一さんからのご質問に宮坂勝利さんから答えていただきたいと思います。

行政がWEB上で資料を配信してゆくに際して、その地域資料に一種の価値観を付加して発信するということになるわけですが、資料に評価を与えるということについて瑞穂町ではどういう工夫をしているのか、第三者の目を入れているのか、といったご質問ですが、この点いかがでしょうか。

宮坂勝利：今は、行政、企画課という所にいますけども、図書館にいる時もそうだったんですけど、まず基準があってないようなものがいっぱいありまして、その中でも一つ基準になったものは市史、町史に出てくるものとか、あとはちゃんとそのものが寄贈されたものだったり、所在が分かっているもの、あと出たところが分かっているもの、個人情報に触れていないものとか、あとは学芸員とか司書とかプロの目で見ればこれは授業で使えるよ

ねとか、次の授業で出てくるよねとか。一例ですけど、さっき学校に入り込んでやっているというお話をしたのですが、みずほ学という時間があるわけではなくて、総合の時間とか、社会科とか国語だとか体育だとか音楽だとか図工だとかすべてにこういう地域資料が使えますよねっていう観点ですね。さっきの土器の話であれば社会の時間ですし、体育であれば瑞穂音頭というものがあって、音頭が出来たのはなぜだろうということで、音頭に出てくる地名を皆で考えようとかですね。瑞穂町歌というのがありましてこれは音楽の時間ですね。この瑞穂町歌で歌われる景色を皆で思い浮かべようとなれば、その景色に準じた古い写真を郷土資料館なり図書館が提供することもしました。図工でしたら紙芝居を作ったり、国語は「ごんぎつね」のお話がありました。「ごんぎつね」の最後は火縄銃とかで撃たれてしまいますよね。そしたら収蔵品の中で火縄銃がないかとか、そんな相談があったり。いつも先生などと欲しいもののキャッチボールをしながら、資料館などの基準に則ってやっております。

宮間：はい、ありがとうございました。

ではチャットでいただいた最後の意見になります。宮坂新さんから、活用を重視しすぎてしまうと、活用しにくい、あるいは活用できない資料の保存が軽視されてしまうのではないかと危惧している、とのご意見をいただいておりますが、これは全員に関わる話題かと思えます。これにお一人ずつ答えていただきながらまとめに入っていきたいと思えます。

では報告した順番で、このご質問に関係することと、もし何か言い残したことがあれば付け加えていただいております。

では、鈴木さんからお願いします。

鈴木：はい。宮坂さん、ご質問いただきありがとうございます。私の立場で言うと、この活用しにくい、分かりにくい資料は例えば古文書がそれにあたるのかなと思えます。古文書は、一般の方にとっては一見しただけでは、それに何が書かれているのか分かりにくい。そのため、展示等でもそのままでは使いにくい。一方、写真や絵画資料は一見して分かりやすいものが多く、そちらの方が活用しやすいでしょう。

八王子市史の近世部会長の藤田覚先生や私たちが八王子の市史編纂活動中に考えていたのは、できるだけ多くの資料を活字化して市民の方に分かりやすく、利用しやすくすることでした。そこで、資料編も出来るだけ多くの資料を収録しましたし、村明細帳や検地帳

などの分量のある資料については、資料編とは別に資料叢書を作って活字化しました。

さらにもう一個、私自身が考えていたことは、どのような記述があれば多くの市民が関心を持つのか、現代的課題に繋がる市史の記述はどういった内容かということです。その一つとして、私は「災害」というものを市史の中に取り入れていく必要があると考えました。私が強く提案して、市史の中に一章設けて、災害や飢饉の問題を市史の中で取り上げてもらえることになりました。

災害が起こったという事実であれば、色々な資料から分かるかもしれませんが、どの程度、どこで、具体的にどのように起こったのかということについては、やはり古文書を紐解くしか明らかにする方法が無いわけですね。このように、大変かも知れませんが一つの資料に色々な情報をくっ付け、市民の関心がある事項について一つ一つ調べることが大切だろうと考えながら市史編纂をやってきました。以上です。

合田：合田です。私が今日報告した記録保存調査はまさに活用をしにくい、分かりにくい資料でほぼ占められているような文化財の調査になります。この記録保存調査で得られる資料、一般的にはよく分からない土器片とか、ある「もの」のかけらがほとんどになるわけですがけれども、その一つ一つは重要文化財などの「指定文化財一つ」と等価の価値は無いかもしれないですね。ですがけれども、指定文化財の価値を判断するための歴史的な知見を鍛えるには、記録保存調査で回収されてきた資料というのは、考古学、文化財の研究においては必要な研究資料であることは変わらない。先ほど武蔵国府の例をあげて、史跡を守って、史跡の中身を知るために周りの記録保存調査の記録を利用していくというような話をしましたけれども、これを活用の例に置き換えてみれば全く同じことなのかな、と思います。

あと一つ、活用と言っても一般公開される展示とか、一般という言い方もあれですけど、市民向け講座とかそういう所で使われる資料だけではなくて、先ほど小林先生も仰いましたが、専門的な研究に資する資料というのももちろん活用の範囲に入る、と思うのです。そういった研究成果によって、所謂使いやすい、分かりやすい歴史資料、指定文化財であるとか、そういったよく使われる資料、そういったものの価値がさらに決まっていくというような、車の両輪のような関係にあるのかなと思いますので、「活用しにくい」と一般的には思われるであろう資料というのも、やはり私たちは、先ほど言ったように健全に保存して維持していかなければならない、という風に考えています。

以上です。

宮坂：はい、瑞穂町の宮坂です。

学校への貸し出しなどもありますので、触ってよいものと厳重保存しないといけないものの区別があります。触ってよいものは、複数のものを用意しておいてどんどん触ってもらおう、という考え方は持っていました。

触ってはいけないものでも見てもらいたいものはありますから、そういうものは企画展とかで出していますし、デジタル化で3D画像化するとかで細かいところまで見られるような環境を作ってあげて、それで見てもらう。こんな珍しいものが瑞穂町にあると思っていただきたいなど。あとは公開しているものは古い写真や懐かしい写真が多いというのが瑞穂町の一つの特徴でございます。皆さんと話をした中で、私は今行政職と言いますでしょうか、瑞穂町をPRする、楽しい町だよとPRしたいというのが根底であります。オンボロな資料館から立派な資料館になったのだからということと、図書館と郷土資料館を両方兼ねているところでやっぱりどんどん資料を出していこうというのが、最初からのコンセプトです。見せることと、見に来てもらう、これは地域活性化につながります。見に来られない人には、デジタル化をして細かいところまで見てもらって見に行きたいという気を起させると。そういう風に考えていました。

これは持論ですけど、図書館とか郷土資料館とかって怒ってくる人っていないですよ。ニコニコして来てくれる人ばかりですね。だったらその人たちの幸せな気分をそのまま持って帰ってもらおうというのが私の思いでずっとやっておりました。

以上でございます。

小林謙一：私としてはですね、この文化財保護の中で言えば保存が第一にくるわけですよ。もちろん活用というのも大事ですけど、その時に、嘘はつきたくないというのがある。特に考古資料とかそうですけど、分からないところはいっぱいあるわけですよ。これを分かったように出すというのはすごくいけないことじゃないかと。分からないことを分からないと出せるような公開にしていきたいとは思いますが。そういった意味で活用しにくい、分かりにくいものほど出していくべきで、分かったような感じで出しちゃって結果的に嘘をつくというのはよくないのではないかと強く思います。

あともう一つ、合田さんがおっしゃったことですけど、結果だけ出しちゃ駄目だと思う

のですよ。こうだっというのだけ出しちゃ駄目。その一個の土器の後ろには、何十箱という土器があるわけですよ。そこそ大事だと。一個だけ土器見て縄文土器はこうだと思ったら駄目じゃないですか。色んなバリエーションがあるということを理解していったほうがいい。だから、私としては極端ですけど研究してほしいという感じですね。見て分かったつもりになっちゃ駄目だ。やっぱりそこに疑問を持ってほしいし、自分が研究する立場になってほしい。そういう風に持っていけるのが活用なんじゃないのかな、と自分でまた自分の出来ないことを言っているのですけども、考えていきたいと思っています。

以上です。

小山憲司：小山です。

今、小林さんがおっしゃったように、活用というのは何か生み出さなくてはいけないとか、そういうことではなく、その物や情報があって分かるとか分からないとか、私たちがそれを通じて考える糧になる、きっかけになるということこそ活用していることに他ならないので、まずそこが大事だと改めて思いました。

そのような考える材料が目の前にある、保存できている、あるいは少し表現を変えると、記録されているということは、それだけでラッキーなのではないかと思います。例えば昔の写真を皆さんが見せてくださいましたが、あれは記録されているからこそ今、再生でき、私たちが当時のようすを知ることができるわけで、それはラッキーですよ。保存されているからこそだということ、これは皆さんが仰っているとおりで、その保存されている、記録されている物から、いかに物語を紡ぎ出すのかということが私たちに求められていますし、やらなくてはならないことです。その物語を紡ぎ出すからこそ、私たちは資料を集めて、保存して、活用してという方向に向けて歩みを進めることができるのではないかと考えます。

ただし、その保存というのがブーメランのように戻ってきて、それを主体的にやっている私たちがその有用性を示し続けなければ、多分それはかなわないのだろうと思います。そういう機能があるから、そういう役割を持っているからというだけではなく、それらをきちんと示し続けなくてはなりません。そのためには普段ではなくて、不断の努力が私は欠かせないと思っています。

それを実現するためには私たちが主体的に関わらなくてはいけないし、それを市民の方たちと一緒に共同して守り続けていくという姿勢も必要です。それは例えば合田さんが何

度も仰っていた「健全」という言葉、健全な社会、健全な学問の世界、健全な市民社会ということに繋がっているのかなと皆さんのお話を伺っていて思いました。

宮坂さんからの質問への回答にはならないかもしれませんが、改めて今回のテーマに関連して、意を強くしたところです。以上です。

宮間：みなさん、ありがとうございました。宮坂新さんからは、主催者にも聞きたいということなので、私の方でも一言だけ答えてそれで終わりにしたいと思います。

宮坂さんのおっしゃる事はよく分かります。私も普段の研究では活用しにくい、一般的には価値が分かりにくい資料を使ってばかりいて、指定文化財とか重要文化財とかいうものは研究の材料としては使ったことはありません。それでも、未活用資料はまだ山ほどある。ですから、それは皮膚感覚で理解できますし、今回のシンポジウムも、市民にはわかりにくい地域の中に埋もれている資料をどう保存して、活用し得る可能性があるのかを考える機会として設定したところです。今日正解が出せるということではないのですが、私としては現在活用できない、活用されなくても、潜在的に活用できる可能性を作っておくことが今出来ることなのかなという気がしています。例えば古文書だったら目録を作ってデータを公開して、誰かが調べたいと思ったときにアクセスできるような仕組みを作っておくというのが重要なのかなと思って、活動しているところです。

以上をふまえて、宮坂（新）さんどうでしょうか。

宮坂新：ありがとうございました。皆さんの意見を聞きなるほどと思いました。

質問させていただいた趣旨は、小規模の資料館などで働いている方は誰でも分かっていただけと思うのですが、所蔵資料の大部分は展示も閲覧もされません。そういったものは、行政としてはあんなもの捨ててもよい、と言われることも少なくありません。そういう時に私としては今使われなくても百年後に役に立つかもしれないから保存するというのが、博物館の役割だと思っています。なので、もちろん今日色々な事例を伺って活用する体制を整え、どんどん瑞穂町の宮坂さんのお話のように活用するという事は参考になりました。一方で、現在活用できなくても保存するのだ、と言えるくらい意見があってもいいのではないかなと思っております。

まとまりがありませんが、以上です。

宮間： 目指している方角は、大きくは変わらないのかなと聞いていて思いました。

慣れないオンライン開催で色々な不手際もあって上手くまとまらなかったかもしれませんが、みなさまのおかげで何とかすべてのメニューを終えることが出来ました。

この種のテーマは一回やって済む話ではなくて、執念深く何回も何回もやることが大切だと思っていますので、また今後も色々な機会を作っていきたいと思います。そういった時にはまたご参加いただければありがたいです。何かお気づきの点がございましたら、後日でも意見をお寄せくださればと思います。

それでは、本日は長時間にわたりご参加いただきありがとうございます。報告者の皆様もありがとうございました。これで閉会したいと思います。

以上

2

配付資料・発表資料

多摩の地域持続と地域資料

宮間純一

(中央大学文学部日本史学専攻)

はじめに

ー戦後の地域資料保存

地域資料^{*1}の散逸と「史料保存運動」

1951年文部省史料館の設置、1959年山口県文書館開館

「現地保存」の原則^{*2}、資料保存利用施設（文書館等）の設置が市区町村では遅れる
博物館・資料館・図書館も人員不足や書架の飽和等により必ずしも受け皿になりえず
→調査後も文化財として保護対象にならない多くの地域資料を「家」が保管

ー今日の課題

・「地方消滅」と地域資料：高度経済成長期以来の地域社会の弱体化・解体

21世紀に入って加速→地域資料の担い手（文書を所蔵してきた旧名家・郷土史家）の喪失

・大規模災害と「郷土史」の再発見

災害による地域存立の危機、地域資料の被災・レスキュー

…「郷土史」の再評価^{*3}

→地域の足どりを跡づける地域資料（文書資料^{*4}・図書資料・文化財…）への関心

地域持続のための地域資料^{*5} ←→ 「観光資源」としての地域資料

1. 多摩のこれまで

ー東京都による文化財調査

1950年代 建造物、民俗資料・古文書の所在調査

『東京都文化財調査報告書』の刊行

ー図書館と「郷土資料」・「地域資料」

1960年代 府中市、奥多摩町、町田市、武蔵野市

1970年代 多摩地域の市町村で図書館設置ラッシュ、「郷土資料」の収集

1975年 三多摩郷土資料研究会（1999年に三多摩地域資料研究会に改称）発足^{*6}

多摩地域の「郷土資料」担当者が意見・情報の交換を行い、各館の「郷土資料」の充実をめざす

1986年・1996年・2005年・2016年 多摩地域の公立図書館における地域資料（1986年調査時は「郷土資料」と呼称、1996年時は「郷土資料」と「地域資料」を併記）に係る業務の実態調査^{*7}

－博物館等と地域資料

図書館とともに地域資料保存・活用の核に

1978年 東京都三多摩公立博物館協議会発足

東京都三多摩公立博物館協議会は、東京都多摩地区に所在する市町村が設置又は運営する博物館及びこれに準ずる施設等により構成された団体で、昭和53年（1978）7月15日に発足しました。

加盟博物館相互の連絡協調を図り、博物館事業の振興に寄与することを目的としています。

令和2年度10月現在、博物館、資料館、美術館、科学館等35館が加盟しています^{*8}。

－「自治体史」編纂と地域資料

1950年代後半～高度経済成長期に各地で開始、民間所在資料の悉皆調査・目録刊行

1990年前後 多くの自治体で編纂完了

→2000年代 第二次自治体史編纂 八王子・羽村・立川・府中・小金井市他

－民間の活動

多摩中央信用金庫（現多摩信用金庫）：1975年～『多摩のあゆみ』の刊行

公益財団法人たましん地域文化財団歴史資料室：地域資料の収集・公開^{*9}

2006年 NPO 共同保存図書館・多摩（現特定非営利活動法人共同保存図書館・多摩）発足^{*10}

2014年市民アーカイブ多摩開館^{*11} ほか

2. 多摩の現在／これから

－多摩地域のいまとこれから

多摩地域全体：2020年を境に本格的な人口減少・少子高齢社会に突入^{*12}

西多摩地域：奥多摩町・檜原村はすでに過疎地域に指定

多摩川流域地域：2019年台風での氾濫

* 1974年9月：台風にともなう大洪水

－地域における〈文化財〉の活用

新しい自治体史編纂とアーカイブズ施設への期待^{*13}

民間所在資料・公文書の活用と地域アイデンティティの確立

奥多摩町「過疎地域自立促進計画」：有形・無形の文化財の保存・活用

→活用方法の検証

－把握されていない民間資料

2014年の国文学研究資料館による調査

多摩地域の博物館等の施設を対象にした民間資料に関するアンケート

：館内外の地域資料を網羅的に把握できている館は約2割程度

緊急時に資料救済の対象となる館外資料は登録済みの文化財に限定される^{*14}

3. わたしの活動

ーデータの収集・共有化

刊行物（目録・自治体史等）から民間所在資料に関する基礎データの収集

2019年3月「シンポジウム 多摩の地域持続をめざした地域資料の保存と活用」

「多摩川流域所在アーカイブズの情報集約・公開に関する調査・研究―地域持続のために―」（公益財団法人 とうきゅう環境財団助成金、2017-2019年度、代表者宮間純一）

→報告書は東急財団ホームページで公開

<https://foundation.tokyu.co.jp/environment/wp-content/uploads/2020/07/A341.pdf>

ー民間所在資料の調査

・青梅市津雲国利収集文書

・日の出町羽生家文書

むすびにかえてー本シンポジウムのねらい

- ・多摩における地域資料保存・活用のこれまでを振り返り、これからを考える機会に
- ・組織・行政区分・専門領域の壁を越えた地域資料保存・活用のためのネットワーク構築
- ・既存の成果、各組織・個人の営為を活かしながらこれからのあり方を模索

*1 本シンポジウムにおいて「地域資料」は、図書館所蔵資料、考古資料、文書資料（民間所在資料・歴史的公文書）などを包括的に指す概念として用いる。

*2 高野修「地域社会と文書館」（『藤沢市文書館紀要』13、1990年）など参照。なお、佐藤正広「史料保存における現地主義について」（『茅ヶ崎市史研究』15、1990年）のように、「史料を滅失の危機から救う」ためには、原理主義的な「現地保存」にとらわれず、現実的な調整を行う必要性を指摘するものもある。

*3 平川新「歴史資料を千年後まで残すために」（奥村弘編『歴史文化を大災害から守る』東京大学出版会、2014年）、白井哲哉「地域の記録と記憶を問い直す意義―郷土史の再評価とともに―」（白井・須田努編『地域の記録と記憶を問い直す-武州山の根地域の一九世紀-』八木書店、2015年）ほか。

*4 公文書等の管理に関する法律施行後の多摩地域の状況は、東京市町村自治調査会編『市町村等における公文書管理方法に関する調査報告書』（東京市町村自治調査会、2014年）が参考となる。

*5 西村慎太郎・加藤聖文・渡辺浩一「人命環境アーカイブズの過去・現在・未来に関する双方向的研究」（小池淳一ほか編『新しい地域文化研究の可能性を求めて』1、人間文化研究機構広領域連携型基幹研究プロジェクト「日本列島における地域社会変貌・災害から

の地域文化の再構築」、2017年)、国文学研究資料館編『社会変容と民間アーカイブズ—地域の持続へ向けて—』(勉誠出版、2017年)ほか。

*6 同会の発足・活動については、桂まに子「戦後公共図書館史における三多摩郷土資料研究会の位置づけ」(『東京大学大学院教育学研究科紀要』48、2008年)参照。

*7 三多摩郷土資料研究会編『多摩地域郷土資料業務実態調査報告書 昭和64年4月現在』(三多摩郷土資料研究会、1986年)、同『多摩地域郷土資料・地域資料業務実態調査報告書 平成7年7月調査』(三多摩郷土資料研究会、1996年)、三多摩地域資料研究会編『多摩地区公立図書館地域資料業務実態調査報告書 平成17年7月調査』(三多摩地域資料研究会、2006年)、同編『多摩地区公立図書館地域資料業務実態調査報告書 平成27年7月調査』(同、2016年)。蛭田廣一『地域資料サービスの実践』(日本図書館協会、2019年)も参照。

*8 東京都三多摩公立博物館協議会ホームページ <http://tamahaku.jp/aboutus.html> (2020年11月7日閲覧)。

*9 保坂一房『地域資料の収集と保存—たましん地域文化財団歴史資料室の場合—』(共同保存図書館・多摩、2009年)。

*10 NPO 法人共同保存図書館・多摩 ホームページ <https://www.tamadepo.org/index.html> (2019年3月1日閲覧、以下 URL は同じ)、座間直壯「NPO 法人共同保存図書館・多摩の誕生と今後の展望」(『出版ニュース』2142、2008年)ほか参照。

*11 中村修「市民アーカイブ多摩について—その前史から現在まで—」(『アーカイブズ学研究』22、2015年)。

*12 東京都ホームページ

http://www.soumu.metro.tokyo.jp/05gyousei/sinkou/tama_shinkouplan/ta_maplan05.pdf#search=%27%E5%A4%9A%E6%91%A9+%E4%BA%BA%E5%8F%A3%27 (2020年10月9日閲覧)。

*13 杉田博「自治体史編さんの歩みと史料保存—八王子市史編さんのスタートにあたって—」(『まちづくり研究はちおうじ』5、2008年)ほか。八王子市では公文書館の設置準備が始まっている。

*14 太田尚宏「民間アーカイブズの保全と地域連携—東京都多摩地域での取り組みを事例に—」(前掲、国文学研究資料館編『社会変容と民間アーカイブズ』)。

趣旨説明 多摩の地域持続と地域資料



宮間純一 Junichi MIYAMA
中央大学文学部日本史学専攻
j-miyama@tamacc.chuo-u.ac.jp

地域資料を地域持続のために活用する

これまでと現状の課題

敗戦後：散逸する地域資料（文部省の調査では約250万点の民間資料が売却・消失）の保存活動

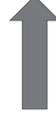
高度経済成長期：とくに1970年代以降の地域社会の弱体化を背景にした散逸の危機

20世紀終わり～21世紀

：大規模災害の多発＋地域のさらなる衰退

地域アーカイブの存立

処方箋としての「郷土史」／地域資料の活用



「観光資源」として消費される文化財
文化財保護法の改正

多摩のこれまで

- 1950年代：東京都による文化財調査
- 1950年代～：自治体史編纂、民間所在資料の悉皆調査
- 1960年代～：市町村立図書館の設置、「郷土資料」の収集
- 1975年：三多摩郷土資料研究会発足
(1999年に三多摩地域資料研究会に改称)
- 1978年：東京都三多摩公立博物館協議会発足
- 2000年代：第二次自治体史編纂ブーム
八王子・羽村・立川・府中・小金井市他
- 2010年代～今後：アーカイブズの設定
ふるさと府中歴史館(2011年)
武蔵野ふるさと歴史館(2014年)、八王子市(計画中)

民間の取り組み

- 多摩中央信用金庫(現多摩信用金庫)
：1975年～『多摩のあゆみ』の刊行
- 公益財団法人たまたま地域文化財団歴史資料室
：地域資料の収集・公開
- 2006年NP0共同保存図書館・多摩発足
(現特定非営利活動法人共同保存図書館・多摩)
- 2014年市民アーカイブ多摩開館

多摩の現状と課題

2020年を境に本格的な人口減少・少子高齢社会に突入

奥多摩町・檜原村は過疎地域に指定
➡ 有形・無形文化財への期待

2019年台風での多摩川氾濫
➡ 史料情報の把握・共有、レスキュー体制の整備

わたしの活動

□ データの収集・共有化
刊行物（目録・自治体史等）から民間所在資料に関する基礎データの収集
2019年3月「シンポジウム 多摩の地域持続をめざした地域資料の保存と活用」

「多摩川流域所在アーカイブズの情報集約・公開に関する調査・研究―地域持続のために―」
(公益財団法人とぅきゅう環境財団助成金、2017-2019年度、代表者宮間純一)



□ 民間所在資料の調査
・青梅市津雲国利収集文書
・日の出町羽生家文書

本シンポジウムのねらい

・多摩における地域資料保存・活用のこれまでを振り返り、
これからを考える機会の一つに

➡ 既存の成果、各組織・個人の営為を活かしながらこれからの方を模索

・組織・行政区分・専門領域の壁を越えた地域資料保存・
活用のためのネットワーク構築

自治体史編纂と地域資料の保存・活用

—新八王子市史の活動を中心に—

日本学術振興会特別研究員 (PD) 鈴木直樹

はじめに

○今回のシンポジウムの趣旨

- ・「多摩地域をフィールドとして「地域持続」と「地域資料」をテーマに、図書館情報学、博物館学、アーカイブズ学の分野を横断して現状の到達点と課題を共有・議論し、今後を展望する」
→地域資料の保存・活用を軸に考える
- ・報告者¹に与えられた課題：報告者が携わった新八王子市史（近世・江戸時代を中心に）の経験を基に、自治体史編纂事業による地域資料の保存・活用の成果と課題を示す²
※自治体史編纂は地域資料の発掘に繋がる事業である

○東京都八王子市の概要

- ・地理的特徴：「西高東低」で中央部には八王子盆地が広がる／市域の西は関東山地の東縁にあたる／市中心部には浅川（流域面積が八王子市域で一番広大）、北部には多摩川（小宮町付近で接する）、南部には大栗川（ニュータウン開発により大きく姿を変えた）が流れる→丘陵のあいだに沿って多くの川が流れているため、川の流れが急である／江戸時代以来の交通の要衝である甲州道中・絹の道
- ・八王子市のなりたち

明治 22 年 (1889)	大正 6 年 (1917)	昭和 16 年 (1941)	昭和 30 年 (1955)	昭和 34 年 (1959)	昭和 39 年 (1964)
八王子町	八王子市				
小宮村（昭和 9 年小宮町）		八王子市			
横山村			八王子市		
元八王子村					
恩方村					
川口村					
加住村					
由井村			八王子市		
浅川村（昭和 2 年浅川町）					
由木村					八王子市

¹ 報告者は 2009 年 10 月～2018 年 3 月に近世部会専門調査員（資料調査・整理や基礎的な文献調査など、および通史編の執筆も担当）、2013 年 4 月～2016 年 3 月に近世部会担当の専門員（執筆者との連絡・調整業務／専門調査員への作業依頼）として活動した。

² 拙稿「多摩地域の自治体史編纂と近世史研究」（『関東近世史研究』81、2018 年）は、自治体史編纂活動が近世史研究に果たした役割、与えた影響などについて検討した。

ちづくりを進めていくために不可欠な政策立案の基礎資料として、市民共有の知的財産である。その歴史的、文化的価値についての市民の関心と理解を喚起し、それらの情報を体系的に編集して市民が活用できるよう資料を公開・提供することが必要である」

→市制百周年（2017年）記念行事として新市史編纂を市長に提言

- ・同時期、市議会からも、公文書の保存と活用の観点から新しい八王子市史の編纂や公文書館の整備について一般質問が出された

⇒八王子に関する情報収集・公開・活用の観点から新たな市史の必要性

- ・社会的な背景：行政機関の情報公開が問題となる／地方分権一括法（2000年に大半が施行）を受け、各自治体が独自判断で地方自治を実施していく必要

⇒2007年4月に市史編さん室を設置し、編纂活動を開始～2018年3月閉室

3. 八王子市史編さんの基本的な考え方—市史編さん基本構想—【資料】

- ・市史編さんの目的：「(3) 八王子に関する有形、無形の歴史資料を整理、保存、管理し、後世に伝えるとともに、現在及び将来の活用を図る。」
- ・市史編さんの基本方針：「(9) 編さんの過程で調査、収集した資料は、将来に向けて公文書館などの施設の整備を図り、適正に保存、管理し、広く市民に公開して活用につとめる。」
→市史編纂活動で地域の歴史資料を調査・収集・整理し、終了後には保存・公開・活用
- ・市史編集専門部会の構成：原始・古代部会、中世部会、近世部会（報告者が所属）、近現代部会、自然部会、民俗部会／各部会に専門員（嘱託）を配置

⇒地域資料に関する市史編さんの目的・基本方針ほどの程度達成されたか？

II 八王子市域における地域資料の調査・活用の状況

1. 新市史編纂開始まで

①八王子市

- ・八王子市郷土資料館：古文書目録7冊⁵【29家、11,636点】
- ・『八王子千人同心史』⁶の編纂：1980年代後半から1990年代前半にかけて八王子千人同心史編集委員会が編纂し、八王子市教育委員会・郷土資料館が所管／資料編Ⅰ・Ⅱ（共に1990年）、通史編（1992年）、資料集が刊行

※郷土資料館による古文書目録7冊の内、3冊【22家、7,754点】がこの事業の付帯刊行物

②東京都教育委員会

- ・1959年度、1960年度に実施した文化財総合調査の成果をまとめた報告書・東京都教育委員会編『南多摩文化財総合調査報告』第一分冊・第二分冊（1961年）、第三分冊（1962年）全3冊 →八王子市域の史料（古文書）目録【111家、18,887点】

⁵ 真上隆俊・八王子市教育委員会編『小松家文書目録』（1972年）、八王子市郷土資料館編『八王子市郷土資料館収蔵古文書目録 大塚家文書』・八王子千人同心史編集委員会編『八王子千人同心関係文書目録 第一集』（共に1989年）、八王子市郷土資料館編『八王子市郷土資料館収蔵古文書目録 諸家文書Ⅰ』（1988年）、八王子市郷土資料館編『八王子市郷土資料館収蔵古文書目録 梅坪村関係文書』・八王子千人同心史編集委員会編『八王子千人同心関係文書目録 第二集』（共に1989年）、八王子千人同心史編集委員会編『八王子千人同心関係文書目録 第三集』（1990年）。

⁶ 千人同心とは、近世初頭に甲武国境の警備・八王子地域の治安維持のため設置された武士集団のこと。

③大学や郷土史団体

- ・高尾山薬王院文書：『南多摩文化財総合調査報告』に2,053点の概要報告／法政大学・村上直ゼミナルによる調査により、2,573点の目録が作成される⁷
- ・千人同心関連文書：多摩文化研究会（理事長・鈴木龍二氏）が、機関誌『多摩文化』第8号（1961年）に千人同心「河野家文書目録」、第10号（1962年）に「千人同心関係所在古文書目録集成」として古文書目録を掲載【17家・2機関、3,730点】

⇒旧市史では編纂に際して作成した目録や撮影した写真などが公開されなかった（一部は新市史編纂中に発見）／これまでに刊行された目録は、八王子千人同心関連資料に偏っている

2. 新八王子市史による地域資料の調査活動⁸

①市史編さん室の資料整理・保存

○市史編纂で収集した資料

- ・古文書・公文書などの文献資料、遺構・遺物などの考古資料、動植物標本などの自然資料、写真資料、美術資料、石造物、建造物、芸能、民間伝承など多様

○古文書整理の体制

- ・当初は近世・近現代部会の専門調査員らを中心に担当 →2013年、資料整理担当の専門員を採用、「古文書を探る会」のメンバーらによる臨時職員が目録作成にあたる
- ・所蔵者の土蔵や倉庫などから運び出し（原状記録を作成）→市史編さん室にて資料の清掃作業→中性紙封筒への収納、目録の作成などを実施、資料の燻蒸・温湿度管理→複製物（マイクロフィルム、デジタルデータなど）を作成→資料所蔵者へ返却

②市史編さん室の資料調査

○立ち上げ当時の当面の目標

- ・旧市史刊行後、最後に合併した由木地区を中心に資料調査を実施する
- ・資料の悉皆調査を目指し、各村の名主文書を調査する

○近世部会の調査について

- ・近世部会では、以下のような方法で調査を実施した
 - ・A 郷土資料館（古文書を探る会の調査情報を含む）の情報から資料所蔵者を特定する、B 『南多摩文化財総合調査報告』や『紳士録』（地域有力者の名簿）などの文献の分析から資料所蔵者を特定する、C 調査時の聞き取り情報から資料所蔵者を紹介してもらう、D 古文書のありそうなお宅を探して訪問する
- AやCは成功率が高いが、Dは空振りが多かった

③市史編纂事業における調査の成果

○市史編さん室が収集した資料（『新八王子市史編さんの記録』より）

- ・市史編さん室では借用、寄贈などにより資料を収集

⁷ 法政大学多摩図書館地方資料室編『高尾山薬王院文書目録』（1987年）、同『高尾山薬王院文書目録補遺』（1988年）。

⁸ 八王子市史市史編さん室編『新八王子市史編さんの記録』（2018年）藤田覚「『新八王子市史』編さん事業の成果と課題」（『まちづくり研究はちおうじ』13、2018年）。

- ・主な寄贈資料【50件、7,935点】：郷土史家が収集した文書・資料、風景写真・映像資料、八王子関連の書籍など
 - ・市内外で借用した資料【253件、99,775点】：古文書など
 - ・旧役場文書【9町村分、18,384点】：合併9町村の公文書
- ⇒合計126,094点／八王子市域に伝存する資料の一部（八王子市郷土資料館にある資料などは含まず）

○八王子市域に伝存する地域資料（2015年鈴木調べ）⁹

- ・個人所蔵：100,460点（52%）
- ・八王子市郷土資料館所蔵：26,251点（13%）
- ・八王子市郷土資料館寄託：37,938点（19%）
- ・市史編さん室所蔵（寄贈）：4,767点（2%）
- ・その他：21,214点（11%）

⇒合計190,630点

○地域別の資料伝存状況

- ・旧市内・・・14件・約4,800点（家文書、学校資料など）
- ・小宮地区・・・8件・約13,600点（家文書）
- ・横山地区・・・9件・約12,500点（家文書、自治会文書）
- ・元八王子地区・・・8件・約13,300点（家文書、寺院文書、竜頭舞保存会文書）
- ・恩方地区・・・9件・約19,200点（家文書）
- ・川口地区・・・8件・約19,000点（家文書、寺院文書）
- ・加住地区・・・19件・約25,600点（家文書、町会文書、青年団文書、学校資料）
- ・由井地区・・・8件・約17,000点（家文書、寺院文書）※小比企町磯沼家文書が約14,100点
- ・浅川地区・・・9件・約2,700点（家文書、寺院文書）
- ・由木地区・・・16件・約20,900点（家文書、町会文書、寺院文書）

→旧市内は戦災の影響で、由井地区は多摩ニュータウン開発の影響で古文書は少ない

→17世紀末の八王子代官の江戸撤退に関する資料、八王子宿で活動した秤屋や鋳物師などに関する資料が新たに発見された

おわりに―地域資料の保存・活用に向けた課題

1. 新市史の成果

①新市史の成果

- ・市史の主な刊行物：『新八王子市史』資料編6冊、通史編8冊、『八王子市史叢書』（史料集）5冊など付帯刊行物合計17冊、全31冊
- ・旧市史で手薄であった民俗編・『新八王子市史民俗調査報告書』（5冊）、旧市史ではほとんど取り上げられていなかった自然編・『新八王子市史自然調査報告書 八王子市動植物目録』を刊行
- ・原始・古代編では、多摩ニュータウン開発による発掘成果を反映／中世編では、市域所在の中世石塔の悉皆調査を実施／近現代編では、平成までの八王子市の変遷を記述

⁹ 拙稿「多摩地域の自治体史編纂と近世史研究」（『関東近世史研究』81、2018年）。

②近世部会の成果¹⁰

- ・近世部会関係の刊行物：『新八王子市史』資料編3 近世1・資料編4 近世2（2013年・2015年）、『新八王子市史』通史編3 近世（上）・通史編4 近世（下）（共に2017年）、『八王子市史叢書1 村明細帳集成』（村政要覧）・『八王子市史叢書3 検地帳集成』（土地台帳）・『八王子市史叢書4 宗門人別帳集成』（戸籍簿）（2012年・2014年・2016年）
 - 2012年～2016年まで毎年資料集を刊行
 - ・各資料叢書では、該当資料を悉皆調査した
 - 検地帳集成では、八王子市域に伝存する検地帳275点を一覧表にし、そのうち17点を翻刻・データ化した／検地帳集成をもとに、市内全域で実施された寛文検地の施行過程を解明することができた
 - ・通史編では、宿や町に住む人びとの日常的な生活（「地域に生きた人々の視点」）にまで踏み込んで記述することができた
- ⇒大量の地域資料の調査・収集を実施することができた／資料編の編纂／民俗編・自然編の刊行→構成・内容面に関する旧八王子市史の課題は解消

2. 市史編さん室のその後

①市史編纂事業の後継組織

- ・市史編さん室は2018年3月に閉室、組織は解散となった
 - 刊行物の販売、寄贈資料などの整理・保管は生涯学習スポーツ部文化財課郷土資料館へ
 - 旧村役場文書の整理・保管は総務部総務課へ
 - 市史編纂事業そのものは総合経営部経営計画第二課が引き継ぐ
- ⇒市史編さん室の嘱託員が一部後継組織に所属するも、職員はみな異動／事業が円滑に継承されず、資料公開の問題など多くの課題を残す

②地域資料の保存

- ・個人からの借用資料が多い／複製作成後、原資料は所蔵者に返却 ※資料の現地保存
 - 編纂期間中から、資料を管理しきれないため寄贈したいとの声が多かった／資料所蔵者の代替りや家の新築、地域の開発などにより資料保存の危機
 - 現在、返却後のアフターフォロー、保管状況の把握などができていない状況
 - ⇒定期的な資料状況の確認作業が必要／長期間（資料が消滅するまで）に及ぶため個人では難しい
- ・安定的に地域資料を保存するために：現在、個人所蔵資料は個人の努力により保存されている
 - 自治体や大学などが協力して、保存場所を確保（廃校の利用など）
- ・「歴史資料ネットワーク」（歴史資料の保存・活用を目的としたボランティア組織）の必要性：多摩地域には、いまだ大量に未調査資料が眠っており、保存・活用のためにも調査が必要／全国各地の歴史資料ネットワークでは、自然災害の発生時に資料レスキューを実施→資料の散逸・消滅を防ぐ措置
 - 多摩地域を中心とした、歴史資料ネットワークが必要ではないか

③地域資料の活用

- ・市史編纂事業で収集した資料：郷土資料館への引継ぎ後、いまだ公開に至らず
 - 個人所蔵の地域資料の公開が今後の課題／マイクロフィルムに撮影済み

¹⁰ 藤田覚「『新八王子市史』編さん事業の成果と課題」（『まちづくり研究はちおうじ』13、2018年）。

・一方、当初目的に掲げた「公文書館」に向け、具体的な動きも

2016年2月28日 「自治体の公文書館を考える―新八王子市史編さん事業の資料保存、行政文書公開のために―」（八王子自治研究センター主催）／当時の編さん室主幹が参加

2020年4月1日 「八王子市公文書の管理に関する条例」施行／歴史的に価値ある公文書として、旧役場文書のうち八王子市合併以前の文書が公開

総務部に公文書管理課が新設

→「公文書館設立」を公約に掲げた石森孝志が市長（第3期）当選

八王子市史編さんの基本的な考え方 ー市史編さん基本構想ー

平成21年12月 1日決定

平成23年12月26日改正

平成25年 8月26日改正

1. 策定の趣旨

この基本構想は、新たな八王子市史（以下「市史」という。）編さんを行うにあたり、八王子市の市政運営の基本構想である「八王子ゆめおりプラン」に示されたまちづくりの基本理念「人とひと、人と自然が共生し、誰もが生き生き生きるまち」を踏まえ、市史編さんの方向性を示すとともに、市史編さん事業のよりどころとするために策定するものである。

2. 市史編さんの目的

市史編さんの目的は以下のとおりとする。

- (1) 八王子市制100周年記念事業として行い、広い視野から八王子の歴史的な位置を明らかにするとともに、市民の地域に対する理解を深め、市民自らが行うまちづくりに役立てる。
- (2) 八王子の自然や歴史、伝統文化を改めて見直すことにより、八王子市の発展と文化の向上に資する。
- (3) 八王子に関する有形、無形の歴史資料を整理、保存、管理し、後世に伝えるとともに、現在及び将来の活用を図る。

3. 市史編さんの基本方針

市史は、以下の基本方針に基づき編さんする。

- (1) 昭和38年から43年にかけて刊行された既刊の『八王子市史』をはじめ、これまでの市内外の諸研究を参考とするとともに、各学問分野における最新の成果を盛り込み、生活する市民の視点から、改めて編さんする。
- (2) 昭和60年から平成4年にかけて刊行された『八王子の空襲と戦災の記録』、『八王子市議会史』、『八王子千人同心史』については、その成果を活かして編さんする。
- (3) 広く市民に親しまれ、まちづくりや生涯学習、学校教育等で活用される市史を編さんする。
- (4) 各分野の専門家の執筆による、質の高い学問レベルに耐えうる内容を保ちながら、平易な文章で読みやすい市史を編さんする。
- (5) 写真や図版を多く取り入れるほか、DVD等のニューメディア活用も考

慮して、市民が親しみやすい市史を編さんする。

- (6) 政治、経済、行政史に偏ることなく、地域に生きた人々の視点から編さんする。
- (7) 八王子の地域的、歴史的、文化的な特性に配慮しながら編さんする。
- (8) 資料は、国内外から広く収集し、有形のものだけでなく、伝承など無形のものにも配慮して収集する。
- (9) 編さんの過程で調査、収集した資料は、将来に向けて公文書館などの施設の整備を図り、適正に保存、管理し、広く市民に公開して活用につとめる。

4. 市民協働

市史編さんにあたっては、生活する市民の視点からの編さんを行うため、以下の方針により市民協働をすすめるものとする。

- (1) 市民や地域、大学と協働し、地域の歴史を掘り起こすことにつとめる。
- (2) 市民によるボランティアの活用を図る等、市民参加、参画の機会の拡大につとめる。
- (3) 地域の研究団体や個人、学校などと連携し、編さん事業の普及につとめるとともに、次世代に向けた人材育成を図る。

5. 市史の内容

- (1) 市史は、本編8冊、資料編6冊の全14冊とする。

〈本編〉	1. 原始・古代	〈資料編〉	9. 原始・古代
	2. 中世		10. 中世
	3. 近世(上)		11. 近世1
	4. 近世(下)		12. 近世2
	5. 近現代(上)		13. 近現代1
	6. 近現代(下)		14. 近現代2
	7. 自然		
	8. 民俗		

- (2) 本編の時代区分及び主な内容は「別表1」のとおりとする。
- (3) 本編及び資料編の有償・無償の別、発行部数等については、別に定めることとする。

6. 市史編さんの期間及び刊行計画

- (1) 市史編さんの期間は、八王子市制100周年を迎える、平成28年度までとする。

- (2) 本編及び資料編の刊行計画は「別表2」のとおりとする。
- (3) 刊行計画については、資料の収集状況や資料調査の進捗状況等を勘案し、およそ3年後を目途に見直しを行うこととする。

7. 頒布方法

市史の頒布にあたっては、市民が購入しやすい価格設定、方法となるようつとめるものとする。

8. 付帯事業

- (1) 市史編さんの付帯事業として、編さん事業の市民への普及を図るための『市史研究』『市史編さん室だより』、市史本編及び資料編を補完するための『資料目録』『調査報告書』等を刊行する。
- (2) 市史の市民への普及を図るため、写真や図版を中心に編集した市史普及版や歴史年表などの刊行について検討する。

9. 編さん組織

市史編さんに伴う組織は、以下のとおりとする。

(1) 市史編さん審議会

市長の諮問に応じ、市史編さんの基本的な事項について調査審議し、答申する。

(2) 市史編集委員会

市史編さん審議会を代表する者及び専門部会を代表する者で構成し、市史の内容や具体的な編集方針等、市史の編集に関する重要で専門的な事項について協議する。

(3) 専門部会

分野別、時代別に設置し、本編及び資料編に関する資料調査並びに執筆等を行う。

(4) 顧問

八王子に関して深い学識を有する者から選任し、市史編さんに対する指導、助言を行う。

10. 事務局

市史編さんの事務局は、市史編さん室とする。

11. その他

市史編さん事業を進めるにあたっては、この「基本的な考え方」の趣旨を広く多様な市民に伝えるようつとめるものとする。

シンポジウム 多摩地域の変容と地域資料の保存・活用-地域持続のために-

2020年11月14日
日本学術振興会特別研究員 (PD)
鈴木直樹

自治体史編纂と地域資料の保存・活用



はじめに



八王子市のなりたち



● 横山・八日市町制部
○ 柳木野・小仏町制部
○ 日野町制部

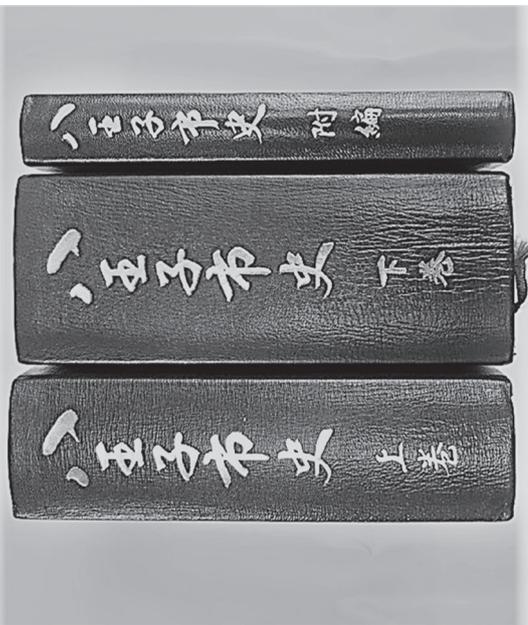
■ 市域的町村分布図

八王子市のなりたち

明治22年 (1889)	大正6年 (1917)	昭和16年 (1941)	昭和30年 (1955)	昭和34年 (1959)	昭和39年 (1964)
八王子町	八王子市	八王子市	八王子市	八王子市	八王子市
小宮村 (昭和9年八宮町)	八王子市	八王子市	八王子市	八王子市	八王子市
横山村	八王子市	八王子市	八王子市	八王子市	八王子市
元八王子村	八王子市	八王子市	八王子市	八王子市	八王子市
恩方村	八王子市	八王子市	八王子市	八王子市	八王子市
川口村	八王子市	八王子市	八王子市	八王子市	八王子市
加任村	八王子市	八王子市	八王子市	八王子市	八王子市
由井村	八王子市	八王子市	八王子市	八王子市	八王子市
浅川村 (昭和2年浅川町)	八王子市	八王子市	八王子市	八王子市	八王子市
由木村	八王子市	八王子市	八王子市	八王子市	八王子市

I 新八王子市史の編纂経緯と目的

1. 旧市史の成果と課題
構成・内容面での新たな市史の必要性
2. 新八王子市史編纂の経緯
八王子に関する情報収集・公開・活用の観点から新たな市史の必要性
3. 八王子市史編纂さんの基本的な考え方—市史編さん基本構想—
市史編纂活動で地域の歴史資料を調査・収集・整理し、終了後には保存・公開・活用へ



『八王子市史』



『新八王子市史』

I 新八王子市史の編纂経緯と目的





II 八王子市域における 地域資料の調査・活用の状況

II 八王子市域における 地域資料の調査・活用の状況

1. 新市史編纂開始まで
八王子千人同心関連資料に偏りがみられる
2. 新八王子市史による地域資料の調査活動
 - ①市史編さん室の資料整理・保存
市史編纂で収集した資料、古文書整理の体制
 - ②市史編さん室の資料調査
立ち上げ当時の当面の目標、近世部会の調査について
 - ③市史編纂事業における調査の成果



旧八王子市史編さん室（元稲荷山小学校）



写真① 古文書などを収納する中性紙封筒



写真② 整理した中性紙封筒を入れた文書箱

写真出典：稲荷山通徳172、2014年

II 八王子市域における 地域資料の調査・活用の状況

II 八王子市域における地域資料の調査・活用の状況

八王子市役所市史編さん室収集史料

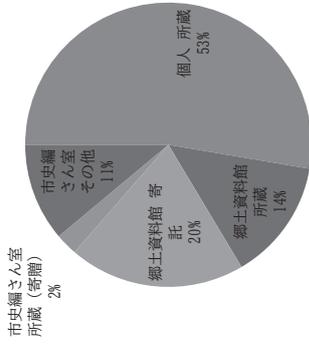


表1 八王子市役所市史編さん室収集史料

個人	郷土資料館	市史編さん室	合計
所蔵	所蔵	所蔵(寄贈)	所蔵
割合	割合	割合	割合
52.7%	13.8%	19.9%	100.0%
100,460	26,251	37,938	190,630
史料点数	史料点数	史料点数	史料点数
26,251	37,938	4,767	21,214
寄託	寄託	寄託	寄託
2.5%	11.1%	100.0%	190,630
4,767	21,214	190,630	
史料点数	史料点数	史料点数	

おわりに —地域資料の保存・活用に向けた課題

1. 新市史の成果
 - ①新市史の成果、②近世部会の成果
2. 市史編さん室のその後
 - ①市史編纂事業の後継組織、②地域資料の保存、③地域資料の活用

おわりに —地域資料の保存・活用に向けた課題

The screenshot shows a web interface for a digital archive. The top navigation bar includes search and filter options. The main content area displays a document titled "歴史的に価値ある公文書の利用について" (On the Use of Historically Valuable Official Documents). The document text discusses the importance of preserving and utilizing such documents for historical research and public information. It mentions that these documents are often held by private individuals and are at risk of being lost or damaged. The document also provides information on how to access these documents through the archive's website and offers guidance on how to use them for research and educational purposes. The interface includes a search bar, a list of search results, and a detailed view of the selected document.

▼印刷は、電子コピーによる複製が可能です。また、複製による権利侵害の恐れがあります。複製する場合は、複製におおし出さない、紙又は電子での交付を保持する場合は、複製に要する費用がかかります。

▼掲載、取寄せに使用する場合は、事前にご相談ください。

歴史的に価値ある公文書の目録

資料名称	所属機関 (特撮22年以前)	町・村役場 (特撮22年以後)
旧小室町役場文書	—	①小室町 (旧形式) 生口口口口
旧瀬山町役場文書	②瀬山町 (旧形式) 生口口口口 口口口	③瀬山町 (旧形式) 生口口口口 口口口
旧赤八王子町役場文書	④赤八王子町 (旧形式) 赤八王子口口口 口口口口口	⑤赤八王子町 (旧形式) 赤八王子口口口 口口口口口
旧藤乃村役場文書	⑥藤乃村 (旧形式) 口口口口口 口口口	⑦藤乃村 (旧形式) 口口口口口 口口口
旧山口村役場文書	⑧山口村 (旧形式) 口口口口口 口口口	⑨山口村 (旧形式) 口口口口口 口口口
旧加味村役場文書	⑩加味村 (旧形式) 口口口口口 口口口	⑪加味村 (旧形式) 口口口口口 口口口
旧田井村役場文書	—	⑫田井 (旧形式) 口口口口口 口口口
旧瀬川町役場文書	—	⑬瀬川 (旧形式) 口口口口口 口口口
旧由本村役場文書	⑭由本村 (旧形式) 生口口口口 口口口	⑮由本村 (旧形式) 生口口口口 口口口

ご清聴ありがとうございました

2020年度中央大学大学院文学研究科・政策文化総合研究所合同シンポジウム
「多摩地域の変容と地域資料の保存・活用―地域持続のために―」

地域資料としての埋蔵文化財

公益財団法人東京都スポーツ文化事業団 東京都埋蔵文化財センター

合 田 恵美子

埋蔵文化財とは？

埋蔵文化財とは、土地に埋蔵されている文化財（主に遺跡といわれている場所）のことです。埋蔵文化財の存在が知られている土地（周知の埋蔵文化財包蔵地）は全国で約46万カ所あり、毎年9千件程度の発掘調査が行われています。
(文化庁ホームページより)

埋蔵文化財…「遺跡」と「遺物」の総称

- ◎ 土地に埋蔵されている
 - 地表からは存在がわかりづらい
 - 掘らないと詳細がわからない
 - 掘ると遺跡は消滅する

⇒ 考古学の知識と技術に基づく掘削行為とその記録＝発掘調査が必要となる

2

・文化財保護法第一条

この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

・文化財保護法第三条

（政府及び地方公共団体は、文化財の）保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

文化財は「保存」され「活用」されることが大前提

●埋蔵文化財は「土地に埋蔵されている」がゆえに、開発行為の影響を逃れられない

- 現状のまま保存できない遺跡を記録に残すことを目的として「記録保存調査」が行われる
 - 地方公共団体に「埋蔵文化財専門職員」が配置される理由の一つ

3

記録保存調査とは…開発によって滅失が避けられない場合に遺跡の情報を余すことなく記録する発掘調査
⇨ 史跡…現地で現状のまま後世に残す＝保存することが重要



多摩埋蔵文化財調査センター常設展示『三徳人の実物』展示解説資料より転載。
東京都立埋蔵文化財調査センター常設展示『三徳人の実物』展示解説資料より転載。

土器に使う粘土を採掘した跡（No.248遺跡）と
土器づくりのムラ（No.245遺跡）が調査された

4

東京都における埋蔵文化財発掘調査の状況

平成30年/令和元年度の状況

- 発掘調査の件数
 - ・開発事業に伴う緊急発掘調査（≒記録保存調査）…948件（98.0%）
 - ・本発掘調査…209件
 - 内訳）地方公共団体55件/公益法人等27件/大学等5件/任意団体46件/民間調査組織76件
 - ・試掘確認調査…739件
 - ・保存目的の範囲内容確認の調査…18件（1.9%）
 - ・遺跡整備事業に伴う調査…1件（0.1%）

○出土遺物量 6,376箱/年（60×40×15cmのコンテナ換算）

※現在までの累計遺物量 378,361箱

○調査報告書刊行冊数 69冊/年

※東京都埋蔵文化財センター資料室が保有している東京都内の遺跡調査報告書 約4,000冊

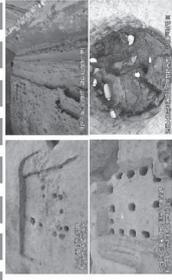
埋蔵文化財関係統計資料—令和元年度—（文化庁文化財第二課）より

毎年膨大な数の資料が「開発事業に伴う緊急発掘調査（記録保存調査）」で積み上がっている。



遺跡発表会（東京都教育委員会主催・東京都埋蔵文化財センター主催）

東京都埋蔵文化財センター2019 事前申込制 遺跡発掘調査発表会



令和2年 9月5日(土)
午前10時00分～12:00分 午後1時30分～4:00分

【会場】東京都埋蔵文化財センター（東京都中央区新富町一丁目）
【申込】事前申込制（申込書・写真・図面を提出）
【参加費】無料
【対象】発掘調査を行った個人・団体、発掘調査の報告書・図面を提出した個人・団体
【申込期間】令和2年8月15日（木）～8月25日（月）
【申込方法】東京都埋蔵文化財センター（〒100-0001 東京都中央区新富町一丁目）に提出
【問い合わせ先】東京都埋蔵文化財センター 企画課 03-5522-6463

第45回 東京都遺跡調査・研究発表会
入場無料 申込不要
2月15日(土) 午前10時～午後3時
東京都埋蔵文化財センター
〒100-0001 東京都中央区新富町一丁目

発掘現場見学会

東京都 東久留米市
川岸遺跡 発掘現場見学会
1/25(土)
入場無料・申込不要
2020年1月25日(土) 午前10時00分～午後4時00分
開催場所 東京都埋蔵文化財センター（東京都中央区新富町一丁目）
所要時間 約1時間
参加費 無料
その他 雨天決行、雨天時は屋内会場へ移動する場合があります。
お問い合わせ先 東京都埋蔵文化財センター 企画課 03-5522-6463



（東京都埋蔵文化財センターホームページより転載）

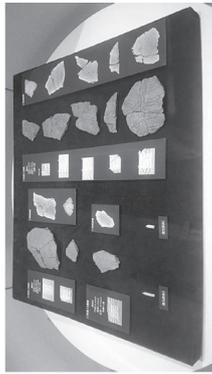
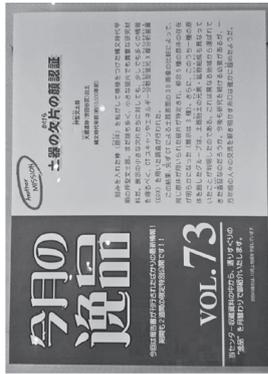
東京都埋蔵文化財センターホームページ 発掘トピックス

東京都埋蔵文化財センター
〒100-0001 東京都中央区新富町一丁目
東京都埋蔵文化財センター 企画課 03-5522-6463

発掘トピックス
川岸遺跡は、東京都埋蔵文化財センター管内に所在する遺跡です。遺跡は墨田川の支流である荒川沿いの低地、川岸部の低地と見られます。川岸部は、古くからの集落跡、旧石器時代、縄文時代を中心とする遺跡であることが分かっています。

写真1 SK06集落跡出土の土器
写真2 カワフク集落跡出土の土器
写真3 出土したカワフク

トピックス
発掘トピックスは、川岸遺跡の発掘調査の進捗状況について紹介し、最新の発掘調査の状況や、発掘調査の成果について紹介しています。カワフクは、縄文時代の集落跡と見られ、縄文時代の生活様式や、土器の製作技術などについて紹介しています。また、発掘調査の進捗状況や、最新の発掘調査の成果について紹介しています。また、発掘調査の進捗状況や、最新の発掘調査の成果について紹介しています。



記録保存調査の公開・活用の現状

- 記録保存調査の情報公開 → 「新発見」「珍しさ」「速報性」に偏りがち
 - ・発掘調査中～調査完了（報告書刊行）までの期間に実施されるものが大半
 - 例）東京都埋蔵文化財センター調査研究部主催の普及・公開活動
 - ・遺跡調査発表表（年1回）
 - ・遺跡現地見学会（不定期）
 - ・ホームページ「発掘トビックス」（不定期）
 - ・今月の逸品（展示）
- 記録保存調査の主体 → 公益法人等調査組織・民間調査組織・任意団体が多くを占める
 - ・調査担当者 = （地方公共団体の）埋蔵文化財担当者とは限らない
 - 遺跡調査終了後の「保存・活用」に（職務として）直接関わる機会は少ない
 - 担当者が自身が関わっている遺跡単体の公開・活用に限定されやすい
- 記録保存調査 → 完掘が前提 ⇔ 保存目的調査 → 少しでも多く掘り残す
 - ・考古学的な情報量としては 記録保存調査 > 保存目的調査
 - ⇔ 活用の中心は「保存された遺跡」「残りの良い遺物」

文化財保護法改正（H31年4月施行）による新たな文化財保護の考え方

- 文化財保護法改正の背景… 少子高齢化／過疎化／地域経済の停滞／大規模災害の増加
 - 社会情勢の変化による文化財継承の危機 = 地域文化の維持・存続の危機
 - 埋蔵文化財単体ではなく、地域の文化財の「総合的な保存活用」を目指す
 - 都道府県…文化財保存活用大綱／区市町村…文化財保存活用地域計画の策定
 - ☆ 地域における文化財を総合的に理解する
 - ☆ 文化財保護（保存・活用）のあり方を地域社会で共有する
 - 埋蔵文化財も地域の幅広い文化資源に基づきストーリーの中に位置づけられていく

※「歴史文化基本構想」（H19文化審議会企画調査会における提言）

H31.4.までに114区市町村により108の構想が策定されている

文化庁ホームページ <https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/rekishibunka/koso.html>

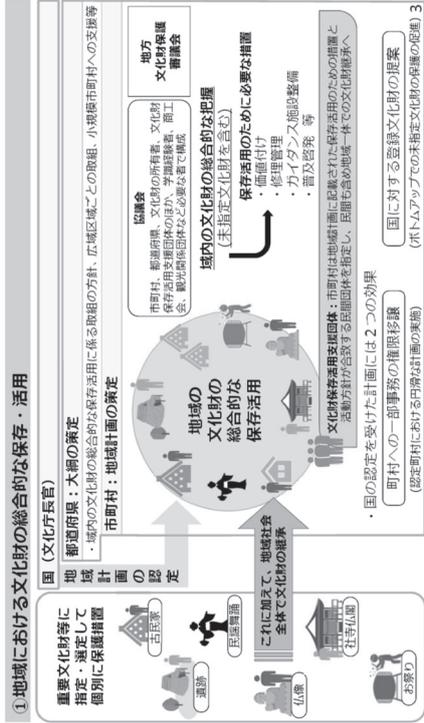
☆東京都では世田谷区・西東京市・日の出町・八王子市の1区2市1町で策定

●策定の法的根拠がない→「文化財保存活用地域計画」に発展させ法律に位置づけ

記録保存調査の成果も「地域資料」の基盤として位置づける必要性

改正文化財保護法による新たなスキーム(イメージ)

過疎化・少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題であり、未指定を含めた文化財をまちづくりの核とし、社会総がかりで、その継承に取り組んでいくことが必要。このため、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図る。



武蔵国府跡周辺の現況



武蔵国府関連遺跡の
範囲

史跡指定範囲

国土地理院空中写真データ（2019年撮影）を加工

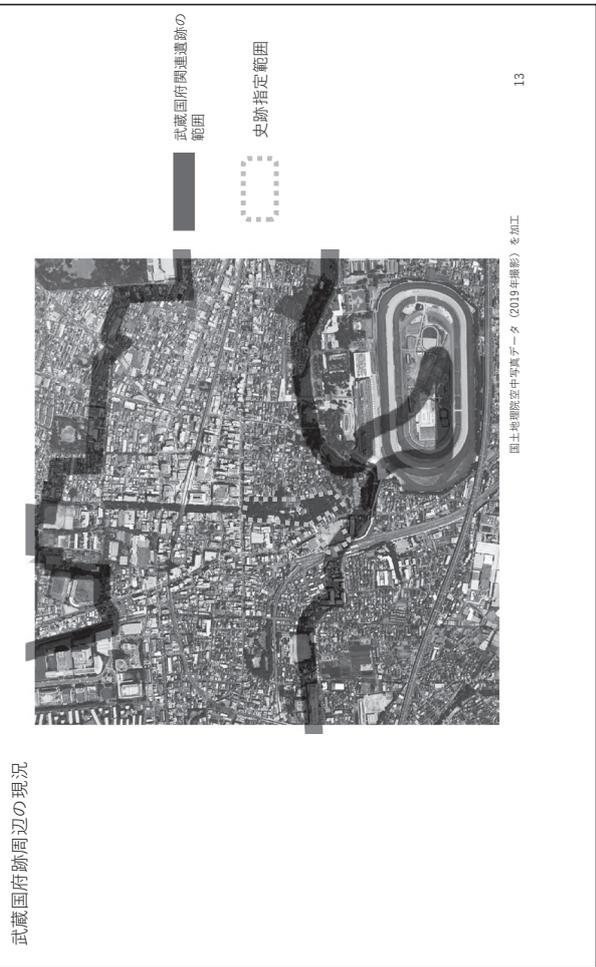
下野国府跡（栃木県栃木市）周辺の現況



政庁範囲

官衙範囲

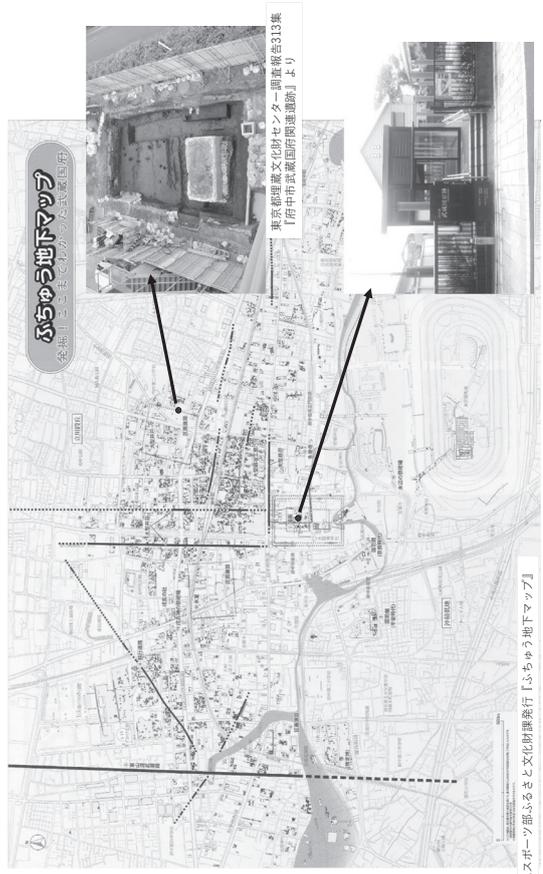
国土地理院空中写真データ（2008年撮影）を加工



武蔵国府関連遺跡の
範囲

史跡指定範囲

国土地理院空中写真データ（2019年撮影）を加工

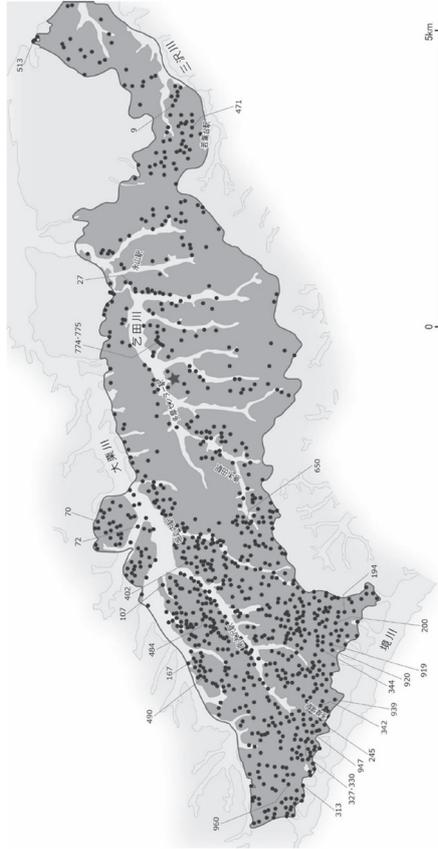


所中市文化スポーツ部ふるさと文化財課発行「ふらゆう地下マップ」



多摩ニュータウン遺跡分布図

東京都立歴史文化財センター解説展示資料《御国分遺跡》16



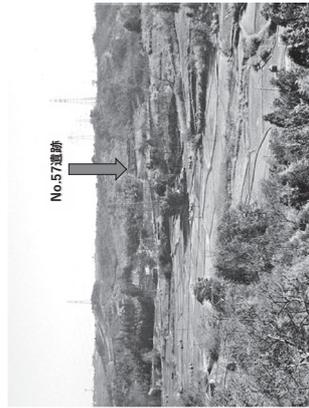
多摩ニュータウン遺跡の調査
 稲城市・多摩市・八王子市・町田市にまたがる964箇所の遺跡
 1969-2005年の約40年にわたる調査により膨大な資料が残される

17

多摩ニュータウン遺跡の調査

- ・日本国内最大級の広域調査
- ・丘陵全体を歴史的に俯瞰できる資料群 …地域史を紡ぐ良好な「地域資料」

- 一方で…
- 地形の大幅変化 → 歴史的景観がイメージしづらい
- 居住者の断絶 → 少子高齢化により再び断絶の危機に直面している
- 市域をまたぐ「遺跡群」・記録の保存管理は東京都 → 各市での活用にはひと手間かかる



1970年撮影



2005年撮影

東京都立埋蔵文化財調査センター常設展示「丘の人々の生活」展示解説資料より転載 19

東京都立埋蔵文化財調査センター (昭和60年4月開館)

多摩ニュータウン遺跡出土資料・記録類を保管するために設立

現在は

- ・多摩ニュータウン遺跡の出土資料・記録類の収蔵・保管
- ・展示ホール・屋外展示施設(縄文の村)の運営・管理
- ・展示・文化財講座等の広報普及事業

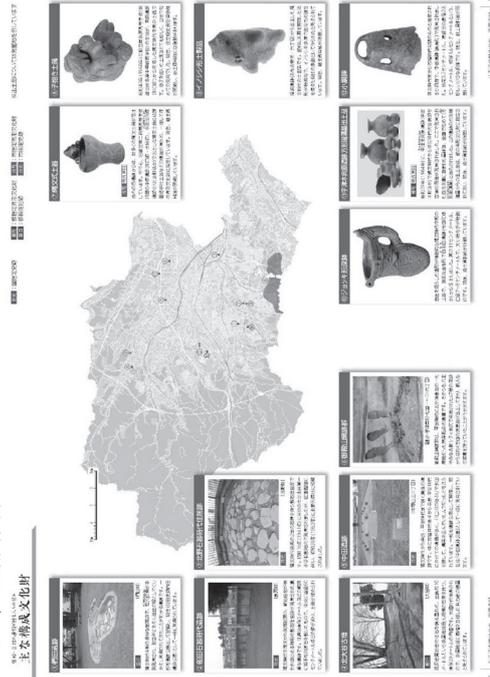
を(公財)東京都スポーツ文化事業団東京都埋蔵文化財センターが指定管理者として受託

- 収蔵資料 37,000箱/報告書掲載資料約22万点
- 多摩ニュータウン遺跡の出土資料による常設展
東京都内の発掘調査成果を中心とした企画展
- 体験教室・講座・イベント等を実施



18

活用される(しやすい)埋蔵文化財



18

八王子市教育委員会2020「八王子市歴史文化基本構想 『八王子の歴史文化 百年の計』」より転載 20

多摩ニュータウン遺跡の成果を保存・活用するために

① 遺跡の場所をわかりやすく



東京都立埋蔵文化財調査センター常設展示『丘陵人の宝物』展示解説資料より転載



国土地理院空中写真データ（2017年撮影）を加工

多摩ニュータウンNo.107遺跡（八王子市松木）…大石氏館跡／土地の伝承を重付ける？中世城館跡
西半分は緑地帯（大石やかた公園）として保存されている 21

多摩ニュータウン遺跡の成果を保存・活用するために

② 遺跡の中身をわかりやすく



東京都埋蔵文化財センター提供

多摩ニュータウンNo.72遺跡（八王子市堀ノ内）
…縄文時代中期の大集落・縄文時代研究における重要遺跡

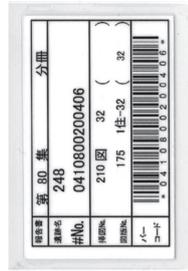
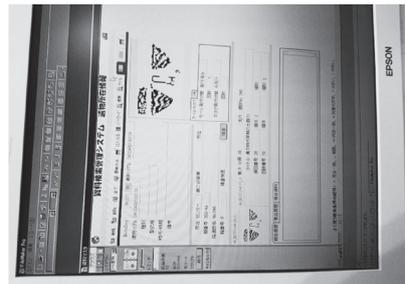


国土地理院空中写真データ（2017年撮影）を加工 22

多摩ニュータウン遺跡の成果を保存・活用するために

③ 残された資料を使いやすく

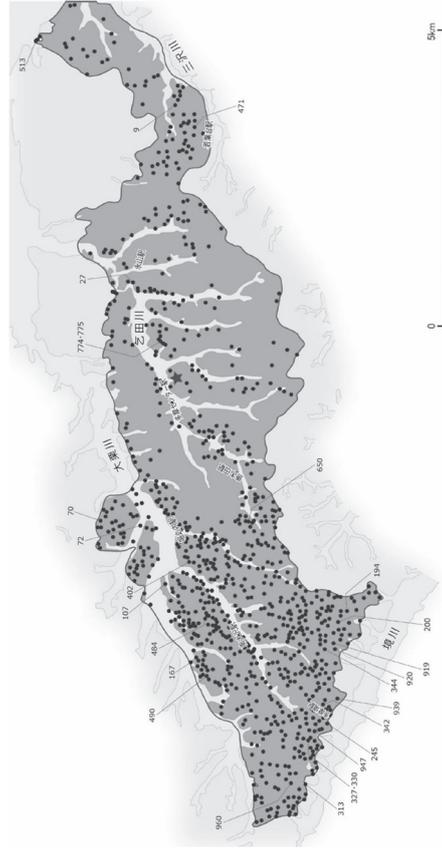
多摩ニュータウン遺跡資料検索システム



東京都埋蔵文化財センター研究論庫 X VI 『東京を語る』より転載 23

多摩ニュータウン遺跡の調査

稲城市・多摩市・八王子市・町田市にまたがる964箇所の遺跡
→市単位で保管することは保存・活用の観点から見て妥当なのか？



東京都立埋蔵文化財調査センター常設展示『丘陵人の宝物』展示解説資料より転載

より多くの埋蔵文化財を地域資料として保存・活用するために

埋蔵文化財…「土地に埋蔵されている」がゆえに、その土地の歴史をダイレクトに伝えてくれる

⇨その存在は見えず、調査終了と共に現地からは失われる

→失われた後も「土地に結びついた文化財」である意識をより強めることにより

さらに身近で活用しやすい地域資料となる可能性

* 武蔵国府関連遺跡の調査 …都市型の史跡である利点を活かした活用例

* 多摩ニュータウン遺跡の調査 …自治体をまたぐ広域調査の資料を

どのように保存・活用していくべきか

…活用するためには、「資料の健全な保存と維持」が大前提

* 都立埋蔵文化財調査センターの設立目的＝調査研究・資料収集・保存活用

及び普及活動

(実は「埋蔵文化財調査の歴史」としても得難い資料)

“地域の歴史とその研究を支え続ける資料群”を残すための「記録保存調査」へ

25

埋蔵文化財保護行政参考資料（順不同）

（*1 文化庁ホームページで閲覧、ダウンロード可）

「埋蔵文化財の活用と地域研究」平成30年3月30日 文化庁文化財部記念物課（*1）

「文化財保護法改正について」平成30年度文化財担当者連絡会議（平成31年11月11日開催）資料 文化庁（*1）

「文化財保護精度の見直しについて」平成31年1月 文化庁（*1）

「埋蔵文化財専門職員育成について（報告）」令和2年3月31日 文化庁（*1）

「埋蔵文化財保護行政の現状と課題」令和2年度埋蔵文化財担当者講習会資料 文化庁（*1）

「世田谷区文化財保存活用基本方針」平成29年3月策定 世田谷区文化庁（*1）

「西東京市文化財保存・活用計画（平成28年度から平成35年度）」平成28年3月策定 西東京市Web（公式ホームページ）よりダウンロード可

「八王子市歴史文化基本構想（八王子の歴史文化 百年の計）」令和2年1月策定 八王子市公式ホームページよりダウンロード可

「日の出町歴史文化基本構想」平成23年3月策定 日の出町公式ホームページよりダウンロード可

26

地域資料の可能性は無限大

～デジタルアーカイブで地域活性～



東京都 瑞穂町 企画部 企画課長 宮坂勝利 (前 瑞穂町図書館長)

瑞穂町イラストマップ

面積 16,854
 東西 5,760m
 南北 6,115m
 人口 32,600人
 世帯 14,973世帯
 (令和2年10月1日)
 (令和2年10月1日)
 東京都の市町村で比較すると
 4人以上の職業施設
 ……第3位
 軽自動車の保有台数
 ……第1位
 シクラメンの出荷数
 ……第1位

貴重な動植物たち

カワセミ
 オオタカ
 ヨロイド
 スサキオオトビノコ
 オオムラサキ
 アゲハ

南西から見た横田基地と米軍機

F-18 ホーネット
 C-130 ハーキュリーズ
 V-22 オsprey
 C-17 グローブマスター

瑞穂町図書館

開館 昭和48年11月
 面積 1,053㎡
 蔵書数 127,190冊
 年間貸出数 73,762冊
 年間利用者 20,144人

※本館のみ、令和元年実績



瑞穂町郷土資料館 けやき館

開館 平成26年11月
 敷地面積 3,950㎡
 建物面積 2,201㎡
 年間来館者 39,325人
 延べ来館者 219,081人

※数字は令和元年実績（延べ来館者のみ令和2年10月末）



瑞穂町が仕掛けてきたデジタル化の取り組み

1. 地域資料のデジタル化
2. バーズアイ瑞穂の活用
3. タイムトラベルの楽しみ方
4. 探検アプリで町へ飛び出そう！！
5. キラーコンテンツの発掘
6. 知の拠点としての図書館・資料館
7. 繋がりが広がる新たな「地域活性」

1. 地域資料のデジタル化



- 3階 旧郷土資料館
- 2階 図書館
- 1階 図書館

- 3階へ行くのにエレベーターなし
 - 展示環境の老朽化
 - 収蔵庫がいっぱい 等々
- 図書館と郷土資料館が近いというメリットもあつたが・・・
- 資料館の移転を決断



瑞穂町図書館ホームページより



これまでデジタル化された地域資料

- 瑞穂町製菓2012 (テキスト化・翻訳)
- 町制施行70周年記念誌 (テキスト化・翻訳)
- 町制施行60周年記念誌 (テキスト化・翻訳)
- 町制施行50周年記念誌 (テキスト化・翻訳)

社会科副読本

- 私たちの瑞穂町 (テキスト化・翻訳)
- 瑞穂町と横田基地 (テキスト化・翻訳)
- 瑞穂の地名 (テキスト化・翻訳)
- 瑞穂町史 (目次のみテキスト化)
- 瑞穂の動植物 (テキスト化)
- 瑞穂の文化財 (テキスト化・翻訳)

デジタル化事業 導入当初

2. バーズアイ瑞穂の活用

3. タイムトラベルの楽しみ方

- 10m×10mのバーズアイ瑞穂に
タブレットをかざすだけで・・・
- 文化財めぐりや見どころ発見ができる。
 - 新旧の写真を比べて懐かしむことができる。
 - 見るだけでなく懐かしの音や各学校の校歌等
耳で楽しむことができる。
 - その箇所のさらに詳しい地域資料を調べ
ることができる。

4. 探検アプリで町へ飛び出そう！！

ひみずほ◆きらめき回廊
瑞穂町内を「採山丘陵と眺望のゾーン」「農と歴史・文化のゾーン」「史跡と水めぐりゾーン」に分け、
ゾーン内の各所や自然環境資源を結び付けることで回遊性を高め、観光振興・地域活性化につなげようとしている。

多言語化
瑞穂町に在住する県田中邑の高橋君や、
海外からの訪問者を対象に、デジタル
ツアーガイドの翻訳に着手している。

瑞穂町探検アプリ
スマートフォンやタブレットを利
用して、町内を自由気ままに
でも自由にアプリを起動する。

原高一太郎氏は2017年2月現在です。

瑞穂町探検アプリとは・・・



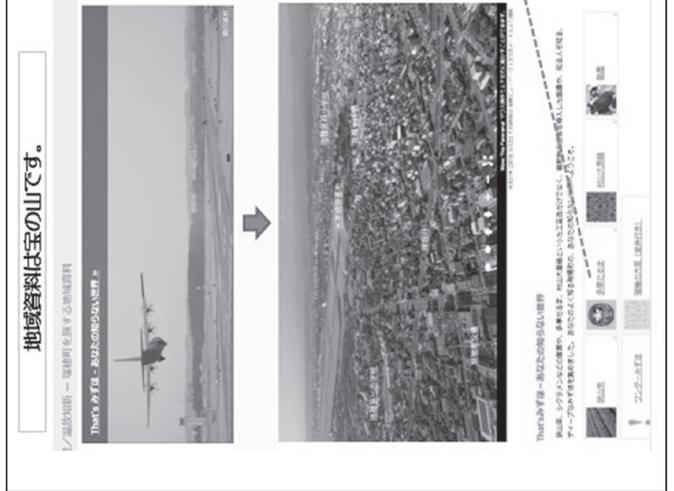
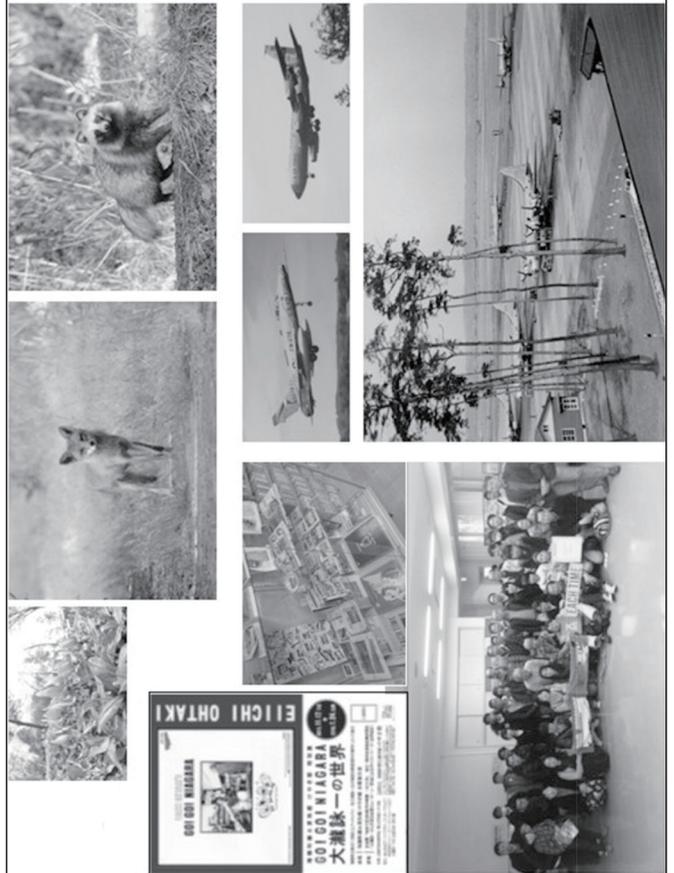
5. キラーコンテンツの発掘

瑞穂町が誇れる地域資料の収集

→ 他自治体との差別化

例えば・・・

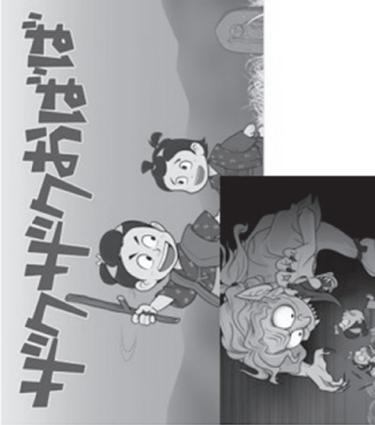
- 自然の宝庫、狭山丘陵に関する動植物写真及び文献
- 瑞穂町にお住まいだったミュージシャン大瀧詠一さんに関する資料群
- 米国空軍横田基地に関する資料群等々



音で聞く「瑞穂の方言」

デジタル紙芝居
「蛇喰い次衛門」
「ザクザクおばば」



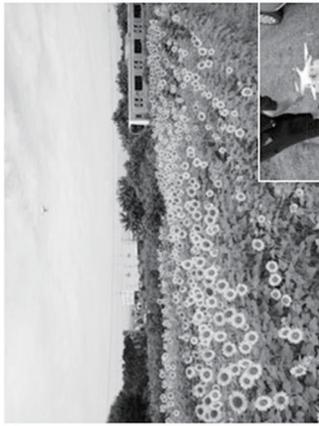
デジタル地域資料活用事業 「あなたの知らない世界」

図書館ホームページ上
・郷土資料館 床面地図上
・町歩きによる現地

撮影促進
・八高線運転席からの車窓動画
・暗写カメラによる夜の動物たち
・ひまわり畑のドローン撮影
・新緑の六道山ドローン撮影
・珠山茶の手摘みスロー再生動画 など

JR八高線の
運転席から

ひまわり畑の
ドローン空撮









6. 知の拠点としての図書館・資料館

○地域資料の重要性を再認識

○図書館と資料館はもとより、すべてと繋がる

○デジタル化して終わりではない

○企画課でもない、観光課でもない、図書館だから仕掛けることができる地域活性化

↓

可能性は無限大です！！

各小学校における「ふるさと学習みずほ亭」との連携








みずほ学の
経験が
今も生か
されています
(小・中学
生議会)



7. 繋がりが広がる新たな「地域活性」

- 図書館を使った調べる学習コンクール実施
 - 地方創生総合戦略→みずほ検定→図書館活用
 - 国文研・ロバートキヤンベル館長との出会い
 - 都立瑞穂農芸高校との連携
 - IH瑞穂工場と宇宙コラボレーション
 - クリスマスドロボップ1019 in MIZUHO
- そしていよいよ・・・

令和3年度 瑞穂町図書館スーパージョイント改修!!



①自分たちで食えばわかれはかない!



②住民にも食べてもらい感想を聞こう!



瑞穂農芸高校
+
図書館資料館



③さうだ!!
構田基地の方々にも食
べてもらおう!



IH瑞穂工場と
宇宙コラボレーション



国際宇宙ステーションに物資を補給する宇宙船「こうのとりに
載せて種子島宇宙センターからH2Bロケットで打ち上げ



クリスマスドロップ 2019 in MIZUHO

本来なら恵まれない島民へのプレゼント
を兼ねた物資投下訓練ですが・・・

瑞穂町には図書館クリスマス会に横田基地整備群司令官がやってきて、だくさんの英語の絵本がプレゼントされました。



横田基地特設コーナー
開設のイベントに愛身！

コメント

—考古学の立場から埋蔵文化財保護に対して—

小林謙一（中央大学）

1 埋蔵文化財保護行政と考古学研究

文化財保護法 埋蔵文化財学と考古学（物質文化学）の違い
埋蔵文化財の範囲 埋蔵文化財と考古資料の違い

2 資料の収集

発掘調査によるモノがほとんど

緊急調査と学術調査

遺跡破壊

*海老ヶ作貝塚損壊問題（2014年）

3 資料の保存・活用

史跡保存

*平成10年9月29日付庁保記第75号 文化庁次官通知

収蔵庫問題

*出土品の取扱いについて（報告）

記録保存：報告書問題 → デジタル活用（全国遺跡報告総覧）

4 研究と文化財保護の関係

研究のための文化財保護か、文化財保護のための研究か？

誰が研究するのか、誰のためにするのか？

埋蔵文化財のオーラルヒストリー

*東日本大震災復興工事における埋蔵文化財調査

2020年度中央大学大学院文学研究科・政策文化総合研究所合同シンポジウム
多摩地域の変容と地域資料の保存・活用—地域持続のために—



2020/11/14 小林謙一(中央大学) 1

- 1 埋蔵文化財保護行政と考古学研究
- 文化財保護法 埋蔵文化財と考古学の違い
- 埋蔵文化財の範囲 埋蔵文化財と考古資料の違い
- 2 資料の収集
- 発掘調査によるモノがほとんど
- 緊急調査と学術調査
- 遺跡破壊
- 3 資料の保存・活用
- 史跡保存
- 収蔵庫問題
- 記録保存・報告書問題
- 4 研究と文化財保護の関係
- 研究のための文化財保護か、文化財保護のための研究か？
- 誰が研究するのか、誰のためにするのか？
- 埋蔵文化財のオーナー・ラルヒストリー

2

1 埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について(通知)

庁保記第75号
平成10年9月29日

- 1) 埋蔵文化財として扱う範囲に関する原則
- 1 おおむね中世までに属する遺跡は、原則として対象とすること。
- 2 近世に属する遺跡については、地域において必要なものを対象とすることができること。
- 3 近現代の遺跡については、地域において特に重要なものを対象とすることができること。

3

2

埋蔵文化財の発掘調査

- 学術発掘調査
学術資料を得るために、研究者が目的に応じて対象を選び、目的にあった方法で調査するもの
- 緊急発掘調査(事前調査)
土木工事により埋蔵文化財が破壊される遺跡に対して、発掘調査を行い記録保存の措置をとり、将来の学術研究に支障をきたさないように調査するもの
(文化財保存の立場からは発掘せず遺跡保存されるのが一番良い)

4

海老ヶ作貝塚損壊問題

- (1)船橋市が2014年2月に宅地開発の許可を事業者に出した。
- (2)船橋市教委が同年5月に試掘を行い、その結果に基づいて記録保存のための発掘調査の実施とその費用負担を業者に求めた。
- (3)業者側がこれを拒否したため、土地の買い取りを提案したが条件が折り合わなかった。
- (4)10月中旬頃、業者は工事に着手し、遺跡が壊された。

参考: <https://assabu.exblog.jp/厚沢部文化財日誌assabu.exblog.jp>

5

文化財保護法

- 文化財保護法第93条
- (1)「周知の埋蔵文化財包蔵地」(いわゆる「遺跡」)で工事などを行う場合には、60日前に届出をだすこと(第1項)
- (2)この届出に対して、文化庁長官は記録作成のため発掘調査の実施や、その他の必要な事項を指示することができる(第2項)
- (調査目的の発掘に適用される92条には無届発掘の罰則規定が203条第2号にあり)
- 文化財保護法第182条第2項: 地方公共団体は独自の文化財保護条例を制定可能

参考: <https://assabu.exblog.jp/厚沢部文化財日誌assabu.exblog.jp>

6

「府中市埋蔵文化財発掘費用負担事件(東京高裁昭和60年10月9日)」

- 判決主文概要
- (1)埋蔵文化財は貴重な国民財産であること
- (2)埋蔵文化財包蔵地には公共の福祉の原理による利用の制約が内在すること
- (3)土木工事により貴重な遺跡が破壊される場合、発掘調査などの経済的負担は原因者が受忍すべきものであること

参考: <https://assabu.exblog.jp/厚沢部文化財日誌assabu.exblog.jp>

7

平成10年9月29日付庁保記第75号 文化庁次官通知

- (1)埋蔵文化財の保護は市町村が必要な役割を果たすべきである
- (2)そのため市町村には専門職員を配置するよう体制を整備するべきである
- (3)小規模の市町村では共同して広域の発掘調査組織を設けることも有益である
- 「1.(2)埋蔵文化財保護に関する諸施策の推進」
- 埋蔵文化財の保護に当たっては、市町村、都道府県、国それぞれの観点から保護を要する重要な遺跡の条例や法律による史跡指定等の推進、埋蔵文化財行政に係る体制の整備・充実、発掘調査体制・方法の改善等に積極的に取り組むこと。

参考: <https://assabu.exblog.jp/厚沢部文化財日誌assabu.exblog.jp>

8

災害復興と考古学

⑥

- 4 • 2011年8月8日の朝日新聞記事(東京版朝刊 社会面)は「高台に遺跡 移転難題」として、「東日本大震災からの復興に、思わぬ難題が生じている。被災地が移転構想を進めている高台には歴史上の遺跡が点在している可能性が高いため、発掘調査で移転が遅れかねない」と報じた。記事の最初が「被災者の声として「命より文化財が大事なのか」と記され、文化財保護が完全な悪者とされた。
- → 上記の指摘は正確ではなく、移転の妨げは土地所有者が不在で買収できない場合が多かったため。

13

復興支援と文化財保護 日本列島発掘展2012より 復興と文化財保護(文化庁)

11 復興に向けた遺産文化財発掘調査

被災地から出土した文化財の調査・発掘が、復興に向けた重要な取り組みとして進められている。文化庁は、被災地の文化財を調査・発掘し、その価値を明らかにするとともに、その保存・活用を支援している。

14 復興に伴う事前調査で貞観津波や弥生時代の津波の痕跡も確認された。

15 復興に伴う事前調査が、東北各地で全国からの派遣職員の手助けを得ておこなわれた。

桜田IV遺跡 現地説明会開催

～奈良時代の遺跡にみる歴史ロマン～



桜田IV遺跡の現地説明会が8月15日、下関市伊都町で行われた。説明会には、郡内各地から約100名の方が参加し、手続の丁寧な案内で遺跡の現状を詳しく見ることができた。遺跡の概要については下記のとおりです。

遺跡の経緯

桜田IV遺跡は、奈良時代の前期後半に築かれたと見られる。遺跡の規模は約100メートル四方で、土塁や溝が確認されている。また、土器や瓦などの出土品も多数見つかっている。

今後の取り組み

桜田IV遺跡の発掘調査は、今後も継続して行われる予定である。また、遺跡の保存・活用についても検討されている。

15

広野町2013「広報ひろの」№502 復興に伴う事前調査としておこなわれた遺跡が保存されることになった。

2020年度中央大学大学院文学研究科・政策文化総合研究所合同シンポジウム
多摩地域の変容と地域資料の保存・活用―地域持続のために―

コメント

小山憲司 (中央大学文学部社会情報学専攻)
koyama@tamacc.chuo-u.ac.jp

2020年11月14日13時から17時
@オンライン

自己紹介

- ・専門：図書館情報学
- ・多摩地域における活動
- ・読書のまち八王子推進連絡会議 委員長
- ・八王子市図書館と中央大学の共同研究
- ・多摩市図書館協議会 会長
- ・羽村市図書館協議会 委員

地域持続のために

- ・まずは保存する
- ・きちんと組織化する
- ・そして、公開する

まずは保存する

- ・地域資料を捕捉する
- ・どこに、なにがあるか
- ・電子情報資源(のみの資料)も増加中
- ・地域資料を集める
- ・積極的な働きかけ
- ・チャネルをつくる、(半)自動化する
- ・地域資料を制作する

きちんと組織化する = 検索できるようにする

- 目録を作成する

そして、公開する = 公共財化する

- 地域資料
- 利活用してもらうことで価値が高まる
- 地域資料の目録(メタデータ)
- 存在を知ってもらうことで利活用につながる

組織化され、公開されれば、つながる

- アプリケーション
- 国立国会図書館サーチ
- ジャパンサーチ (JAPAN SEARCH)
- 情報技術
- LOD (Linked Open Data)

The screenshot shows the National Diet Library (NDL) website interface. At the top, there's a search bar and navigation tabs for '検索' (Search), '閲覧' (Browse), '記事・論文' (Articles/Papers), '新聞' (News), '児童書' (Children's Books), 'レファレンス情報' (Reference Information), 'デジタル資料' (Digital Materials), 'その他' (Others), and '立法情報' (Legislative Information). Below the search bar, there are buttons for 'すべて' (All), '本' (Books), '記事・論文' (Articles/Papers), '新聞' (News), '児童書' (Children's Books), 'レファレンス情報' (Reference Information), 'デジタル資料' (Digital Materials), 'その他' (Others), and '立法情報' (Legislative Information). A notice box on the right contains the following text:

① 図書館からのお知らせ

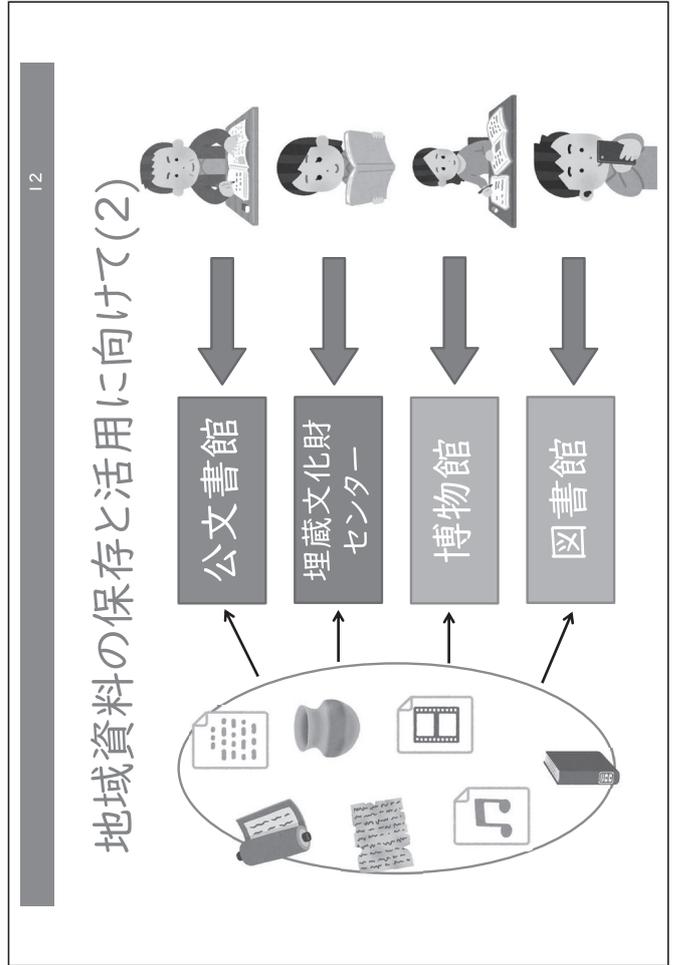
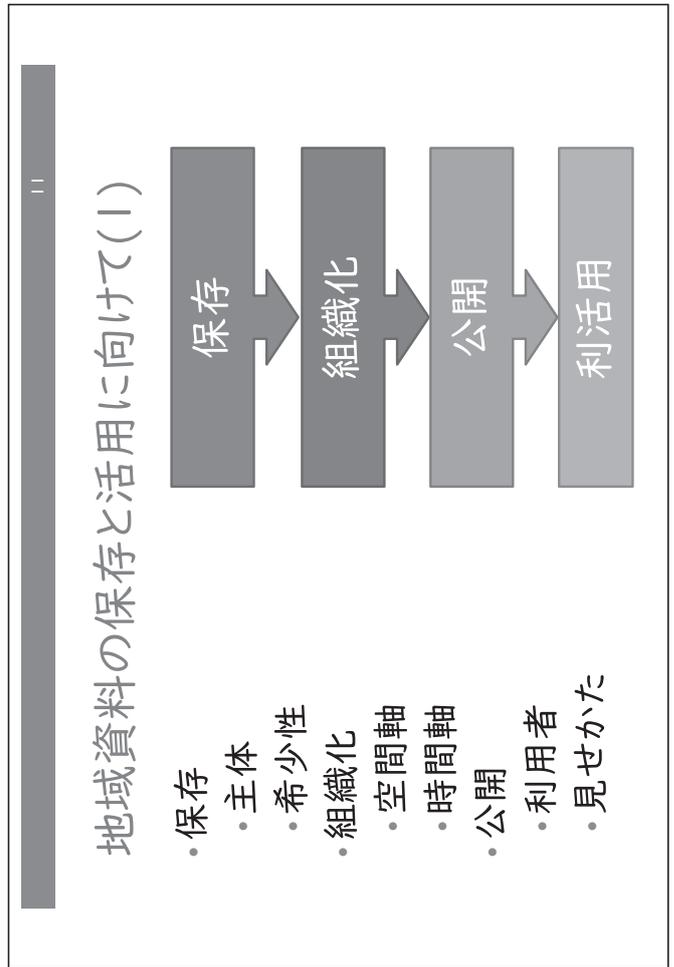
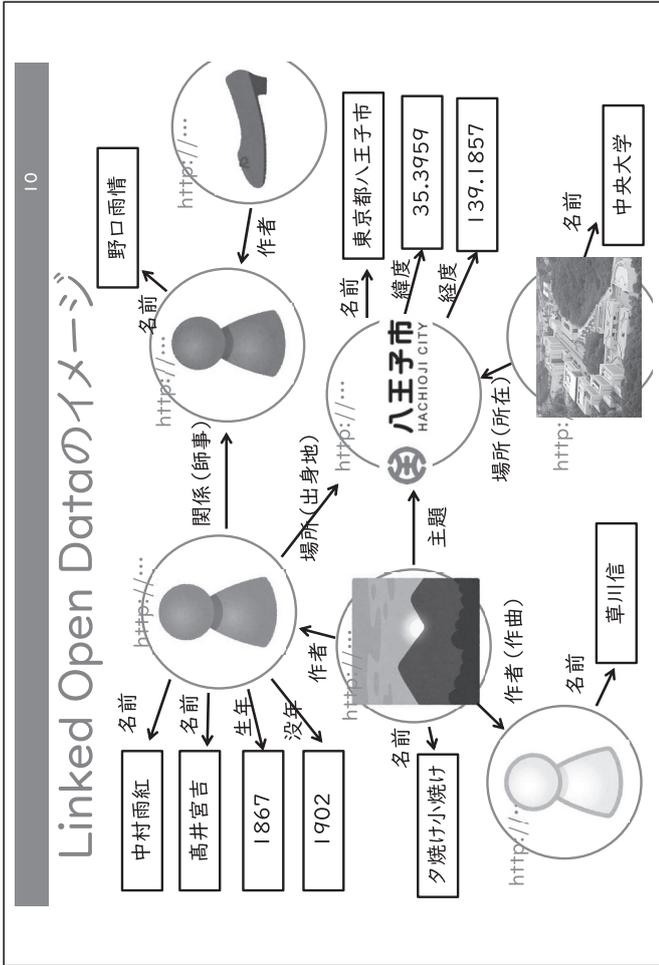
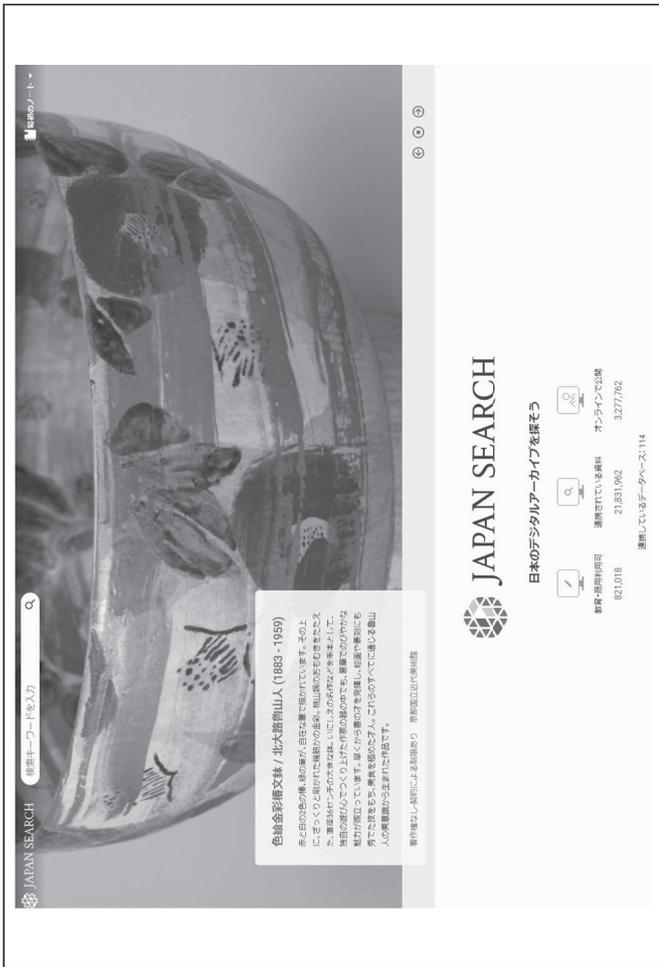
- 連携インタビュー集録(デジタルアーカイブ集録)を掲載しました。(2020-10-30)
- オープンデータとして利用可能なメタデータが追加されました(2020-10-05 14:05)
- JapanKnowledgeのデータを更新しました(2020-07-06 16:38)
- 「京都大学蔵書検索KULINE 貴重資料」の連携を開始しました(2020-07-06 16:38)

すべてのお知らせを見る

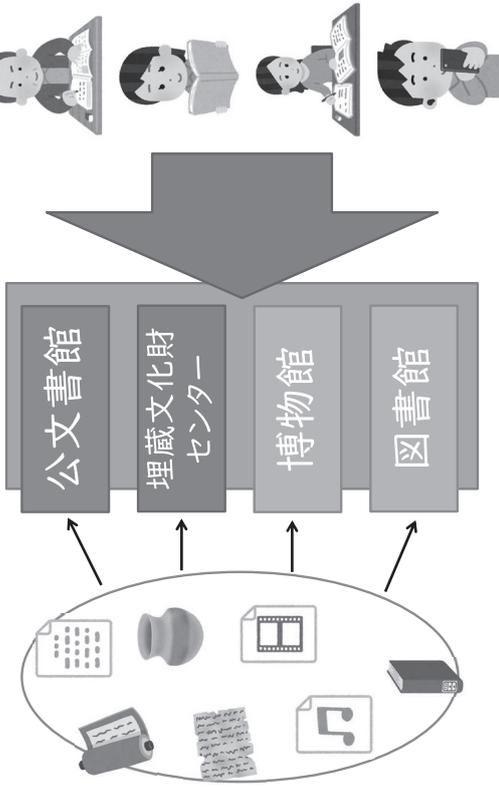
「国立国会図書館サーチ」は、国立国会図書館をはじめ、全国の公立・大学・専門図書館や学術研究機関等が提供する資料、デジタルコンテンツを統合的に検索できる「知のアクセスポイント」です。

- 国立国会図書館サーチの機能については、ご利用についてのページをご覧ください。
- 検索できる資料、デジタルコンテンツの詳細については検索対象データページ一覧のページをご覧ください。
- APIのご利用については「APIのご利用について」のページをご覧ください。

Copyright © 2012 National Diet Library. All Rights Reserved.



地域資料の保存と活用に向けて(3)



ご清聴ありがとうございました

記録集

多摩地域の変容と地域資料の保存・活用

—地域持続のために—

中央大学大学院文学研究科・中央大学政策文化総合研究所共催シンポジウム

2021年3月31日発行

編者 宮間純一(中央大学文学部准教授)

発行者 中央大学大学院文学研究科
〒192-0393 東京都八王子市東中野742-1

印刷・製本 株式会社 芳文社

